

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【総務 常任委員会関係】 1. 経済対策について(宮古市) 燃料価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響は、観光業、飲食業及び小売業を中心とした地域経済や市民生活に甚大な影響を及ぼしている。地域経済の立て直しには、市単独事業を実施するための財源の確保が必要であることから、以下を図られたい。 ① 物価の安定や経済が回復するまでは、継続的かつ安定的な財源の確保について、地方創生臨時交付金の増額など全面的な財政措置を講ずるよう国に強く働きかけること。</p>	<p>県では、令和5年6月14日の国に対する「物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分並びに令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の柔軟な運用について要望を行ったところです。 国においては、令和5年11月に新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を措置し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約31億円の配分を行ったところです。 今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの
<p>【総務 常任委員会関係】 2. 物価高騰対策について(大船渡市) 新型コロナウイルス感染症による経済への影響が収束していない中、エネルギー価格等の物価高騰が続き、住民生活はもとより企業経営等に深刻な影響を及ぼしている。この影響を最小限とし、住民生活と地域の産業を守るためには、エネルギー価格高騰に係る負担軽減策の継続や事業者の事業継続支援のほか、新たな消費喚起、事業創出など、地域経済の回復に資する各種取組への息の長い支援が必要不可欠である。ついては、住民生活や地域経済に最も身近な基礎自治体に対し、次の事項について、特段の配慮を願う。 ① エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する負担軽減策や、資金繰り支援などの中小企業等の事業継続を支援するための財政支援を継続・拡充すること。</p>	<p>県では、エネルギー・物価高騰等の影響を受け過剰債務や資金繰りに課題を抱える中小企業者の事業継続を支援するため、令和6年度一般会計当初予算に「中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助」を措置し、引き続き岩手県信用保証協会や金融機関等と連携して金融支援に取り組みます。併せて、「いわて中小企業事業継続支援センター相談窓口」を県内各商工指導団体に設置し、中小企業者からの資金繰り相談等にワンストップで対応できる体制を継続します。 【令和6年度一般会計当初予算措置】 中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助 225,000千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【総務 常任委員会関係】 2. 物価高騰対策について(大船渡市) 新型コロナウイルス感染症による経済への影響が収束していない中、エネルギー価格等の物価高騰が続き、住民生活はもとより企業経営等に深刻な影響を及ぼしている。この影響を最小限とし、住民生活と地域の産業を守るためには、エネルギー価格高騰に係る負担軽減策の継続や事業者の事業継続支援のほか、新たな消費喚起、事業創出など、地域経済の回復に資する各種取組への息の長い支援が必要不可欠である。ついては、住民生活や地域経済に最も身近な基礎自治体に対し、次の事項について、特段の配慮を願う。 ② 地域の実情に合った消費喚起を図るため、継続的な財政支援を講ずること。</p>	<p>県では、これまで「いわて県民応援プレミアムポイント還元キャンペーン」や「いわて旅応援プロジェクト」といった消費喚起策を実施するほか、令和5年度においては、民間事業者、商工団体、組合等が行う飲食店や商店街の利用を促進する事業への補助を実施し、物価高騰の影響を受けている中小企業者の事業継続を支援しているところでは、 今後は、実質賃金をプラスにすることにより、物価高騰に負けない県民の安定した暮らしを実現し、地域経済を活性化させていくことが重要であると考えています。 このため、令和5年度一般会計補正予算(第5号)において、「物価高騰対策賃上げ支援金」を予算化したところであり、また、令和6年度一般会計当初予算において、令和5年度に引き続き、中小企業の生産性向上の取組を支援する「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」を盛り込んでいるところでは、 今後も中小企業者のニーズに的確に対応した支援が必要と考えており、こうした支援策が機動的に講じることができるよう財政支援について、引き続き、国に働きかけています。 【令和6年度一般会計当初予算措置】 中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助 100,000千円</p>	商工労働観光部	商工企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【総務 常任委員会関係】 3. 市街地再開発事業における県補助金の創設について(北上市) キオクシアが2棟目の建設を発表するなど、今後も旺盛な住宅需要が見込まれている一方で、市街地に目を向けると老朽化した建物が立ち並び、まちの形成に悪影響を及ぼしている。市街地再開発の誘導に取り組んでいるが、市街地再開発事業は多額の事業費が見込まれるため、岩手県においても市街地再開発事業に対する補助金制度を設けることで、市街地再開発事業を促進し、キオクシア社進出に伴う住宅不足の解消に寄与することを期待する。 ① 市街地再開発事業における地方自治体負担分について、県と市で折半となるよう県補助金の創設を要望する。</p>	<p>北上市におかれては、市内中心部の将来像を描いた「未来ビジョン(地区再生計画)」を令和4年3月に策定し、令和4年度からビジョンを実現するための具体的な事業手法の検討等をしているところと認識しており、今後の動向を注視していきます。 なお、近年、県内で実施された市街地再開発事業に対し、かさ上げ補助を行った実績はありません。</p>	県土整備部	都市計画課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【総務 常任委員会関係】 4. 流域下水道維持管理負担金の見直しについて(一関市) 昭和56年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めている。しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく変化し、特にも人口減少の影響により、有収水量の大きな増加は見込めない状況であり、流域下水道維持管理負担金は関連市町にとっては大きな財政負担となっている。ついては、流域関連公共下水道事業を県と関連市町が協力し、安定した経営が図られるよう、次の事項について要望する。</p> <p>① 令和8年度までの整備区域を縮小し、また長期計画の見直しを予定していることから、施設や設備の更新にあたっては今後見込まれる処理量に見合った規模となるよう関連市町と事前協議を行い、事業費の低減や平準化に努めること。</p>	<p>施設や設備の更新は、計画だけでは無く、実績や将来予測も考慮した上で、最適な施設設計を行い実施しています。</p> <p>また、ストックマネジメント計画については、関連市町には維持管理協議会調査部会で資料の提示と御説明もし、計画策定・改定時は事前確認も行っていますが、引き続き、事業費の低減や平準化に配慮しながら、関連市町へは施設設計の詳細を御説明することとし、進めていきます。</p>	県土整備部	下水環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【総務 常任委員会関係】 4. 流域下水道維持管理負担金の見直しについて(一関市) 昭和56年度以降、流域下水道事業に関連した公共下水道事業に着手し、人口規模の変動や住宅建設などの状況に合わせ、段階的に計画を見直しながら整備を進めている。しかしながら、事業を取り巻く環境は、着手当時の想定に比べ大きく変化し、特にも人口減少の影響により、有収水量の大きな増加は見込めない状況であり、流域下水道維持管理負担金は関連市町にとっては大きな財政負担となっている。ついては、流域関連公共下水道事業を県と関連市町が協力し、安定した経営が図られるよう、次の事項について要望する。</p> <p>② 流域下水道維持管理負担金の算定にあたっては、決算分析を十分に行い、利益剰余金の取扱いなども含め、関連市町と協議の上、負担低減に努めること。</p>	<p>現覚書における維持管理負担金は、関連市町からの御要望にも応じて、令和2年度の決算を踏まえて算定し、関連市町との協議を経て、全ての市町から書面で御了解をいただいた上で、令和6年度までの維持管理負担金を定めたものです。令和7年度以降の維持管理負担金の算定においても、引き続き、決算分析を行いながら、収支均衡を目指し、関連市町の負担軽減に努めていきます。</p> <p>なお、利益剰余金は、これまで関連市町から書面により御了解をいただいた上で処分していますので、引き続き、協議等しながら取扱いを定めていきます。</p>	県土整備部	下水環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【総務 常任委員会関係】 5. 自治公民館等集会施設整備への財政的支援の充実について(滝沢市) 「自治公民館等集会施設」は、コミュニティ組織である自治会の活動拠点として、会議や行事を開催する場としての利用をはじめ、レクリエーションや趣味活動など親睦や憩いの場としても活用されてきた。近年においては、地域の防災や福祉の活動拠点としての役割などの地域課題を解決するため、様々な団体が連携・協力して自主的に活動を行う拠点として活用されているが、施設の多くが老朽化等の課題を抱えていることから、コミュニティ組織が事業実施主体となる建替えや増築、改修等の整備に対して、施設建設費はもとより用地取得や造成、老朽施設の撤去及び解体処理等も補助対象となるような、財政的支援の充実について、国への働きかけを要望する。</p>	<p>自治会館等集会施設整備への支援については、(一財)自治総合センターが行うコミュニティ助成事業における令和4年度コミュニティセンター助成事業において、貴市から申請のあった自治会が採択になったところです。 県としては、引き続き、コミュニティ助成事業に関する支援を行うとともに、地域の実情をお伺いしながら、必要に応じ当該センターや国への働きかけを検討していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p>	<p>地域振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【総務 常任委員会関係】 6. 子育て支援の充実及びこども家庭センターに係る財政支援に関する要望について(矢巾町) 少子化と人口減少が急速に進む中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや子育て世帯への支援は、本町のみならず、国や県の重要施策となっている。 合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向は極めて深刻さを増す中、居住する市町村や子どもの人数によって格差が生じることのないよう、また、こども家庭センターの設置により妊娠期から子育て期にわたる虐待の予防的な対応から、それぞれの家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行うことができるよう、国の責任において誰もが安心して子どもを産み育てられる社会の実現のため、次の事項を実現されるよう要望する。 ① 子どもの年齢や人数、世帯の所得等に関わらず、幼児教育・保育の関する利用料及び学校給食費を完全無償化すること。</p>	<p>令和5年4月から第2子以降の3歳未満児に係る保育料等の無償化を行う市町村に対する補助を実施したところであり、国のこども施策の動向や岩手県人口問題対策本部会議で掲げた少子化対策の方向性を踏まえ、子育て支援策の一層の充実を図っていきます。 幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、引き続き、国に要望していきます。</p> <p>給食費については、県内各市町村が交付金等を活用して、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えています。 学校給食費の無償化については、現在、国において、こども未来戦略方針に従い、学校給食の実態調査を行っているところであり、自治体など学校設置者による実施方法の違いや公平性、負担の在り方などを整理し、検討が進められていくものと承知しているところです。 本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることの無いよう同等の水準で行われるべきものであることから、引き続き、国に対し働きかけていきます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>子ども子育て支援室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
		<p>教育委員会事務局</p>	<p>保健体育課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【総務 常任委員会関係】 6. 子育て支援の充実及びこども家庭センターに係る財政支援に関する要望について(矢巾町) 少子化と人口減少が急速に進む中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや子育て世帯への支援は、本町のみならず、国や県の重要施策となっている。 合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向は極めて深刻さを増す中、居住する市町村や子どもの人数によって格差が生じることのないよう、また、こども家庭センターの設置により妊娠から子育て期にわたる虐待の予防的な対応から、それぞれの家庭の状況に応じた切れ目ない支援を行うことができるよう、国の責任において誰もが安心して子どもを産み育てられる社会の実現のため、次の事項を実現されるよう要望する。 ② 無償化に関する財源については、国の責任において必要な財源を確実に確保すること。</p>	<p>幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、引き続き、国に要望していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>給食費については、県内各市町村が交付金等を活用して、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えています。 学校給食費の無償化については、現在、国において、こども未来戦略方針に従い、学校給食の実態調査を行っているところであり、自治体など学校設置者による実施方法の違いや公平性、負担の在り方などを整理し、検討が進められていくものと承知しているところです。 本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることの無いよう同等の水準で行われるべきものであることから、引き続き、国に対し働きかけていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【総務 常任委員会関係】 7. 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて(田野畑村) 森林整備や保全、木材利用の促進に充てられる森林環境譲与税は、令和元年から本村にも一定の配分額をいただき、基金に積み立て、用途について検討している。しかしながら、譲与の基準が森林面積だけでなく、人口により割り振られているため、森林資源の少ない都市部が優遇され、人口減少や少子高齢化が進む町村部では少額の配分となっている。 中山間地域における民有林の整備・保全については、所有者が高齢であったり、遠方に居住されていたりするなどの理由から適切な管理が行われない箇所が増加している。 民有林の適正管理・指導については、本基金の活用が有効かつ急務だが、事業着手に当たっては財源が即時に枯渇する恐れがあるため、優先順位や事業規模などに慎重を期す必要がある。本制度の有効活用による民有林の適正管理・保全を進めたいため、十分な財源確保ができるよう、算定基礎の見直しについて国に対して要望いただきたい。</p>	<p>森林環境税を財源とする森林環境譲与税は、間伐や担い手の確保など森林の整備及びその促進に関する施策に充てることとされ、国において、森林現場の課題に早期に対応する観点から、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与することとされています。 森林環境譲与税の譲与基準については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案に対する附帯決議において、自治体における用途や森林の公益的機能増進等への効果を検証しつつ、必要がある場合は、見直しを行うこととされています。 県では、国に対し、森林環境譲与税について、私有林人工林面積割合が高い市町村に譲与税を増額するなど、譲与基準を見直すよう要望しています。 国では、令和6年度税制改正の大綱において、森林整備を一層推進する観点から、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積の譲与割合を50%から55%に、人口の譲与割合を30%から25%に見直すこととされたところです。</p>	農林水産部	林業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【総務 常任委員会関係】 8. 原油・物価高騰対策について(野田村) 昨今の物価の高騰は、住民生活を直撃するとともに、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復に水を差す状況となっている。また、農林水産業等の生業に必要な資材等の高騰により、生産者は経営存続の岐路に直面している。この状況は今後も続くと考えられ、灯油等の需要が増加する冬季には、経済的に生活が非常に厳しい状況になるとともに、生業の維持が難しくなり、廃業する生産者も出かねない。 住民の生活を安定させるため、昨年度と同様に“生活困窮者原油価格・物価高騰特別対策事業”の実施と、本県の主要産業である農林水産業を維持していくため、経営の安定に対する支援実施を要望する。</p>	<p>生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助については、光熱費等の動向や、国による支援の状況、市町村の意向などを総合的に勘案し、実施を判断しています。 令和5年度は、依然として物価高騰が続いていることを踏まえ、補助基準額を7千円に拡充し、必要な予算について県議会12月定例会で措置しました。</p> <p>県では、原油価格・物価高騰による生産者の経営への影響を緩和するため、国に対し、燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化を要望しているほか、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、累次の補正予算により、配合飼料や肥料購入費の価格上昇分への支援や、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。 生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、生産者の経営に大きな影響を与えています。 このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	<p>保健福祉部</p> <p>農林水産部</p>	<p>地域福祉課</p> <p>農林水産企画室</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【総務 常任委員会関係】 9. 小規模自治体への総合的な支援について(九戸村) 人口5,300人足らずの九戸村の行政は、現在、関係機関を除き約60名の役場職員で担っているが、近年、少子高齢化に伴う行政ニーズの多様化により、職員の負担は年々増している。小規模自治体といえども一地方自治体としての役割を果たしていくことが求められていることから、今後、職員を育成しながら行政事務の簡素化・効率化を進め、役場組織の強化をめざしていくので、県においても、次の項目について、特段の配慮をお願いしたい。</p> <p>① 国及び県主導による地域のデジタル格差解消について 国は、わが国のデジタル化の遅れを解消し、成長戦略の要として推進する方針を打ち出しているが、そうであるならば、本来、道路や橋梁等と同様に国等の強いリーダーシップで推進していただきたい。また、自治体のデジタル化についても、国による標準化を速やかに進めていただきたい。</p> <p>また、現在の市町村の主体性に委ねた施策では、ますます地域間のデジタル格差が生じてしまうと懸念することから、財源も人材も含め、国及び県のリーダーシップを強くお願いしたい。</p>	<p>国においては、地方公共団体情報システムの標準化について、推進計画及び手順書を示し工程表管理やスケジュール管理を行いながら強力に進めているほか、自治体業務のデジタル化についても、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業の推進などにより、自治体DX推進を支援しています。</p> <p>本県においても、地方公共団体情報システムの標準化について、電子自治体協議会を通じて取組支援をしてきたほか、市町村職員を対象としたDXセミナーの開催などによる意識啓蒙、AI・RPAの市町村におけるシステムの共同利用に向けた取組、地域DXアドバイザーによる自治体のDX推進計画作成支援など実施してきました。また今年度は、県の電子申請システムの共同利用に向けた取組や、データ利活用に関する研修会など人材育成にも取り組むこととしています。</p> <p>また、県においては、標準化PMO等のツールを用いて、随時、最新の進捗状況を確認するとともに、県内各自治体に寄り添いそれぞれの課題の状況を伺いながら、国への要望や各種支援事業の情報提供、県主催による研修会の開催、DX推進コーディネーターによる支援などを活用し、課題解決に向けた支援を行っていきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 1. 橋野鉄鉱山関連事業への支援について(釜石市) ① 橋野鉄鉱山に係る文化庁補助事業への県による嵩上げ補助を継続・充実すること。</p>	<p>岩手県における世界遺産関連の整備や修理等については、令和6年度一般会計当初予算におきましても国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助を行い対応することとしています。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 1. 橋野鉄鉱山関連事業への支援について(釜石市) ② 高炉場跡地周辺の環境整備及び橋野鉄鉱山インフォメーションセンター等の維持管理に関する経費への支援を図ること。</p>	<p>橋野鉄鉱山の調査研究・保存・整備・活用・理解増進については、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会に釜石市とともに県も積極的に参画し、活動の推進を図っています。維持管理に係る直接的な経費支援は難しい状況ですが、県では、本県3つの世界遺産の連携・交流を進めながら、価値・魅力の発信、来訪促進及び保存管理・伝承への理解促進に取り組んでおり、県内外における橋野鉄鉱山に対する関心や理解が更に進むよう、それらの取組を継続して実施していきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	C 当面は実現できないもの
<p>【文教 常任委員会関係】 2. スキージャンプ施設の県営化について(八幡平市) 選手の育成と施設整備に関しては、本県の特徴を生かした競技として選手発掘と育成に県を挙げて取組むとともに、矢神飛躍台についてはサマー対応を検討し、県営での運営すること。</p>	<p>八幡平市営矢神飛躍台は、旧安代町(現八幡平市)が昭和47年に設置し、いわて八幡平白銀国体をはじめとする各種大会を開催しており、本県のスキー競技の振興に寄与しています。県においても、昭和60年、市営矢神飛躍台に近接した地域に県営スキージャンプ場を設置し、スキージャンプ競技の普及啓発と競技人口の拡大に取り組んできたところです。 各競技施設については、設置の経緯を踏まえつつ、それぞれの役割分担や連携・協働の方向性、競技力の向上など今後の在り方を協議していきたいと考えています。 また、県では、次世代アスリートの発掘・育成のため、県や市町村の体育施設等を十分に活用しながら、「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」や「ジュニア体験・育成事業」を実施し、引き続き、中長期的な選手強化及び競技人口の拡大に取り組んでいます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	C 当面は実現できないもの
<p>【文教 常任委員会関係】 3. スポーツ医科学センター等の矢巾町への整備に関する要望について(矢巾町) ① 老朽化により建設が必要とされている県営体育館について、本町への新設を検討すること。</p>	<p>県営体育館については、令和3年2月に岩手県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画を策定し、計画的に施設の修繕・改修を図りながら施設の長寿命化を図っていくこととしています。 今後5年ごとに行う個別施設計画の改定に併せて、関係者の意見を聞きながら、対応方針を検討していきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 3. スポーツ医科学センター等の矢巾町への整備に関する要望について(矢巾町) ② スポーツ医科学に基づく県民、町民の健康づくりの推進、スポーツの振興及び競技選手の競技力向上のため、岩手医科大学及び同附属病院と連携した「スポーツ医科学センター」の本町への整備を検討すること。</p>	<p>県では、これまで、スポーツ医・科学の知見に基づく県民の健康づくりや競技力向上について、県営スケート場内に体力測定や実技講習を行うスペースを確保し、測定結果に基づくトレーニングメニューの提供やスポーツ栄養、メンタル等に関する研修等を実施しているところです。 また、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を持つ専門員等を配置するとともに、岩手県体育協会が設置しているスポーツ医・科学委員会と連携し、スポーツドクター、スポーツ栄養士、大学関係者等の協力をいただきながら、県民の健康づくりに係る講習会への講師派遣のほか、選手強化のためのトレーニング指導やこれまで養成したいわてアスレティックトレーナーの現場での効果的な活用など、ソフト面での様々な取組を進めており、国内外の大会における本県出身選手の活躍につながっているところです。 当面は、現行の取組の充実・強化を図りながら、スポーツ医・科学センターの在り方についても、検討していきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 3. スポーツ医科学センター等の矢巾町への整備に関する要望について(矢巾町) ③ 県営屋内温水プールは老朽化が進み、アクセスが不便なため、県水泳連盟は矢巾町への建設を要望している。県営体育館やスポーツ医科学センターとの相互利用の可能性が高いこの施設の矢巾町への新設を検討すること。</p>	<p>県営屋内温水プールについても、令和3年2月に個別施設計画を策定し、計画的に施設の修繕・改修を図りながら施設の長寿命化を図っていくこととしており、5年ごとに行う個別施設計画の改定に併せて、関係者の意見を聞きながら、対応方針を検討していきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 4. 平泉の文化遺産の世界遺産拡張登録の推進について(平泉町) 柳之御所遺跡の推薦書案の作成に向けてより一層の指導と財政的な支援および、他の資産の拡張登録の推進に向け、必要な調査研究、整備・公開・活用等へ取組むこと。</p>	<p>「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録については、令和5年8月の県と関係3市町の申合せにより、柳之御所遺跡を追加する推薦書案の作成を令和5年度から進めるとともに、資産の価値向上及び将来的な拡張登録を目的とし、平泉関連資産の調査研究などの取組及び支援を継続することとしています。 県としては、推薦書案の作成に向けて極めて重要となる、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援について、引き続き、国に要望を行うとともに、関係市町と連携して、専門家委員会の開催や文化庁との調整など、推薦書案の作成に向けた取組を継続していきます。 また、関係市町が実施する調査研究について、引き続き、専門的・技術的な支援を行っていくとともに、令和5年11月に施行した「ひらいずみ遺産保存活用推進要綱」に基づき、世界遺産及び関連資産に係る一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信等に取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 5. 歴史や伝統文化を活かした地域づくりについて(九戸村) 県北地域には、縄文時代から続く歴史資産や山里で育まれた伝統文化・伝統芸能等が数多く残されており、担い手の育成など、未来に継承していくために支援策を講じること。</p>	<p>県では、伝統芸能・伝統行事の発表・後継者育成等の取組に対し、文化庁事業や岩手県文化振興基金事業を活用した支援を行っているほか、岩手県民俗芸能フェスティバルを開催し、担い手の誇りや意欲を高めるような機会とするなど、担い手の確保・育成、継承に向けた取組を行っています。 引き続き、これらの取組を継続しながら、ウェブを活用して民俗芸能の動画を収集・公開するなど、岩手の誇る伝統文化の魅力を発信するとともに、市町村との連携も強化しながら、伝統文化が次世代に着実に引き継がれていくよう取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 6. 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成遺産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について(一戸町) ① 御所野遺跡を核に、他の世界遺産や県北圏域をはじめとする県内観光地を結ぶ広域的な観光ルートを確立するため、旅行商品の造成支援や国内外に向けたプロモーション活動を拡充すること。また、教育旅行の誘致については引き続き、町と共同で取組むこと。</p>	<p>御所野遺跡については、県北地域の重要な観光資源であるとの認識の下、「平泉」や「橋野鉄鉱山」の二つの世界遺産と合わせて、本県の歴史・文化を核とした観光ルートの構築や旅行商品造成の促進に取り組むとともに、国内外への情報発信の強化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、市町村や関係団体、事業者等と連携して、令和6年1月から3月までの3か月間、冬季観光キャンペーンを展開し、本県の「自然・絶景」、「歴史・文化」、「食」等をテーマに各種プロモーション等を実施し、誘客拡大、広域周遊の促進等に取り組んでいます。</p> <p>教育旅行の誘致については、公益財団法人岩手県観光協会等と連携した誘致説明会等の開催や、いわて教育旅行誘致促進事業により県北も含めた教育旅行におけるバスの運行経費の支援を行っているところです。</p> <p>さらに、公益財団法人岩手県観光協会に観光地域づくりの専門人材を配置し、一戸町の観光地域づくり戦略策定を共に実施しているところであり、新たな観光需要や旅行者ニーズに対応した地域の受入体制整備を進めているところです。</p> <p>県北広域振興局では、青森県三八地域県民局、秋田県鹿角地域振興局との3圏域連携による、県北管内と両圏域の縄文関連施設等を周遊するスタンプラリーを実施し、県境を越えた広域観光の推進に取り組むとともに、令和4年度に作成した教育旅行プログラムパンフレットを活用しながら、町と連携して教育旅行の誘致に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわて観光キャンペーン推進協議事業費 22,583千円 ・いわて教育旅行誘致促進事業 11,900千円 ・いわての新しい観光推進体制整備事業費 22,536千円 	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 6. 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成遺産である御所野遺跡の地域振興への活用に向けた取組について(一戸町) ② 「北海道・北東北の縄文遺跡群」への県民の理解を深める取組を行うとともに、小中学生の修学旅行等で必ず訪れるなど、御所野遺跡の認知度を高める機会をつくること。</p>	<p>県では、いわて世界遺産まつりの開催や、SNSを活用したプロモーション動画の配信、世界遺産パネルの巡回展示など、県内外に向けた御所野遺跡の魅力発信や価値の普及と認知度の向上に取り組んでいます。 また、世界遺産出前授業や教員向け研修、県外における教育旅行説明会でのプロモーションなどにより、児童生徒の御所野遺跡への理解を深め、来訪を促進する取組を行っているほか、「岩手県3つの世界遺産連携会議」により関係機関と連携しながら、3つの世界遺産に係る一体的な情報発信や交流・周遊促進等に取り組んでいます。 「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、構成資産を有する4道県や貴町と連携し、首都圏や県内での縄文フォーラムの開催や、各種パンフレットの発行、多言語ホームページによる情報発信等を行っていきます。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【文教 常任委員会関係】 7. 地域の文化財保存修理に対する支援について(一戸町) ① 国指定重要文化財「旧朴館家住宅」について、国庫補助事業早期採択について国に働きかけること。</p>	<p>令和5年度予算において、建造物保存修理事業は、全国的に新規事業の採択が見送られるという状況になっています。県としても、旧朴館家住宅の現状について、文化庁への情報提供を積極的に行い、早期採択に向けた働きかけをしているところです。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 7. 地域の文化財保存修理に対する支援について(一戸町) ② 文化財保護法の趣旨に則り、国庫補助事業に対する県費嵩上げ補助を復活すること。</p>	<p>県では、行財政構造改革の取組として、国庫補助事業における県の嵩上げ補助を原則廃止しており、文化財保護に関する国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業や災害復旧などの特殊事情がある場合に限定して行っています。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 8. 県立の併設型中高一貫教育校の新設について(花巻市) 中学生の段階から生まれる都市部との学力差を解消するためにも、県として併設型中高一貫校の拡大に舵をとり、進学実績と新しい教育プログラムを積極的に取り入れている花巻北高等学校を対象校とすること。また、進学をも目的とする生徒に対するメリットを最大化するため、附属中学校から入学した生徒については、高校で持ち上がりクラスとし、6年間一貫のカリキュラムに従って学習する、「別クラス型(中高一貫クラス)」の制度導入についても併せて検討すること。</p>	<p>花巻北高等学校においては、将来のリーダーにふさわしい知性、感性、品性の涵養や、生徒の進路実現・自己実現に向けた進路指導の充実等を図るきめ細かな教育活動を行っており、難関大学や医学部等への進学実績も残していると承知しています。</p> <p>県教育委員会では、現在推進している「新たな県立高等学校再編計画」の終期を見据え、次期高校再編計画の土台となる県立高校教育の在り方の検討に、令和5年度から着手しているところであり、少子化への対応や本県高等学校教育の基本的な考え方など、本県における中高一貫教育の在り方も含めた県立高校教育の長期ビジョンについて、慎重に検討しています。</p> <p>また、県教育委員会としては、花巻北高等学校の魅力を地域へ発信していくとともに、今後とも、花巻北高等学校の生徒も含め、県立高校の生徒が希望する進路を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>【文教 常任委員会関係】 9. 児童生徒用端末等の更新費用および運用費用の財政支援について(遠野市) 児童生徒が使用する1人1台端末の継続的な財政支援とそれを運用するためのネットワーク機器、サーバー機器、通信機器等の更新費用および運用費用の財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。</p>	<p>文部科学省からは、令和5年1月に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」を2年延長し、新たなICT環境整備方針の策定は令和7年度に向けて検討を進めることが示されているところです。</p> <p>令和5年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための経済対策」において、「日常的な端末活用を行っている地方公共団体の故障率も踏まえた予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う」とされたことから、県教育委員会ではこの動きを受け、端末更新に要する経費の財源に充てるため、公立学校情報機器整備基金を設立したところです。各教育委員会においては、これらの動向を踏まえ、1人1台端末の積極的な利活用及びICT環境整備に取り組むことが求められています。</p> <p>あわせて県教育委員会では、国に対し、GIGAスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充について要望しており、児童生徒1人1台端末等の導入後に生じる通信料等、必要な財政措置の拡充について要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 10. 学習用デジタル教材等の導入費用の財政支援について(遠野市) 学習用デジタル教材のソフトウェアやハードウェア等の導入費用に係る財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。</p>	<p>文部科学省からは、令和5年1月に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」を2年延長し、新たなICT環境整備方針の策定は令和7年度に向けて検討を進めることが示されているところです。 令和5年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための経済対策」において、「日常的な端末活用を行っている地方公共団体の故障率も踏まえた予備機を含む1人1台端末の計画的な更新を行う」とされたことから、県教育委員会ではこの動きを受け、端末更新に要する経費の財源に充てるため、公立学校情報機器整備基金を設立したところです。各教育委員会においては、これらの動向を踏まえ、1人1台端末の積極的な利活用及びICT環境整備に取り組むことが求められています。 あわせて県教育委員会では、国に対し、GIGAスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充について要望しており、有償ソフトウェア、ICT教材の購入等、必要な財政措置の拡充について要望しているところです。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【文教 常任委員会関係】 11. 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について(遠野市) 地域の文化的資源や特色を生かした持続可能なまちづくりを推進する核として、国指定重要文化財「旧千葉家住宅」の修理・防災・公開活用事業、国指定史跡「鍋倉城跡」の活用整備事業の対応など、県事業の充実強化を図るとともに、国庫補助事業に対する県費嵩上げ補助金を復活すること。</p>	<p>県では、行財政構造改革の取組として、国庫補助事業における県の嵩上げ補助を原則廃止しており、文化財保護に関する国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業や災害復旧などの特殊事情がある場合に限定して行っています。 また、県教育委員会では、文化庁と連携し「文化財保存活用地域計画」を作成する市町村に対して人的・技術的支援を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	C 当面は実現できないもの
<p>【文教 常任委員会関係】 12. 釜石市内の高校ラグビー部強化に向けた取組について(釜石市) 釜石市内の高校へラグビー競技有能指導教員を継続して配置すること。</p>	<p>高等学校の教職員の配置については、各学校の教育課程、部活動の実状等に配慮した配置に取り組んでいます。全県的に配置を検討する中で、釜石市内の高等学校については、ラグビー部の顧問経験者を継続的に配置しているところです。 今後も、学校の特色、現状並びに地域の要望等を勘案して教職員の配置を検討していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 13. 児童・生徒への心のケア対策について(釜石市) ① 継続して県から臨床心理士を学校へ安定的に派遣すること。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータを基に生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切に配置しているところです。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 13. 児童・生徒への心のケア対策について(釜石市) ② よりきめ細やかな対応ができるよう派遣体制の強化を図ること。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、沿岸部をはじめ、県内全域において震災起因に係る問題を抱えた児童生徒の実状を把握するための調査に基づき、また、様々なデータを基に生徒指導上の諸課題を抱える学校の実態を踏まえながら、支援が必要な学校へ適切に配置しているところです。 今後も、各学校における教育相談体制の充実を目指し、学校のニーズや児童生徒の実態を把握しながら臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーの適正な配置に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 14. 小中学校教職員の負担軽減について(釜石市) ① 病気休暇、産前産後・育児休暇へ対応する補充講師を確実に配置すること。</p>	<p>病気休職者、産前産後休暇・育児休業者の補充については、講師等の配置に努めており、令和5年度から産休取得が見込まれる教員に対し、産前休暇開始日より前倒して補充者を配置できるように取り組んでいます。 今後も市町村教育委員会と連携しながら、情報収集を行い、補充講師等の適地適切な配置に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 14. 小中学校教職員の負担軽減について(釜石市) ② 常勤講師・非常勤講師の柔軟な任用および加配配置条件の緩和と数増を図ること。</p>	<p>国からの加配定数は特定の目的のために予算上措置されているものであり、そのため配置に係る条件等が示されているとともに、目的外の活用とならないようにすることが求められています。 教職員の負担軽減のため、市町村の要望を踏まえながら地域の実情に合わせた柔軟な任用や加配配置基準の緩和について国への要望を検討するとともに、国に対し加配定数の拡充について要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【文教 常任委員会関係】 15. 特別支援学校の八幡平分教室の設置について(八幡平市) 通学時間の短縮による児童生徒の身体的・精神的負担と保護者の送迎負担の軽減、分教室の設置によって市内小・中学校における障害に対する理解促進、今後の配慮を必要とする児童生徒の増加への対応のため、特別支援学校八幡平分教室を設置すること。</p>	<p>県教育委員会では、令和3年5月に策定した「岩手県立特別支援学校整備計画」に基づき、学びの場等の整備を進めています。引き続き、市町村等からの意見を聞きながら、各地域の実情把握に努めます。 また、「岩手県立特別支援学校整備計画」においては、開室当初からの、分教室の児童生徒の増加や小中学校の状況の変化(児童生徒数の増加等)等により、狭隘化への対応など様々な教育環境の整備が必要であるため、これまで各分教室の在籍児童生徒数や、設置されている小中学校の空き教室の状況を踏まえ、市町村の理解と協力を得ながら行ってきた教育環境の整備について、引き続き、地域に根差した分教室の運用となるよう各市町村と連携を図りながら取り組むこととしています。今後の分教室設置については、インクルーシブ教育の理念を尊重しつつ、児童生徒数や地域の実情・要望等を踏まえながら、特別支援学校の全体的な設置の在り方等も含め、総合的に検討していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	C 当面は実現できないもの
<p>【文教 常任委員会関係】 16. 県立雫石高等学校の魅力ある学校づくりに対する支援について 岩手県教育委員会をはじめ関係団体および企業との連携・協働を一層深めながら、雫石高等学校の教育力の向上や生徒の健全育成等、魅力ある学校づくりの支援をすること。</p>	<p>県教育委員会では、令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」に基づき、再編を進めているところですが、雫石高校のように、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中に一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしています。 また、後期計画においては、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、県教育委員会では、小規模校を対象に取り組んできた「高校の魅力化促進の事業」を拡充させ、令和4年度からは、全ての県立高校を対象とした「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」を展開し、地域、関係機関と連携した各校の取組を推進しています。 現在、雫石高校では「虹色コンパスキャリア教育支援事業」等、雫石町や雫石町教育委員会等の支援をいただきながら、地域理解の学習活動を充実させること等により、地域と一体となった高校魅力化の取組を進めています。 今後とも、地域と意見交換を行いながら、雫石高校の魅力づくりや地域で活躍する人材育成等に連携して取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【文教 常任委員会関係】 17. 県立福岡高等学校の整備について(二戸市) 県北地域における高校教育の中心校として魅力ある学校づくりが推進できるよう、県立福岡高等学校の校舎の全面改築を検討すること。</p>	<p>県立学校施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて生徒の増加に対応して整備されており、老朽化が進む中で、一斉に改築・改修の時期を迎え、施設整備の需要が増大しています。 現在、学校施設の経過年数のみではなく、建物や設備の劣化状況に応じて、改修や修繕を行っており、福岡高校についても、これまで、屋上防水や暖房配管の修繕のほか、トイレの洋式化等を行ってきています。 今後も、十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心な教育環境を目指して、新たな県立高等学校再編計画後期計画との整合性を図りながら、施設の老朽化の状況に応じて、計画的に整備を進めていく必要があります。 なお、必要な財源の確保も重要な課題であることから、引き続き、国に対して、公立高等学校施設への財政支援措置について、要望していきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 18. 県立西和賀高等学校の存続と教職員数の確保について 生徒一人ひとりの将来の夢の実現に向けて行っている、現在の「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」にあたる西和賀高校の教職員数の増員・加配等支援を確保すること。</p>	<p>県教育委員会では、国の標準法に基づき学校の実情等を考慮し教職員を配置していますが、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。 西和賀高校においては、「きめ細かな指導」や「大学進学への支援」など、学校の実情を考慮し、教育の質を維持できるよう加配を行っているところです。 今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 19. 県南地域における新たな工業高校の設置について(金ケ崎) ① 新設校の設置については、通学の利便性の良い場所へ設置すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域検討会議等における人材育成を強く期待する御意見や、少子化の現状に鑑み生徒にとってより良い教育環境の整備を望む御意見、及び産業集積の動向等を踏まえ、地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備に向けた統合を行うこととしているものです。 県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としています。 新設校の立地場所については、現在、有識者会議において専門的かつ多角的な観点から意見を伺っており、当該会議の意見を参考に、胆江、両磐の両ブロックから通学する生徒の利便性の確保という観点も含めて、立地場所の選定や公共交通機関との調整等に向けた検討を進めていきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【文教 常任委員会関係】 19. 県南地域における新たな工業高校の設置について(金ケ崎) ② 学科構成については、産業人材のニーズに幅広く対応できる構成とし、高度な専門教育が受けられるよう体制を構築すること。</p>	<p>県南地域における工業高校の新設は、盛岡工業高校、黒沢尻工業高校と並ぶ工業教育の基幹となる学校の整備を目的としており、学校規模の拡大により、現在設置している学科の特色ある学びを確保するとともに、時代に対応したITやIoT、AI等に関連する新しい学びの創設も検討しながら、工業教育の充実を図ることとしています。 これにより、本県に集積するものづくり産業等の幅広いニーズへ対応した人材育成とともに、専門分野の深い学びを希望する生徒に対し学びの選択肢を確保し、生徒の多様な進路希望の実現に向けた対応を図りたいと考えています。 今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域の産業を支える人材の育成や、生徒の進路希望を実現できる教育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【文教 常任委員会関係】 20. 県立住田高等学校の魅力向上について(住田町) 住田高校は、本町はもとより大船渡市・陸前高田市を含めた「気仙地域」を担う人材の育成および中学校卒業生の進学先として欠くことのできない存在であることを再度認識し、さらなる魅力化向上へ支援すること。</p>	<p>県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んできた高校魅力化の事業を拡充・発展させ、令和4年度からは国の交付金を活用した「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」に取り組むことにより、高校魅力化の全県展開を推進しているところです。 住田高校においては、探究共創事業の実施や魅力化プロデューサーの派遣等を通して同校の魅力化への取組を支援しています。 また、同校においては、入学者が20人以下となった令和4年度・5年度には、学校関係者及び地域の代表者等による「地域との意見交換会」を開催し、住田高校の在り方や住田高校への支援の在り方、入学者確保に向けた方策について意見交換を行ったところです。 今後とも地域と連携しながら、住田高校の魅力づくりや地域で活躍する人材育成等に取り組んでいくとともに、今後の同校の志願状況等の変化を注視していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 21. 人材育成拠点としての県立大槌高等学校の魅力向上について(大槌町) 岩手県土に根ざす人材育成に向け、大槌町における人材育成の拠点である、県立大槌高等学校魅力化事業に対する財政支援をすること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、県教育委員会では、小規模校を対象に高校魅力化の取組を行ってきましたが、令和4年度から全ての県立高校を対象として「いわての高校魅力化・ふるさと創生推進事業」を実施しており、地域との連携・協働体制の充実や同校の魅力化の促進に取り組んでいます。 大槌高校については、文部科学省の「新時代に対応した高等学校改革推進事業」の指定を受け、地域を題材とした探究的かつ教科横断的な学びの構築並びに大槌町の復興を担う人材の育成を期して、地域・大学・企業等と連携しながら教科内容や教科方法等の創出と改善に努めています。 また、令和6年度に普通科を学科改編し「地域探究科」を設置することとしており、同科におけるカリキュラムの開発等を通して、生徒や地域の実情に応じた特色・魅力ある教育の実現を図りたいと考えています。 今後とも、地域と連携しながら、大槌高校の魅力づくりや地域を支える人材育成等について取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 22. 県立山田高等学校の存続について(山田町) 高等学校教育の機会を確保するため、地域を支える人材育成、地方創生において重要な役割を担う県立山田高等学校を存続すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 同計画においては、学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学年1学級校を維持することとしています。 山田高校においては、入学者が20人以下となった令和4年度には、学校関係者及び地域の代表者等による「今後の山田高等学校の在り方に関する意見交換会」を開催し、同校の在り方や同校への支援の在り方等、入学者確保に向けた方策について意見交換を行ったところであり、令和5年度からは、地域連携コーディネーターを配置することにより、地域との連携・協働体制の充実や同校の魅力化の促進に取り組んでいます。 今後とも、山田高校の魅力づくりや教育の質の確保、地域で活躍する人材の育成等に連携して取り組んでいくとともに今後の同校の志願状況等の変化を注視していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 23. 県立軽米高等学校の教育の充実と質の維持向上について(軽米町) ① 多少の入学者の減少があっても、現在の1学年2クラス体制と進路実現を支える指導体制が維持できる教員を配置すること。</p>	<p>県教育委員会では、国の標準法に基づき学校の実情等を考慮し教職員を配置していますが、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。 軽米高校においては、地域連携型の中高一貫教育の推進のため教職員を加配するとともに、一部教科について他校との兼務を行っており、今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 23. 県立軽米高等学校の教育の充実と質の維持向上について(軽米町) ② 現在進めているICT教育の一層の充実を推進すること。</p>	<p>ICT教育については、これまで全県立学校にWi-Fi環境や大型提示装置等、生徒用1人1台端末の整備などを行ってきているところで、令和5年度は各県立学校が接続しているネットワーク回線の増強を行いました。また、令和4年度からは「GIGAスクール運営支援センター」による各校のICT活用への支援を行っており、令和5年度は生徒の発達段階に応じて系統的に情報活用能力の指導を行うことができるように「いわての情報活用能力体系表」を策定しています。今後もICTを活用した指導力の向上を図っていきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 24. 県立伊保内高等学校の存続について(九戸村) ① 県立伊保内高等学校をはじめとする小規模校の取り組みを最大限評価するとともに、存続要件を緩和し、地域の学びの機会を保障すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としています。 伊保内高校のような1学年1学級の学校の存在が地方創生の推進に重要な役割を果たしている地域では、自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状も踏まえ、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持することとしています。 また、県教育委員会では、小規模校を対象として実施していた高校魅力化の事業を、令和4年度から全ての県立高校を対象として実施する「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」へと拡充し、地域や中学校等と連携しながら、将来の地域や社会の担い手を育成することにより、地域が活性化され持続可能なふるさとの創生につながるよう進めています。 同事業による取組と九戸村が行っている同校への様々な支援と併せて、同校の生徒確保に繋がるよう期待するとともに、今後の同校の志願状況等の変化を注視していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 24. 県立伊保内高等学校の存続について(九戸村) ② 小規模校であっても、魅力的で個性的な教育環境が整えられるよう、意欲的な教員の配置や関係予算の増額などの措置を講じること。</p>	<p>県教育委員会では、国の標準法に基づき学校の実情等を考慮し教職員を配置していますが、現在、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。 伊保内高校においては、教育の質を維持できるよう教職員を加配するとともに、一部教科について他校との兼務を行っており、今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【文教 常任委員会関係】 25. 県立北桜高等学校の学級数維持および機能充実等について（一戸町） ① 北桜高等学校においては、総合学科 3学級、工業科2学科2学級を維持すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも確保することとしています。 二戸ブロックについては、一戸高校と福岡工業高校の総合学科3学級、工業学科2学級を維持した上で、令和6年度に「北桜高校」を設置することとしています。 今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を担う人材育成に向けた教育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 25. 県立北桜高等学校の学級数維持および機能充実等について（一戸町） ② 法律に基づく教員定数以上に教員の加配を行い、総合学科の特色を生かした現在の各系列講座を維持すること。</p>	<p>県教育委員会では、国の標準法に基づきながらも、学校の実情等を考慮し教職員を配置しています。令和5年度、一戸高校には総合学科校としての多様なカリキュラムを実現するための加配を行いました。今後も、国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案して具体的な配置を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 25. 県立北桜高等学校の学級数維持および機能充実等について（一戸町） ③ 北桜高等学校にあつては、多様な進路実現の希望に応じることができる学科配置を行うとともに、これまで一戸高等学校及び福岡工業高等学校が果たしてきた機能を継承すること。</p>	<p>令和3年5月に策定した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」では、教育の質の保証と機会の保障に加え、「生徒の希望する進路の実現」と「地域や地域産業を担う人づくり」を基本的な考え方としており、地域の社会情勢や産業振興の動向等を踏まえながら、地域の学校をできる限り維持し、多様な分野の学びも確保することとしています。 二戸ブロックについては一戸高校と福岡工業高校の各専門分野に関する特色ある学科等の機能を維持しつつ、二戸ブロックの専門教育の拠点となる学校を新たに設置することによって、専門的な学びを希望するより多くの生徒が集う教育環境を整備し、地域を支える人材の増加に繋げていきたいと考えています。 北桜高校の設置に当たっては、令和4年度は両校関係者で構成される「県北地区新設高等学校統合検討委員会」において校名、学科の構成等の検討を行い、令和5年度は両校職員で構成される「県北地区新設高等学校統合準備委員会」において北桜高校における具体的教育方針や教育内容等について検討を重ねてきました。 今後とも、地域との意見交換を丁寧に行いながら、地域や地域産業を担う人材育成に向けた教育環境の整備に取り組んでいきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 25. 県立北桜高等学校の学級数維持および機能充実等について（一戸町） ④ 北桜高等学校の特色や魅力を県内だけでなく県外にも積極的に発信し、県外からの生徒の受入れを進めること。</p>	<p>県外からの志願者受入れについては、令和5年度からは高校の魅力化の視点から「いわて留学」の呼称を使用していくこととし、県外への情報発信については、各学校及び県教育委員会のホームページやnote等で行うとともに、県教育委員会では各学校の紹介を掲載したリーフレットも作成し発信していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 26. 廃校等施設解体経費の財政支援について(山田町) 学校統廃合による廃校施設は、廃校後の利活用が図られず遊休施設となっており、廃校等施設の解体経費に係る財政支援が図られるよう国に強く要請するとともに、県として有効な対策を講じること。</p>	<p>廃校舎の解体に要する経費については、統合により新築する場合や改築、長寿命化改良工事と併せて既存廃校舎等の解体を実施する場合にあつては、既存廃校舎等の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。 一方、廃校後活用が図られず遊休施設となっている施設の除去(解体)事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から公共施設等の除却についての地方債の特例措置が講じられており、平成29年度からその充当率が90パーセントに引き上げられています。 しかしながら、廃校施設の解体には、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の創設など、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。</p>	教育委員会事務局	教育企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 27. 県指定有形文化財「旧紫波郡役所庁舎」に対する文化財保護事業補助金の計画的な交付について(紫波町) 将来にわたり県民共有の財産の保護を図るため、県文化財保護事業補助金の計画的な交付を行うこと。</p>	<p>県指定文化財とは、法の規定による国の指定を受けた文化財以外の文化財で、県の区域内に存するもののうち重要なものとして、保護の対象となっているもので、所有者がその文化財の保存と活用のために必要な措置を講じる際に、県文化財保護事業補助金により支援しているところです。 県教育委員会では、旧紫波郡役所庁舎に対しても令和4年度から耐震診断事業等に補助を行っています。ここ数年、県文化財保護事業補助金の要望件数及び要望額が増加しており、要望にできるだけ公平・平等な観点で対応するため、事業者に対し工期の複数年化や修理時期の見直しなどをお願いしているところです。県教育委員会としても、補助事業の予算確保に努めるとともに、助成金やクラウドファンディングなど、外部資金の導入についても情報提供を行っていきます。</p>	教育委員会事務局	生涯学習文化財課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 28. 給食費の無料化について(九戸村) 本村は、令和2年度から村立小学校および中学校並びに県立伊保内高校の全児童・生徒を対象に、給食費の無料化を実施している。このことは、児童・生徒の食育や子育て世帯の家計援助となるだけでなく、父兄や学校の給食費徴収業務の負担解消となるものであり、ぜひ県が主導し県内全域での給食費の無料化を導入すること。</p>	<p>給食費については、県内各市町村が交付金等を活用して、保護者負担の軽減に取り組んでいるところですが、居住している地域により、家庭の負担に差が生じることがないようにすることが必要と考えています。 学校給食費の無償化については、現在、国において、こども未来戦略方針に従い、学校給食の実態調査を行っているところであり、自治体など学校設置者による実施方法の違いや公平性、負担の在り方などを整理し、検討が進められていくものと承知しているところです。 本来、自治体ごとの財政力に応じて格差が生じることの無いよう同等の水準で行われるべきものであることから、引き続き、国に対し働きかけていきます。</p>	教育委員会事務局	保健体育課	B 実現に努力しているもの
<p>【文教 常任委員会関係】 29. スポーツ少年団活動への充実した財政支援について(九戸村) スポーツ少年団活動は、児童の放課後の寄りどころであり教育的観点からも重要な機会だが、そのほとんどが活動資金に苦慮しており、無償のボランティアに支えられているのが実態であるため、活動資金に資する恒常的な財源を確保し、指導者等の育成や定着につながるよう、必要な措置を講じること。</p>	<p>スポーツ少年団については、地域における青少年の健全な育成をはじめ、部活動の地域移行の受け皿のひとつとして、重要な役割を担うと認識しており、令和5年度、九戸村と連携して、国の事業を活用し、指導者等の育成や定着のための支援など、部活動の地域移行に向けた実証事業を行っております。 県としては、引き続き、岩手県スポーツ少年団本部や、岩手県体育協会と連携し、指導者の育成支援を行うとともに、部活動の地域移行に向け、必要に応じて国に要望するなど、スポーツ少年団が持続的に活動できるよう取り組んでいきます。</p>	文化スポーツ部	スポーツ振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【文教 常任委員会関係】 30. 県北広域の企業振興について(一戸町) 県立の大学および高等学校等において、県北広域の企業に対する関心を高め、就職の際の域外流出に歯止めをかけるための地域産業教育を一層充実強化させること。</p>	<p>大学を対象とした取組として、産学官で構成する「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」において、県内企業等が求める人材ニーズや、大学等の県内就職に対する課題・問題意識を把握し、大学・企業間で相互共有を図るなど、引き続き、県内大学等卒業者の県内定着のために必要な取組を推進していきます。</p>	ふるさと振興部	学事振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、高校生向けには企業説明会、大学生向けには県内企業の魅力等を伝える講座や職場体験プログラムなどの実施により、若年層の県内企業への理解促進に取り組んでいるほか、県北広域振興局において、中高生対象の地元企業説明会や地元企業訪問ツアー、企業人による出前講座等を実施しています。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算措置】 就業支援推進事業費 89,127千円 いわて就業促進事業費 115,404千円 働くなら北いわて、暮らすなら北いわて推進事業費 5,426千円 しごと情報発信事業費 1,238千円</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの
	<p>各高等学校では、総合的な探究の時間の学び等を通じて地域や地元自治体、産業界等との連携を図りながら、インターンシップや企業見学などの様々な取組を行い、地域や地元企業への理解や関心を深めるキャリア教育を推進しています。</p> <p>県教育委員会では、引き続き、地域や産業界、関係部局等との連携を図りながら、生徒や保護者が地元企業を十分理解する機会の充実に努めていくとともに、地元就職に向けた機運の醸成と進路目標の実現に向けて支援していきます。</p>	教育委員会事務局	学校教育室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 1. 三陸ジオパークおよびみちのく潮風トレイルの推進について(宮古市) ① 三陸ジオガイドの育成が三陸ジオパークの魅力拡大につながることから、研修会や育成プログラムを実践すること。</p>	<p>県では、三陸ジオパーク推進協議会と連携して平成28年度から三陸ジオパーク認定ガイドの養成を行っており、令和6年3月6日現在で67人の方々が認定ガイドとして活躍されています。 また、認定ガイドの更新講習会の開催やガイド研修会の実施などの取組をこれまで継続して実施してきました。 今後も、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイドの養成のほか、ガイドスキル向上に向けた取組を継続し、ジオパークの魅力発信のための体勢整備に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 1. 三陸ジオパークおよびみちのく潮風トレイルの推進について(宮古市) ② みちのく潮風トレイルを本県の代表的な自然散策体験観光として位置づけ、周知宣伝を図り誘客を強化すること。</p>	<p>県では、これまでも三陸DMOセンター等と連携してみちのく潮風トレイルをはじめ、三陸復興国立公園や三陸ジオパークなど多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を生かした観光ルートの情報発信や三陸の地域資源のブラッシュアップ等に取り組んできたところです。 また、市町村、観光関連事業者等で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会を設置して、国内外への情報発信の強化にも取り組んでいるところです。 さらに、令和6年1月から3月までの3か月間、県内各地の特色のあるコンテンツを活用して、内陸地域の滞在型観光や内陸から沿岸への周遊型観光をテーマに「いわて冬旅キャンペーン」を展開し、首都圏等に向けた情報発信を強化するとともに、誘客拡大に取り組みました。 今後も、三陸DMOセンターや地元関係者と連携して情報発信の強化に取り組み、三陸の地域資源を生かした誘客の促進に取り組んでいきます。 【令和6年度一般会計当初予算】 ・三陸観光地域づくり推進事業費 19,126千円 ・いわて観光キャンペーン推進協議事業費 22,583千円</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】</p> <p>1. 三陸ジオパークおよびみちのく潮風トレイルの推進について(宮古市)</p> <p>③ みちのく潮風トレイルルート上の三王園地遊歩道、真崎海岸及び佐賀部などの自然遊歩道(ロープなどで代用している手すりを含む)について、早急に改修すること。</p>	<p>宮古市内の自然公園においては、令和5年度までに田老地区の歩道再整備や鮎ヶ崎灯台トイレの改修などを行っていますが、自然公園施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>三王園地遊歩道等の施設改修については、国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域等における施設整備は、国が行うこととされていることから、国による再整備を要望していくこととしますが、利用者の安全確保のため緊急な再整備を要する箇所については、宮古市及び関係機関と意見交換を行い、整備方針を検討していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】</p> <p>2. 三陸復興国立公園内の木製施設の修繕及び改修について(田野畑村)</p> <p>北山崎や鶉の巣断崖などの木柵、木橋、手すり、階段などの多くが経年劣化により危険な状態になっており、利用客の安全確保を図るとともに三陸を代表する観光地のイメージダウンを避けるため、早期に修繕及び改修を行うこと。</p>	<p>御要望のあった施設については、現地調査を実施しており、再整備の必要性は認識しているところです。</p> <p>三陸復興国立公園内の県管理施設については、県内各地から多くの再整備や補修の要望があり、施設の利用状況や現地調査による老朽化及び損傷の状況を把握し、施設の安全確保を優先して整備を進めています。</p> <p>北山崎や鶉の巣断崖などの木柵、木橋、手すり、階段などについては、新たな危険箇所には注意喚起の看板を設置するなど対応した上で、田野畑村及び関係機関と意見交換しながら、再整備を検討していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】</p> <p>3. 鳥獣被害対策について</p> <p>① 有害鳥獣の捕獲に対する取組の強化および鳥獣被害対策に対する助成制度の充実・強化を図ること。(陸前高田市)</p>	<p>県では、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置など、地域ぐるみの被害防止活動への支援を行っています。</p> <p>鳥獣被害防止総合対策交付金については、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動に係る十分な予算を早期に配分するとともに、有害捕獲活動の上限単価引上げ、ニホンジカ等の幼獣捕獲に係る補助上限単価の成獣と同水準への引上げについて、国に対して要望しており、今後も、様々な機会を捉え、要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ② 被害状況に合わせて鳥獣保護区の解除や範囲の縮小など見直しを行い、有害鳥獣を狩猟で捕獲できるようにすること。(宮古市)</p>	<p>鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全等することにより鳥獣の保護を図ることを目的に指定されるもので、地域における生物多様性の保全に資するものです。 現在、鳥獣保護区においては有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲は可能ですが、狩猟を含めた区域の見直しが必要な場合についても随時対応しています。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ③ 狩猟従事者の確保・育成や捕獲技術の開発・普及、捕獲した個体の適正処理など、鳥獣被害防止対策を強化すること。(山田町)</p>	<p>狩猟従事者の確保・育成については、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や沿岸部を含めた県内各地での開催、狩猟に興味がある方や狩猟初心者向け研修会の開催などに取り組んでおり、引き続き取組を進めます。</p> <p>捕獲技術の開発・普及については、ICTを活用したシカの捕獲やGPSによるイノシシの行動圏調査、イノシシの捕獲技術研修会の開催など、捕獲の効率化に向けた実証や捕獲技術の普及に取り組んでおり、引き続き効果的な施策の充実強化に努めます。</p> <p>有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理について、埋却や一般廃棄物処理施設への運搬が狩猟者の大きな負担となっていることは承知しています。</p> <p>このことを踏まえ、県としては、令和6年度の新規事業として、市町村が捕獲した個体を処理するために施設を整備する際の補助制度を創設することとしています。</p> <p>この事業の活用とともに、廃棄物処理の担当部署と連携し、必要な助言を行うことにより、市町村における効率的な処理に向けた取組を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、令和5年度に「鳥獣被害防止対策連絡会」を「鳥獣被害防止対策会議」に改編し、各地域に県・市町村等からなる「現地対策チーム」を新たに設置したところです。</p> <p>現地対策チームでは、シカやイノシシを対象にICTな活用技術の実証などに取り組んでおり、県では、こうした現地での実証結果を踏まえながら、より効果的な捕獲技術の普及を図っていきます。</p> <p>また、捕獲した個体の処理については、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、市町村等が行う焼却処理施設及び減容化施設の整備に要する経費や、焼却及び減容化処理を民間業者に委託する場合の経費を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ④ 広域的に有害鳥獣の適正な個体管理のうえ、生態系の維持に取組むとともに、駆除された有害鳥獣が山林に放置されるなど処理に困ることの無いよう、県内の食肉加工処理場の整備など、駆除から処理までの取組に対する一貫した支援に取組むこと。(野田村)</p>	<p>県では、令和3年度に策定したニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ等に係る第二種特定鳥獣管理計画に基づき、保護及び管理に努めているところです。 ツキノワグマについては、今回初めて、個体数を低減する方針とし、捕獲上限数の引上げや狩猟期間の延長などを行っているほか、ニホンジカについては、年間の捕獲頭数を2万5千頭以上と設定し、イノシシも含めて、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲の強化や被害防除対策の促進等に取り組むこととしています。 引き続き、市町村や猟友会など関係機関と連携し、鳥獣の適正な管理に取り組んでいきます。 食肉利用等施設や焼却施設については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により市町村等において整備することが可能となっておりますので、県では市町村等が行う施設の整備に対して、交付金の活用支援などを行っていきます。 あわせて、県としても、令和6年度の新規事業として、市町村が捕獲した個体を処理するために施設を整備する際の補助制度を創設することとしています。この事業の活用とともに、廃棄物処理の担当部署と連携し、必要な助言を行うことにより、市町村における効率的な処理に向けた取組を支援していきます。 また、本県のシカ肉等については、放射性物質の影響によって、国から県全域を対象とした出荷制限を指示されていますので、シカ肉等の利用に関心を示す市町村等から要望があった場合には、出荷制限の一部解除に向けた野生鳥獣肉の適正な管理・検査体制の整備や販路開拓等の取組を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>食肉利用等施設や焼却施設については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により市町村等において整備することが可能となっており、県では、市町村等が行う施設の整備に対し、交付金の活用支援などを行っていきます。 また、本県のシカ肉等については、放射性物質の影響によって、国から県全域を対象とした出荷制限を指示されており、シカ肉等の利用に関心を示す市町村等から要望があった場合は、出荷制限の一部解除に向けた野生鳥獣肉の適正な管理・検査体制の整備や販路開拓等の取組を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ⑤ 野生動物の捕獲や駆除等について柔軟な対応し、ジビエ振興に向け、県による広域単位の食品加工処理施設整備について検討すること。(九戸村)</p>	<p>県では、市町村における有害捕獲の柔軟かつ迅速な対応のため、シカやイノシシ、ハクビシン等の捕獲許可権限を市町村に移譲したところです。 ツキノワグマについては、令和3年度末に策定した「第5次ツキノワグマ管理計画」に基づき、捕獲上限数の見直しや狩猟期間の延長を行うとともに、市町村に対しては、人身被害発生時等緊急時における捕獲許可権限の委譲、市町村ごとの有害捕獲頭数をあらかじめ配分する特例許可の許可期間の延長など、現場での円滑な対応に向けた制度の見直し等に取り組んでいるところです。 今後も市町村の実情を踏まえた鳥獣の管理に努めていきます。 また、本県のシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉は、放射性物質の影響によって、原子力災害対策本部長から県全域を対象とした出荷制限が指示されています。 県では、シカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定し、出荷制限の一部解除を原子力災害対策本部長に申請しており、令和2年4月15日付けで、釜石市又は大槌町で捕獲され、かつ、放射性セシウム検査結果が100Bq/kgを下回ったシカ肉の出荷が可能となりました。 県としては、シカ肉の活用に関心を示す市町村等から要望があった場合に、出荷制限の一部解除に向けたシカ肉の適切な管理や検査を行う体制整備などを支援するとともに、県内での取組事例の情報提供や食肉加工処理施設の整備、販路開拓の取組等を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>本県のシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉は、放射性物質の影響によって、原子力災害対策本部長から、県全域を対象とした出荷制限が指示されています。 県では、シカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定し、出荷制限の一部解除を原子力災害対策本部長に申請しており、令和2年4月15日付けで、釜石市又は大槌町で捕獲され、かつ、放射性セシウム検査結果が100Bq/kgを下回ったシカ肉の出荷が可能となりました。 県としては、シカ肉の活用に関心を示す市町村等から要望があった場合は、出荷制限の一部解除に向けたシカ肉の適切な管理や検査を行う体制整備などを支援するとともに、県内での取組事例の情報提供や食肉加工処理施設の整備、販路開拓の取組等を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ⑥ ニホンジカの県内の個体数減少に向けては、市町村単体の解決が困難であり、オール岩手での抜本的な駆除対策を講じること。(遠野市)</p>	<p>県では、「第6次シカ管理計画」において設定した年間2万5千頭以上という捕獲目標値の達成に向け、狩猟期間の延長や全県一斉での捕獲強化期間の設定による捕獲の促進、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施などの様々な取組を市町村や関係機関と連携して推進しているところです。</p> <p>特にニホンジカについては、指定管理鳥獣捕獲等事業及び鳥獣被害防止総合対策交付金により、令和5年度は目標を上回る約2万7千頭を捕獲するための予算を確保したところです。さらに令和5年度から、市町村等からの被害防止対策強化を求める要望を踏まえ、捕獲の更なる強化に向け、県が主体となって、市町村を越えて移動する野生鳥獣の広域捕獲活動を実施するとともに、農林水産業被害を防止するため、県内10か所に現地対策チームを設置したところです。</p> <p>令和4年度から継続して、遠野市において取り組んできたICTを活用した効果的な捕獲技術の実証については、今後、実装化に向け検討を進めることとしています。</p> <p>引き続き、市町村及び関係機関と連携しながら、個体数管理及び農作物被害の低減に向けた取組を進めます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、市町村等からの被害防止対策強化を求める要望を踏まえ、捕獲の更なる強化に向け、令和5年度から、これまでの市町村を単位とした捕獲活動に加え、県が主体となって、市町村を越えて移動する野生鳥獣の広域捕獲活動を実施しています。</p> <p>引き続き、関係機関・団体と連携しながら、野生鳥獣による被害が低減できるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ⑦ ニホンジカの個体処理の大半が埋却処分で、狩猟者の大きな負担となっているため、負担を軽減する処理方法を県が主体となって検討すること。また、ジビエ利用をはじめとする出口対策に必要な支援を行うこと。(遠野市)</p>	<p>有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理について、埋却や一般廃棄物処理施設への運搬が狩猟者の大きな負担となっていることは承知しています。 このことを踏まえ、県としては、令和6年度の新規事業として、市町村が捕獲した個体を処理するために施設を整備する際の補助制度を創設することとしています。 この事業の活用とともに、廃棄物処理の担当部署と連携し、必要な助言を行うことにより、市町村における効率的な処理に向けた取組を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>捕獲した個体の処理については、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、市町村等が行う焼却処理施設及び減容化施設の整備に要する経費や、焼却及び減容化処理を民間業者に委託する場合の経費を支援していきます。 また、ジビエ利用についても、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」において、ジビエを地域資源として活用する場合の支援メニューが措置されていることから、県では、市町村等が行う食肉利用施設の整備等に対し、交付金の活用支援などを行っていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ⑧ 市町村が取り組むニホンジカおよびイノシシの有害捕獲に対して、継続して十分な財源を確保するよう、国に働きかけること。(岩泉町)</p>	<p>有害捕獲に関する財源確保については、国に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金における「有害捕獲活動に係る十分な予算の確保と早期配分」を要望しており、今後も機会を捉え、国に対して必要な対策を講じるよう求めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ⑨ ニホンジカ およびイノシシは、市町村境を越えて移動繁殖することから、県においても捕獲への補助の嵩上げを行うこと。(岩泉町)</p>	<p>捕獲への補助の嵩上げについては、国に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金における有害捕獲活動への補助上限単価を、実費用に見合う単価に引き上げるよう要望しており、今後も機会を捉え、国に対して必要な対策を講じるよう求めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ⑩ 里山において、ツキノワグマの出没数を把握するための調査を実施するとともに、人命および財産への被害を防ぐため、捕獲の割当頭数を増加すること。(岩泉町)</p>	<p>ツキノワグマの出没数については、市町村から毎月報告をいただいているところですが、令和5年度から環境省の「捕獲情報収集システム」により報告をいただくこととしており、報告いただいた出没の日時や場所、被害の状況等について市町村においても随時確認が可能ですので、御活用願います。</p> <p>県が令和3年度に策定した「第5次ツキノワグマ管理計画」では、個体数推定結果や人身・農業被害の状況を踏まえ、初めて個体数を低減させる方針を明記したところであり、この方針を踏まえた捕獲上限数の見直しや狩猟期間の延長などを行ったところです。</p> <p>市町村に対しては、個体数推定結果や人身・農業被害の状況を踏まえ、捕獲実態に応じて捕獲上限数をあらかじめ配分するなど、市町村の対応の円滑化に向けた取組を進めており、特にも令和5年度は、ツキノワグマの大量出没を受け、これまでにない規模の追加配分を行ったところです。</p> <p>また、ツキノワグマによる被害の防止にあたっては、捕獲とともに、電気柵の設置ややぶの刈払い等の被害防除の取組が重要であることから、これらへの支援も含めた総合的なツキノワグマ対策に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 3. 鳥獣被害対策について ⑪ 人命への危害のおそれがある場合に迅速な対処ができるようツキノワグマの有害駆除全般について、希望する市町村に捕獲許可権限を移譲すること。(岩泉町)</p>	<p>国のガイドラインでは、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害の軽減と合わせて、地域個体群の保全も求められており、県全体で個体数を管理していく必要があることから、現状では捕獲許可権限は委譲していません。</p> <p>他方、県では、ツキノワグマ管理計画を策定し、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対してツキノワグマによる危害が発生した場合等における捕獲許可の権限は市町村に委譲しているところです。</p> <p>また、捕獲の特例許可については、市町村における円滑な対応に資するため、令和4年度から許可期間を30日間から90日間に延長したところです。</p> <p>今後も個体群を維持しながら被害を抑制できるよう、市町村の実情を踏まえた運用に努めていきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 4. 新興製作所跡地の建物解体物等に関する適正処理の推進について(花巻市) 処理責任の所在について速やかに判断し、法令上の処理責任者に対して適切な指導をするとともに、地域住民の不安を払拭し、安全な生活環境を維持するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく対応を行うこと。</p>	<p>令和5年10月に、次のとおり弁護士の見解が示されたところであり、解体工事受注者に対し処理指導を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経緯や民法上の契約など判断が難しいところであるが、当該がれき類について、「解体工事受注者の仕事で出た廃棄物」と考えるのが妥当であり、廃棄物処理法上の処理責任は解体工事受注者にある。 ・解体工事受注者は既に契約を解除されているとしても、残置されているがれき類を含む解体した分の費用をメノアース(株)に請求できる立場であり、単に費用を回収し損ねているだけである。 ・メノアース(株)の「再利用する」という主張は、解体工事受注者の処理を邪魔するだけのものでしかなく、解体工事受注者ががれき類を処理せず現状のまま撤退したのは、解体工事受注者にとって廃棄物処理法に反する誤った判断であったとしか言いようがない。 ・民法上の当事者間の契約が公法(廃棄物処理法)に反していた時に、行政が必要以上にその事情を汲む必要があるとは思われない。 <p>低濃度PCB廃棄物については、当該廃棄物を保管していたメノアース(株)に処理責任がありますが、同社の破産管財人からは「現時点で処分費用を捻出できるだけの破産財団がなく、処理の見込みは立っていない。現状のままの不動産の買受け希望者を募る、不動産の売却代金を利用して処分をするなどの方法を引き続き検討する」旨回答を得ていることから、引き続き、処理を求めていきます。</p>	環境生活部	資源循環推進課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 5. 化製場の悪臭問題に関する対応について(花巻市) 化製場の近隣住民が、悪臭による被害に長年苦しめられている状況を改めて認識し、この状況を改善するために、施設設置許可後においても「化製場等に関する法律」に基づく改善命令等の権限を確実に行使できるよう、「化製場等に関する法律施行条例」を改正すること。</p>	<p>昭和23年に制定された「化製場法」には悪臭に関する抜本的な規制が含まれておらず、その後も化製場などによる悪臭が社会問題となり、このことに対応するために昭和46年に「悪臭防止法」が制定されました。</p> <p>その上で、悪臭防止法では住民に身近な市町村に改善勧告や改善命令の権限が委ねられており、このような経緯や法令体系を踏まえた場合、また、特に今回の事案は既存施設に関するものですので、県として化製場法施行条例に新たな規制を盛り込むことは必ずしも馴染まないものと思われまます。</p> <p>住民の生活環境を確保するためには、悪臭防止法や花巻市の悪臭公害防止条例に基づく改善勧告、あるいは改善命令等により改善が図られることが重要ですが、それが不可能なことが明らかになった場合には、県の化製場法施行条例の見直しも含めて検討する必要があると認識しています。</p> <p>一方、両法に規定されている立入検査を県市合同で実施することなどは可能であると考えます。</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 6. 脱炭素社会の実現に向けた取組の支援について(一戸町) 直近の2030年の目標達成に向け、温暖化対策の必要性について十分周知を図るとともに、自宅に設置した太陽光パネルでつくった電気を効率よく運用することが高騰する電気料金にも有効であると考えられることから、個別住宅への太陽光パネルや蓄電池の設置を強力に推進する施策を県全域で展開すること。</p>	<p>家庭での温暖化対策の必要性については、県のウェブサイト「いわてわんこ節電所」をリニューアルして普及啓発を強化しました。 また、太陽光発電設備については、県が事業者向けの自家消費型設備の導入支援を創設する一方、市町村が住宅向けの導入支援に力を入れていただいております。このような役割分担の実態を踏まえ、県市町村GX推進会議も活用しながらより効果的・効率的な取組について検討していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、「岩手型住宅ガイドライン」を改訂し、この中にZEH水準を上回る高い省エネ性能の基準を盛り込むこととしています。 また、令和6年度一般会計当初予算に「いわて省エネルギー住宅建設推進事業費補助金」を計上し、新たにZEH水準を上回る省エネ性能の住宅を新築する場合に太陽光発電設備、蓄電池の設置を対象に含めた支援を行うこととしています。</p>	県土整備部	建築住宅課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 7. 北岩手循環共生圏を通じた取組への支援について(一戸町) ① 横浜市で実施する北岩手 9市町村の特産品のPRや紹介イベント、販売機会の創出、再生可能エネルギーの供給拡大など、北岩手の市町村が連携して実施する事業に対し財政的支援を行うこと。なお、構成市町村各々の事情が異なる中での取組になることが想定されることから、個別事業の枠組みには柔軟に対応すること。</p>	<p>県北広域振興局では、連携協定締結以来、9市町村と連携し、横浜市との関係強化や横浜市民への認知度向上に向け、北岩手の再エネPRや特産品の物販イベント等を支援してきたところであり、引き続き、必要な支援に努めていきます。 また、令和3年度に設立した、北いわて13市町村や企業等の産学官で構成する「北いわて産業・社会革新推進コンソーシアム」の活動の中で、関係市町村と連携し、必要な支援について検討していきます。</p>	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	B 実現に努力しているもの
	<p>市町村連携による再エネ電力の有効活用は、市町村間の施策の補完や先進的取組の波及などが期待されることから、県市町村GX推進会議においても必要な支援策等を検討していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 7. 北岩手循環共生圏を通じた取組への支援について(一戸町) ② 再生可能エネルギーを活用した地域振興方策について、北岩手9市町村と共に協議及び研究する機会を設けるとともに、県と市町村の役割に応じて、有識者等の任用による市町村への支援や、再生可能エネルギー利用に関心のある県内外の企業への発信および連携強化に取組むこと。</p>	<p>令和3年度に設立した、北いわて13市町村や企業等の産学官で構成する「北いわて産業・社会革新推進コンソーシアム」の活動の中で、市町村と連携し、民間力の活用や大学の知見の活用、制度や資金の活用等による地域課題の解決に取り組んでいるところです。 今後、具体的な取組として、有識者の派遣による市町村への支援などを検討していきます。</p> <p>再生可能エネルギーを地域内で循環させることにより、エネルギー収支の黒字化や産業集積につなげることができれば、大きな経済効果が期待できることから、域内循環等について、発電事業者と市町村が再エネ事業について協定を締結するための手引きを作成し、市町村に示したところです。 今後も県市町村GX推進会議の枠組みを通して、北岩手循環共生圏の取組を支援していきます。</p>	<p>ふるさと振興部</p> <p>環境生活部</p>	<p>県北・沿岸振興室</p> <p>環境生活企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p> <p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 7. 北岩手循環共生圏を通じた取組への支援について(一戸町) ③ 域内の再生可能エネルギーによる発電事業者に対して、横濱市が実施する再生可能エネルギー由来電気の市内供給に関する実証事業に参画することについての働きかけを行うこと。</p>	<p>エネルギーの域内循環等を含めた地域に裨益する再エネ事業を後押しするため、発電事業者と市町村が協定を締結するための手引きを作成し、市町村に示したところです。 今後とも、再エネ電力の有効活用に向けて、県市町村GX推進会議の枠組において検討を進めていきます。</p>	<p>環境生活部</p>	<p>環境生活企画室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 8. 高校生までの医療費助成制度の拡大について(宮古市)(釜石市)(滝沢市)(大槌町) ① 県事業として実施する医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、高校生(入院、外来)まで対象を拡大し、所得制限を撤廃し、完全無償化とすること。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>健康国保課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】</p> <p>8. 高校生までの医療費助成制度の拡大について(宮古市)(釜石市)(滝沢市)(大槌町)</p> <p>② 全国一律のこども医療費助成の制度創設について、国に強く働きかけること。</p>	<p>本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところですが、今後も粘り強く国に対し働きかけを行っていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】</p> <p>9. 子ども医療費助成制度等の拡充について(釜石市)</p> <p>① 幼児教育・保育の無償化の対象外となっている0歳～2歳までのすべての児童の幼児教育・保育の完全無償化を国に働きかけるとともに、第2子以降の保育料の県負担割合の嵩上げを行うこと。</p>	<p>県では、子育て支援施策等の充実・強化を図るため、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう国に要望しております。また、令和5年4月から第2子以降の3歳未満児に係る保育料等の無償化を行う市町村に対する補助を実施したところであり、今後の国のこども施策の動向や市町村の状況をみながら、事業を検証していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】</p> <p>9. 子ども医療費助成制度等の拡充について(釜石市)</p> <p>② 国民健康保険制度について、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充するよう国に働きかけること。</p>	<p>子どもの均等割保険税軽減措置等については、個々の市町村が財源負担を行いながら導入するものではなく、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても、同等な水準で子育て世代の負担解消が行われるべきと考えていることから、県の政府予算提言・要望や全国知事会として、国に子どもに係る均等割の軽減措置の対象拡大を要望しているところであり、今後も国に対し粘り強く働きかけていきます。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】</p> <p>10. 子どもを産み・育てやすい環境の構築について(遠野市)</p> <p>子どもに係る医療費助成制度の県内自治体間の格差の是正や、年齢等により回数に制限が設けられている不妊治療への助成制度について整備・拡充すること。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、国に対し、県の政府予算提言・要望や全国知事会として、全国一律の制度を創設するよう要望しているところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者、ひとり親家庭など他の助成制度との整合や将来にわたる財源確保などの課題があり、国の動向も注視しながら、県の政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 11. 子どもや妊産婦の医療費完全無償化について(八幡平市) 福祉施策の向上を目指し、子どもや妊産婦が居住地や世帯の所得等に左右されることのない県内一律の医療費助成制度として、18歳到達の年度末までの子どもや妊産婦の医療費を完全無償化とする助成制度を創設すること。</p>	<p>各市町村の医療費助成については、それぞれの政策的判断の下に、単独事業として拡充が進められてきていますが、県では、広域的な視点から、より専門的なサービスの提供を行う役割があることから、県立病院事業に約200億円を繰り出すなど、市町村単位では実施が困難な施策を実施してきたところです。 また、本県のみならず、全国的に支援の拡充が進む中、子ども医療費助成については、全国の自治体から、全国一律の制度の創設が強く求められており、これまでも国に対し、全国知事会としても、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところです。 県が助成対象を拡大する場合、重度心身障がい児・者など他の助成制度との公平性にも配慮する必要があるとあり、県の政策全体の中で総合的に検討する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	健康国保課	C 当面は実現できないもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 12. 子育て環境の充実について(山田町) 令和5年度に県独自の新規事業として実施された「いわて子育て応援保育料無償化事業」及び「いわて子育て在宅育児支援金交付金」における対象児童の要件を「第1子」にも拡大するとともに、来年度以降も事業を継続すること。</p>	<p>県では、令和5年4月から市町村と連携して第2子以降の3歳未満児を対象とした保育料無償化事業を実施しているところですが、自治体ごとの財政力に応じて地域間格差が生じることのないよう同様の水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に要望しています。 また、保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯を対象とした在宅育児支援金についても、令和5年4月から市町村と連携して実施しているところですが、保育所を利用しない子育て世帯の経済的負担が軽減されるよう、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう、併せて国に要望しています。 両事業については、令和6年度も事業を継続するものとして、予算案に計上しているところですが、第1子への拡大については、今後の国のこども政策の動向や市町村の状況もみながら、検証していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 13. 出産・子育て支援の強化について(九戸村) ① 産婦人科医が不在な地域では、遠隔地の通院・入院などの必要以上の費用を要し、本村では一昨年度から出産一時金を超える出産費用助成制度を創設・実施している。この制度に対して国及び県の費用助成を講じること。</p>	<p>県では、妊産婦の経済的負担の軽減が重要であるという認識の下、産後ケア無償化を行う市町村への補助等を実施しています。出産一時金については、令和5年4月より42万円から50万円に引き上げられ、今般、国の「こども未来戦略」において、効果等の検証を行いながら、2026年度を目途に、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進めることとされたところであり、今後の国の動きを注視していくこととしています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 13. 出産・子育て支援の強化について(九戸村) ② 出産・育児による休職に対する育児休業給付は、給料月額3分の2以下に止まり、国保加入者は対象外となっている。若い共働き世帯には、出産・育児休業中の所得が十分確保できないなど、出産・育児をためらう要因ともなることから、出産・育児休業中の十分な所得補償に向けた支援を強化すること。</p>	<p>出産休暇中の所得補償については、国では、出産・育児に伴う休職に対し、出産手当金や育児休業給付などの支援制度を設けており、令和4年度からは、育児休業給付金の分割給付と出生時育児休業給付金の給付が行われています。また、令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」においては、今後3年間の集中的な取組として、「産後パパ育休」(最大28日間)を念頭に、出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するため、給付率を現行の67%(手取りで8割相当)から、80%(手取りで10割相当)へと引き上げる」ことが盛り込まれていることから、国の動向を注視するとともに、国に対し必要な要望を行ってまいります。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 13. 出産・子育て支援の強化について(九戸村) ③ 本村は、一昨年度から児童手当に嵩上げする村独自の「子ども手当」を創設し、子育て世帯の経済的支援を強化している。国および県においても、児童手当の嵩上げや支給年齢の拡大など、子育て世帯の経済支援策を強化すること。</p>	<p>児童手当については、今般、国の「こども未来戦略」において、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けが明確化され、所得制限の撤廃、支給期間の高校生年代までの延長、多子加算などの拡充が示されたところです。このため、児童手当の抜本的拡充のための所要の法案を次期通常国会に提出し、2024年10月から実施することとされ、児童手当の支払月を年3回から、隔月(偶数月)の年6回とする児童手当法(昭和46年法律第73号)の改正を併せて行い、拡充後の初回の支給を2024年12月とするとされたことから、円滑な支給が図られるよう、適切に対応してまいります。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 13. 出産・子育て支援の強化について(九戸村) ④ 学童クラブは、児童の放課後の寄りどころであり、教育的観点からも重要な機会だが、そのほとんどが活動資金に苦慮しており、活動資金に資する恒常的な財源を確保し、指導者等の育成や定着につながるよう、必要な措置を講じること。</p>	<p>県ではこれまで、放課後児童クラブの実施主体である市町村に対し、クラブの運営費や施設整備に係る補助を行ってきたほか、放課後児童支援員認定資格研修により人材養成を図るなど、放課後児童クラブの充実に向けた支援を行ってきたところです。 国にクラブの運営や施設整備に係る財政支援の拡充を図るよう要望するとともに、引き続き、支援に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 14. 産後ケア事業利用促進事業費補助の継続実施等について(遠野市) 令和4年度から開始した「産後ケア事業利用促進事業費補助金」制度を一過性のものとせず、恒久的施策として取り組むこと。</p>	<p>「産後ケア事業利用促進事業費補助」については、利用者の経済的負担を軽減し、産後ケアの利用の促進を図るとともに、市町村における事業の拡大を図ることを目的に、令和4年度から開始しているものです。 今後、利用者のニーズに対応した事業を継続的に実施していくためには、人的体制等を整備するための財源の確保も課題であり、令和6年度政府予算提言・要望において、助産師等による専門的な産後ケアの提供のために必要な財政支援の拡充について国に要望したところです。 各市町村において、支援を要する妊産婦に対し必要なケアを提供する環境が整備できるよう、補助事業の活用状況や効果等を踏まえながら、今後の事業の継続及び実施方法等を検討していきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 15. 地域医療の確保と医師対策について(西和賀町) ① 医師の安定的確保、病院経営の健全化と病院機能の維持のため、自治医科大学養成医師の継続派遣等、医師の配置を検討すること。</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、即戦力医師の招聘や自治医科大学養成医師の市町村立病院への派遣に努めるとともに、「奨学金養成医師配置調整会議」において、市町村の要望に配慮しながら奨学金養成医師の配置調整を進めているところです。 自治医科大学養成医師については、毎年養成しているものの、その養成数に限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にありますが、令和5年4月からは、新たに1名の内科医師の配置を行いました。 奨学金養成医師については、令和5年度も、引き続き、西和賀さわうち病院への診療応援を実施しているところです。 今後においても、即戦力医師の招聘や医師の養成等を通じて、地域医療の確保に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 15. 地域医療の確保と医師対策について(西和賀町) ② 看護師のほか、薬剤師、臨床放射線技師等のコメディカルスタッフの確保にも大変苦慮している状況であり、地域医療の維持・継続のため、医師と同様の確保対策について検討すること。</p>	<p>看護職員の確保について、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づく、看護職員修学資金等による人員の確保と県内への定着、ナースセンターによる再就業の支援等に、引き続き、取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に 努力し ている もの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 16. 地域医療情報ネットワークへの関与について(西和賀町) いわて中部ネットの運営の安定に向けたフォローアップと財政支援を行うとともに、2次医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進めること。</p>	<p>県では医療の高度化及び地域間格差の是正、さらには高度医療機関が有する機能の地域医療機関への波及・普及促進を図るために、岩手医科大学と地域中核病院間とを連携したテレビ会議システムとして、「いわて医療情報ネットワークシステム」、「小児周産期医療遠隔支援システム」及び「遠隔病理画像診断システム」のほか、県内の医療機関や市町村などが妊婦健診や診療情報を共有できる岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」を整備し、運用してきたところです。</p> <p>さらに、県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援しており、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行ってまいります。</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が検討を進めている「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に 努力し ている もの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 17. 地域医療体制の充実について(金ケ崎町) ① 胆江保健医療圏における医師確保を図ること。特に小児科医については常勤医師の確保を図ること。</p>	<p>医師の確保については、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、常勤医師全般の確保に向けて、関係大学への派遣要請や即戦力医師の招聘、奨学金養成医師の配置調整等に積極的に取り組んでいるところです。 特に、確保が困難な産科及び小児科の医師については、平成30年度からは産科医等を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設けたほか、令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7人の地域枠を設置したところです。これらに加え、産科・小児科の即戦力医師の招聘等にも、引き続き、取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 17. 地域医療体制の充実について(金ケ崎町) ② 岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏で構築された周産期医療体制を万全とするため、官民連動の岩手県周産期医療情報ネットワークの確実な運用や妊婦を搬送する救急隊員の訓練等を県主導で図ること。</p>	<p>周産期における搬送や患者紹介時の迅速な医療提供や、ハイリスク妊産婦等への適切な保健指導を行うためには医療機関同士や市町村との情報連携が重要であることから、周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」の活用の促進に向けて取り組んでいきます。 また、周産期の救急搬送に係る訓練については、市町村や消防と連携しながら、地域で行われている好事例を横展開することなどにより、より安全な周産期医療の充実に向けて取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 17. 地域医療体制の充実について(金ケ崎町) ③ 胆江保健医療圏外の医療施設で出産する妊婦に対する交通費や宿泊費の支援を維持するとともに、制度を活用する上での利便性の向上を図ること。</p>	<p>分娩取扱医療機関の減少を背景に、妊産婦の通院に係る負担は増大していると考えられ、この負担軽減が大きな課題となっています。 このことから、県としては、令和2年度からハイリスク妊産婦の通院等に要する経費を市町村と連携して支援する事業を実施し、令和5年度からは対象をハイリスク妊産婦に限らず全ての妊産婦に拡充して実施しているところです。 制度の利便性の向上については、市町村における事業実施状況等を踏まえながら検討していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 18. 国民健康保険田野畑村診療所における医師の確保支援について(田野畑村) 小規模自治体の診療所等の医師確保に関しても、これまで以上に積極的に支援すること。</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、奨学金養成医師については、令和5年度は県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計151人の養成医師を配置したところです。 また、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した養成医師から沿岸・県北地域での勤務を必須化し、取組の強化を図っています。 引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 19. 相談支援専門員の人材確保及び計画相談に係る報酬単価の引き上げについて(紫波町) サービスの維持と質の確保のためには、相談支援専門員の人材確保が必須であることから、報酬体系の見直し、特に基本報酬の引き上げによる待遇改善について、国へ働きかけること。</p>	<p>県では、令和4年度に引き続き、相談支援専門員の業務内容を適切に評価し、事業所が安定的な経営を行えるよう計画相談に関する報酬単価の引き上げを要望しています。 今後も、国の動向等を注視しながら、必要に応じて報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 20. リハビリテーションセンターのサテライト施設の設置について(宮古市) 沿岸地域において、回復期におけるリハビリテーションを切れ目なく提供できるよう、リハビリテーションセンターのサテライト施設を宮古市内に設置すること。</p>	<p>県では、リハビリテーション医療の中核施設として、いわてリハビリテーションセンターを設置し、地域の医療機関や施設との連携により、県内のリハビリテーション医療の充実に取り組んでいるところです。 リハビリテーションセンターのサテライト施設の整備については、本県のリハビリテーション医療に係る現状・課題を分析の上、県立病院を始めとして県内の医療機関や関係団体と連携しながら、検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 21. 介護人材確保対策 について(山田町) ケアマネジャーの新規採用と定着に繋げるため、養成支援や処遇改善等の人材確保支援策を図ること。</p>	<p>高齢化の進展への対応や地域包括ケアシステムの深化・推進を進めるに当たり、福祉・介護サービス基盤の整備や介護人材の確保は重要な課題であると認識しています。 そのため、県では、「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」及び「専門性の向上」の視点から、介護人材確保対策を総合的に進めており、そうした取組の一環として、ケアマネジメントに関する相談等に対応する「ケアマネ支援センター」の設置や介護支援専門員のキャリア段階に応じた法定研修の実施、市町村(介護保険者)が実施する「実習型研修(地域同行型研修)」への協力など、市町村等による介護支援専門員を育成する取組を支援しています。 今後も市町村等と連携しながら、介護人材の確保・育成に取り組むとともに、引き続き、介護人材確保対策の一層の拡充及び十分な財源の確保や、居宅介護支援事業所を処遇改善加算の対象とするよう、国に要望していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 22. 介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の基本報酬の大幅な改善への取組みについて(西和賀町) 隣接市町村の福祉サービス事業所の利用が難しい本町においては、介護サービス事業所や障がい者サービス事業所の存廃は町民生活への影響が大きいことから、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の基本報酬の大幅な改善へ取組むこと。</p>	<p>令和6年度の報酬改定において、介護報酬については改定率+1.59%、障害福祉サービス等報酬については改定率+1.12%となっているほか、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して1人当たり月額平均6千円相当を補助する「介護職員処遇改善支援補助金」等を実施することとしています。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 23. 障害者総合支援法による地域生活支援事業への一層の財政措置の拡充について(釜石市) 地域生活支援事業において、各地域で安定的な事業継続と障がい者が平等にサービスを受けられるよう、さらには地方自治体が同事業に積極的に取り組むことができるように、国に対し要望すること。</p>	<p>県においては、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、地域生活支援事業に係る十分な財源措置について、政府予算提言・要望において要望を行っています。 また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も機会を捉えて国に対して要望していきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 24. 障害者支援施設「中山の園」の改築整備について(一戸町) ① 中山の園の整備基本計画の策定に当たっては、高齢化している入所者のニーズや災害発生時に要支援者等の受け入れに適した施設とするとともに、共生社会の具現化等に寄与してきた奥中山地域および地域住民の貢献に配慮すること。</p>	<p>県では、中山の園の施設・設備の老朽化や、入所者の高齢化に伴う介助の増大等の課題を踏まえ、学識経験者や福祉・医療の関係機関・団体等で構成する「中山の園整備基本構想・基本計画策定委員会」を設置し、施設の改築整備に向けた方向性等についての検討を進めてきたところです。 令和5年1月に「中山の園整備基本構想」を策定したところであり、引き続き基本計画策定に向けて、議論を進めていく予定です。 これまでの検討において、中山の園の現状と課題と併せて、中山の園がこれまで地域で果たしてきた役割・機能等についても整理及び評価を行っており、その中でも、特に、県内各地からの入所ニーズへの対応や、地域との交流の推進については、地域の十分な理解と協力によるものと認識しています。 今後も、これまでの地域の理解と協力や、中山の園との間で行われてきた交流の経緯等を踏まえつつ、地元の一戸町、施設運営者である岩手県社会福祉事業団をはじめ、関係機関、団体等の御意見を伺いながら、中山の園の整備基本計画について検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 24. 障害者支援施設「中山の園」の改築整備について(一戸町) ② 中山の園が、町民の就労、物資の供給など地域経済を支える施設であることを踏まえ、整備予定地は一戸町内を原則とし、仮に施設の一部移転が必要とならざるを得ない場合においても、可能な限り一戸町内を候補地として検討し、町外への移転を最小限とすること。</p>	<p>新しい中山の園の整備予定地の選定に当たっては、令和5年1月に策定した「中山の園整備基本構想」において、現在地を中心とし、都市部や、施設の一部を医療機関の近隣に移転整備することも視野に入れつつ、検討を進めていくこととしています。 今後、一部移転が必要となる場合においても、一戸町民の就労、物資の供給などへの影響が最小限となるよう、一戸町、施設運営者である岩手県社会福祉事業団をはじめ、関係機関、団体等の御意見を伺いながら、整備予定地について検討を進めていきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 25. 二戸保健福祉環境センターへの児童福祉司の配置について(一戸町) 二戸保健福祉環境センターへ常駐の児童福祉司を配置すること。</p>	<p>現在、児童福祉法施行令の改正に伴い、児童福祉司の配置基準が人口3万人当たり1人に引き上げられたことへの対応を進めているところであり、県北広域振興局保健福祉環境部に指導教育を担当する児童福祉司も含めて4人の児童福祉司を駐在配置しています。 児童虐待対応は複数の専門職員により組織的に対応することが原則であることから、二戸地区単独で職員を駐在させることは現時点では困難ですが、児童福祉司が定期的に市町村を訪問して市町村要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うなど、今後も引き続き、地域の関係機関と連携しながら児童虐待対応を進めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援室	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 26. 県立東和病院及び大迫地域診療センターの存続・維持について(花巻市) 「公立病院経営強化プラン」および「第8期岩手県保健医療計画」の策定にあたっては、県立東和病院および県立中央病院附属大迫地域診療センターの現在の病院機能を縮小することなく、必要な医師・医療スタッフを適正に配置すること。</p>	<p>次期岩手県保健医療計画は、少子高齢化や人口減少に伴う患者数の減少などの環境の変化を踏まえ、急性期医療から在宅医療に至るまで、切れ目のない持続可能な医療提供体制を構築するため、身近な医療については、引き続き、地域密着で安心して医療を受けられる体制を確保するとともに、県民により質の高い高度・専門的な医療を提供できるよう、策定を進めてきたところです。 県民が身近な地域で安心して医療を受けられる体制の検討に当たっては、地域保健や市町村の介護事業との連携、DXを活用した地域医療の確保などについて、地域の医療・介護の関係者や市町村等と連携し、引き続き、県民が居住する地域で必要なときに適切な医療が受けられる医療提供体制の構築を進めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県立東和病院や大迫地域診療センターをはじめとする県立病院・地域診療センターは、採算性などの面から民間医療機関による提供が困難な医療を地域において担っており、次期保健医療計画の内容を踏まえ、必要な体制について今後検討していきます。</p>	医療局	経営管理課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 27. 県立久慈病院の医療体制の充実・強化について(久慈市) ① 医師の増員および偏在の是正、効果的な医師確保対策を講じること。</p>	<p>県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和3年度以降に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであり、令和5年度に配置した151名の養成医師のうち、9名を久慈病院に配置し、全体では令和5年6月1日時点で32名(育児休業1名を含む)の常勤医の体制となっています。</p> <p>また、診療科偏在の取組については、令和2年度から、産科・小児科を選択した養成医師が地域周産期母子医療センター等で勤務に専念できるよう配置特例を設け、さらに地域枠養成医師を対象に総合周産期母子医療センターでの専門研修期間の一部を義務履行として認めることとしました。また、令和2年度から医療局医師奨学資金に産婦人科特別枠を設け、令和5年度からは、市町村医師養成事業に、産科、小児科、総合診療科に係る7人の地域枠を設置したところです。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>久慈病院の常勤医の増員については、これまでも関係大学に対して医師の派遣を要請していますが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>また、産婦人科及び小児科の常勤医は令和4年4月から増員となった体制の維持を図り、必要な周産期医療体制の充実に努めているところです。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 27. 県立久慈病院の医療体制の充実・強化について(久慈市) ② ハイリスク分娩、脳卒中救急患者についても久慈病院で対応できるよう、周産期医療体制および救急患者受け入れ態勢の充実強化策を講じること。</p>	<p>周産期医療体制については、県では、限られた医療資源の下で、安心・安全な周産期医療を提供するため、県内に4つの周産期医療圏を設定し、医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた医療提供体制の整備を推進しているほか、分娩に対応する医療機関や市町村の間で、妊産婦等の情報を共有する周産期医療情報ネットワーク「いーはとーぶ」による連携強化に努めています。</p> <p>また、地域において安心・安全な出産ができる環境を確保していくため、モバイル型妊婦胎児監視モニターを活用した救急搬送体制の強化や、妊産婦の通院等を支援する事業の拡充などに取り組んでいるところです。</p> <p>次期保健医療計画の策定に向け、妊産婦の受療動向や医療資源の動向などを踏まえ、中長期的視点から質の高い安全な周産期医療を適切に提供していくための医療提供体制の検討を行っていきます。</p> <p>脳神経外科の体制については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足しており医師の派遣が厳しい状況にあります。久慈病院では、地域の交通アクセスの状況や病状によって、近隣の医療圏の病院との連携や、ドクターヘリによる搬送などで対応しているところですが、引き続き関係大学等を訪問し派遣を強く要請する等、医師の確保に取り組んでいきます。</p> <p>限られた医療資源のもとで医療が提供されていることから、他自治体の事例なども参考とし、患者の医療情報を関係機関で共有しながら、引き続き、県内の消防機関、医療機関と連携し、脳血管疾患に対応した救急医療体制の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 27. 県立久慈病院の医療体制の充実・強化について(久慈市) ③ 看護師の労働条件などの待遇改善のほか、養成および確保対策を講じること。</p>	<p>看護師の待遇改善については、夜勤専従制度を始めとする多様な勤務形態の導入等によるワークライフバランスの向上のほか、看護補助者の夜勤導入、看護師業務の他職種への移管や業務の共同化といった、いわゆるタスクシフティング、タスクシェアリングの推進や業務の見直しによる業務負担軽減の取組を進めています。</p> <p>さらに、介護休暇等の休暇制度の充実や、24時間保育・病後児保育に対応した院内保育所の設置、計画的な年次休暇取得の促進など、総合的な勤務環境の改善を進め、魅力のある働きやすい職場環境づくりにも取り組んでいるところです。</p> <p>その他にも、看護師養成校への訪問や就職セミナーの開催、SNS等を活用した情報発信の強化に取り組んでいるほか、職員採用選考試験の受験資格年齢の上限の引き上げや、採用試験の年間実施計画の公表、通常試験日程の前倒しなど、志願者が受験しやすい環境整備に取り組んできたところであり、今後も様々な取組により看護師確保に努めていきます。</p>	医療局	職員課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 27. 県立久慈病院の医療体制の充実・強化について(久慈市) ④ 感染症に係る検査・医療体制を充実すること。</p>	<p>久慈病院については、5類移行に伴う医療提供体制の移行計画により、最大で15床の確保病床により入院患者の受入れを行っており、また、新型コロナウイルス感染症の検査についても、引き続き、院内で対応できるよう体制を確保しています。</p> <p>なお、次なる感染症危機に備えるため、県では新興感染症への対応については、令和5年度中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症予防法)に基づく予防計画を策定することとしており、その検討内容を踏まえて、久慈病院に必要な医療及び検査体制の整備に努めていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 28. 県立磐井、千厩、大東、南光病院の医療体制の充実について(一関市) 医師の働き方改革に対応しつつ、地域で求められている役割を果たすことができるよう体制を充実させ、常勤医師等の適正な配置および増員を図ること。</p>	<p>医師の時間外・休日労働時間の上限規制への対応については、医師確保や医師の業務のタスクシフト、タスクシェアのほか、宿日直許可の取得等の取組を計画的に実施し、救急医療を始め必要な医療提供体制の確保に努めています。</p> <p>なお、地域医療提供体制を維持していくためには、平日の診療時間内での適正受診や、病状が安定した患者に対するかかりつけ医への紹介等の取組が不可欠であり、患者やその家族、地域住民の理解と協力を得るため、地元市町村と一体となって、意識醸成等の取組を進めていきます。</p> <p>また、医師の配置・増員については、関係大学に対して常勤医師の配置及び増員を要請しているところですが、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 29. 県立釜石病院の医師確保および機能強化と充実について(釜石市)(大槌町) ① 安定的な医療提供体制が確保されるよう、常勤医師の適切な配置により診療体制の維持を図るとともに、診療科の充実に努めること。</p>	<p>県立釜石病院の常勤医師の配置又は増員については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めているところです。</p> <p>県では、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置について、令和3年度に配置対象となった奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化し、令和4年度から脳疾患に対応可能な脳神経内科医を新たに1人配置したところ。こうしたことなどにより、全体では令和6年1月1日時点で21人の常勤医の体制となっています。</p> <p>県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を強く要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組み、診療科の充実に繋げていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 29. 県立釜石病院の医師確保および機能強化と充実について(釜石市)(大槌町) ② 劣化調査の結果なども踏まえ、速やかに県立釜石病院の整備計画を示すこと。また、整備計画の策定にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症によって露呈した感染症病床の必要性を十分に考慮し、整備すること。</p>	<p>県立釜石病院について、劣化調査の結果、建物の躯体に問題はないものの、設備の劣化が進んでいることから、優先的に対策の検討を進めているところ す。 令和6年度から令和11年度までを計画期間とする次期保健医療計画の策定作業において、釜石保健医療圏における将来の医療需要等を勘案しながら、感染症病床を含むそれぞれの医療機関が担う医療機能等について検討が行われています。 医療局では、この検討の状況や、令和4年3月に総務省が策定した公立病院経営強化ガイドラインの趣旨等を踏まえつつ、地域医療構想調整会議等の意見を具体的にお聴きしながら、建替と改修の投資規模やその効果の比較、県立病院全体に及ぼす影響等の様々な視点を考慮し、整備について検討していきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 30. 釜石保健医療圏における 普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について(釜石市)(大槌町) ① 釜石保健医療圏の分娩再開のため、県立釜石病院における普通分娩の確保をすること。</p>	<p>釜石病院の産婦人科体制については、常勤医師等の配置を関係大学に要望していますが、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることから厳しい状態が続いています。 県としては、奨学金養成医師の配置や関係大学への派遣要請等による、産科医等の確保に努め、地域の周産期母子医療体制の推進が図られるよう、引き続き、大船渡病院と役割分担しながら、安全・安心で質の高い周産期医療の提供に努め、釜石地域の妊産婦を支えています。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 30. 釜石保健医療圏における 普通分娩の確保と妊産婦支援の充実について(釜石市)(大槌町) ② 普通分娩が再開されるまでの間、妊産婦が安心して出産できるよう県立釜石病院における妊婦健診および産後ケアの体制、県立大船渡病院における分娩体制など妊産婦の支援の充実を図ること。</p>	<p>県では、妊産婦の通院に係る経済的負担を軽減するため、「岩手県妊産婦アクセス支援事業」を市町村との連携の下、実施しているところです。 また、妊婦健診や分娩の体制の確保には産科医を始め医療従事者の確保が必要であることから、奨学金を活用した医師の養成や助産師の確保・育成に引き続き取り組んでいきます。 産後ケアについては、令和4年度から、市町村が産後ケア利用者が負担する利用料を無償化した場合、その経費について市町村に補助を行うなど、支援の充実に向けて取り組んでいるところです。 引き続き、市町村と連携しながら、安心して妊娠・出産ができる周産期医療体制の充実に向けて努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>釜石病院では、妊産婦の支援を図るため、モバイル型妊婦胎児遠隔モニターの配備による救急搬送体制の強化や釜石・大船渡病院の電子カルテの一元化による診療体制整備の取組のほか、大船渡病院における施設見学の受入、釜石病院における産後ケアの提供等に継続して取り組んでいきます。 また、妊産婦健診については、派遣元の大船渡病院の診療体制が縮小したため、令和6年1月末から当面、一部健診を制限しているところですが、県としては、関係大学と引き続き連携し、奨学金養成医師の配置や関係大学への派遣要請による産科医の確保に努めるなど、妊産婦の支援に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 31. 地域医療の充実及び医師確保について(二戸市) ① 二戸病院の施設および高度医療機器等を計画的に更新、強化し、高度医療体制の維持、確保を図ること。</p>	<p>県立二戸病院は、「岩手県立病院等の経営計画[2019-2024]」において、圏域の基幹病院として、二次救急医療やがん医療、周産期医療等の高度・専門医療を担うこととし、地域がん診療連携拠点病院、地域周産期母子医療センター、救急告示病院等の指定を受けており、それに伴う施設設備、診療体制等の維持に努めています。 引き続き、圏域の基幹病院として、地域の高度医療体制の維持、確保に努めていきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 31. 地域医療の充実及び医師確保について(二戸市) ② 県立二戸病院の不在診療科の常勤医師の確保および浄法寺診療所の常勤医師の確保に向けた支援を図ること。</p>	<p>二戸市国民健康保険浄法寺診療所については、令和5年8月23日に岩手県国民健康保険団体連合会からの「国保診療施設等の医師確保に関する要望書」において、現在の常勤医師の任期が5年度末となっており、令和6年度から医師不在の予定であるため、自治医科大学養成医師の配置希望があったところです。</p> <p>自治医科大学養成医師については、毎年養成しているものの、その養成数に限りがあり、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。</p> <p>県では、奨学金制度により医師の絶対数を確保し、養成医師の計画的な配置調整を行うことにより、医師不足の解消等に努めており、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した養成医師から沿岸・県北地域での勤務を必須化するなど、取組の強化を図っています。</p> <p>引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>県立二戸病院において、常勤医師が不在となっている呼吸器内科、皮膚科、耳鼻咽喉科及び精神科への常勤医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。</p> <p>このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 32. 地域医療の充実について(奥州市) ① 公立病院が持つ地域に対する役割を果たし、地域医療を保持していくため、地域医療構想調整会議における議論の充実および公立病院における医師確保、特に小児科の常勤医師の確保を図ること。</p>	<p>限られた医療資源を有効に活用し、地域に必要な医療提供体制を構築していくためには、地域の医療課題を踏まえ、医療機関の機能連携等、様々な視点から議論を進めることが重要と認識しており、地域医療構想調整会議において、将来のあるべき医療提供体制の実現に向けた積極的な議論がなされるよう、各種データの提供や地域医療構想アドバイザーの派遣等の支援を今後も継続していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 32. 地域医療の充実について(奥州市) ② 県立病院などの基幹病院から地域医療を担う市立病院などへの医師派遣について、長期間における派遣や救急、夜勤対応など、医療現場のニーズに応じた派遣体制とすること。</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、令和5年度は、国保まごころ病院の1人を含め、県内全ての二次保健医療圏の基幹病院等に計151人を配置したところです。</p> <p>県立病院から市町村への診療応援については、地域医療を支える医療機関の支援を目的に、医師が不在の診療所等で、医師が充足されるまでの間の暫定的な応援や救急患者等の措置に伴う緊急の応援などの場合に市町村からの要請に基づき実施しているところです。 このうち、令和4年度における奥州市への診療応援件数は273件(前年度比67件増)と、近年増加傾向となっています。 県立病院においても、医師不足の状況が続いており、大学医局からの医師の派遣要請や医師の配置など、医師確保の取組を行っているところですが、市町村への診療応援についても、引き続き、必要な応援体制が確保されるよう取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 32. 地域医療の充実について(奥州市) ③ オンライン移動診療車による遠隔診療や、電子カルテを活用した医療情報のネットワーク化など、地域医療へのデジタル技術活用に対し、財政支援を講じること。</p>	<p>コロナ禍や医療DXを背景として、オンライン診療のニーズが高まってきていることから、県では、令和5年度から「遠隔医療設備整備費補助金」を活用したオンライン診療等導入支援のほか、国においても「デジタル田園都市国家構想交付金」による支援等、デジタルを活用した地域の医療課題の解決に向けた取組を展開しています。 また、電子カルテを活用した医療情報連携については、現在国において、医療に加え、保健や介護分野も含めた「全国医療情報プラットフォーム」の構築や電子カルテの標準化、母子保健情報のデジタル化など、DXの推進に向け検討が進められています。 県としては、地域医療へのICT利活用等にかかる財政支援について、オンライン診療等の遠隔医療にかかる設備整備に要する経費の補助を継続していくとともに、国の動向等を注視しつつ、先進活用事例について情報収集を行いながら、必要に応じて国へ財政支援の拡充を要望することも含め、検討していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 32. 地域医療の充実について(奥州市) ④ 高齢化が急激に進む過疎地やへき地において、訪問診療や在宅介護など、医療と介護の切れ目のない包括ケアサービスを提供できる推進体制の整備や介護人材不足の解消を図ること。</p>	<p>高齢者の住み慣れた場所での安心した生活を支えるためには、在宅医療の体制を整備するとともに、自宅や介護施設において医療と介護の各サービスが連携する仕組みを構築する必要があり、そのためには、医療や介護サービスを担う人材の確保を図ることは重要な課題であると認識しています。</p> <p>各市町村では、介護保険制度における地域支援事業として、「在宅医療・介護連携推進事業」を実施し、医療と介護の各サービスが連携する仕組みの構築に取り組んでいるところですが、事業の実施により市町村や介護保険の負担が増加すること、また、地域医療に関する経験が乏しい多くの市町村においては、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が遅れている状況にあります。</p> <p>そのため県では、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携推進事業を担う人材の確保・育成に向けた継続的な支援策を講じるよう、引き続き、国に要望していきます。</p>	保健福祉部	長寿社会課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 32. 地域医療の充実について(奥州市) ⑤ 県南医療圏内の周産期母子医療センターにおける医療体制の充実を図るとともに、分娩リスクに応じた役割分担と、胆江圏域の実情を踏まえた妊産婦の円滑な受け入れを強化すること。</p>	<p>県ではこれまで、限られた医療資源の下で、安心・安全な周産期医療を提供するため、国の指針を踏まえ、県内4つの周産期医療圏を設定し、周産期母子医療センター等の医療機関の機能分担と連携の下、分娩リスクに応じた適切な医療提供体制の整備を進めてきたところです。</p> <p>令和5年8月には、「岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議」を開催し、胆江圏域の状況を踏まえた妊産婦の円滑な受入に向けて関係者による意見交換を行ったところです。</p> <p>引き続き、市町村や医療機関と連携しながら、安全・安心に妊娠・出産ができる周産期医療の充実に努めていきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 33. 県立中央病院附属沼宮内地域診療センターの医療体制について(岩手町) 地域診療センターの現在の職員配置を含めた診療体制の維持および地域の医療体制を充実し、地域診療センターにおける小児科の常設及び小児科の夜間対応を実施すること。</p>	<p>小児科の医師確保については、派遣元である大学において医師の絶対数が不足しており、非常に厳しい状況が続いていることから、沼宮内地域診療センターの小児科については、他の県立病院からの応援等による対応により必要な医療の確保に努めているところです。 また、休日・夜間の対応について、盛岡医療圏においては、圏域内3病院の輪番制により小児救急患者の受入体制を確保しているほか、夜間に子どもの病気やケガについて看護師に電話相談できる「小児救急医療電話相談事業(#8000)」について、これまで対応時間を午後7時から午後11時までとしていたところ、令和5年2月1日からは、対応時間を翌朝午前8時まで延长了ところ 県としては引き続き、圏域内の医療機関でそれぞれの役割を担い、医療提供体制の維持に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 34. 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携体制強化について(住田町) ① 医師3人体制の確保。</p>	<p>医師3人体制の確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いていますが、気仙保健医療圏内の他の県立病院等からの応援により診療体制の維持に取り組んでいるところです。 県としては引き続き、関係大学への派遣要請、即戦力となる医師の招聘活動、奨学金養成医師の計画的な配置などに積極的に取り組み、今後も必要な医療が提供できるよう医療体制の充実に向けて取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 34. 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携体制強化について(住田町) ② 訪問診療の充実と往診医の配置。</p>	<p>訪問診療については、医師の体制や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の対応等から一時中断していましたが、地域のニーズを踏まえて、令和5年度から徐々に再開しているところです。 一方、往診については、患者の体調変化など突発的事態への対応が必要であり、医師を始めとする医療従事者の体制確保等について課題があるため、直ちに対応することは困難な状況です。 なお、緊急を要する患者については、圏域内の他の医療機関との役割分担により、受入体制を確保しています。</p>	医療局	医事企画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 34. 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携体制強化について(住田町) ③ 保健・医療・介護連携体制構築のための連携強化。</p>	<p>保健・医療・介護連携体制の構築は、市町村が主体となって、地域の特性に応じて、関係者が連携して取り組むことが重要であることから、県では、在宅医療人材育成の研修や先進事例などの提供、未来かなえネットをはじめとした地域医療情報ネットワークの整備、介護予防への医療従事者の参画の調整などを通じて地域における連携体制構築のための取組を支援してきました。 県立大船渡病院附属住田地域診療センターにおける連携強化についても、引き続き、上記の取組の推進や実情に応じた助言・支援等を通じて、地域の関係機関・団体間の連携強化に資する取組を支援していきます。</p>	保健福祉部	医療政策室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 34. 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携体制強化について(住田町) ④ 外来診療の利便性の向上。</p>	<p>外来診療の充実については、医師配置や他の県立病院からの診療応援の状況と、新型コロナウイルス感染症対応と訪問診療の実施状況を勘案しながら、地域のニーズを踏まえて、引き続き検討を進めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 34. 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携体制強化について(住田町) ⑤ 遠隔診療の導入。</p>	<p>県立病院ではオンライン診療に係るシステム整備を進めており、令和5年3月から宮古病院附属重茂診療所で運用を開始したところです。オンライン診療を行うためには、オンライン診療に適した患者であるかを判断した上で、患者側の通信環境の整備、機器の操作が可能であるか、薬の受け取り方法や対面診療が必要となった場合の対応等を整理する必要があることから、町の協力を得ながらニーズに応じて調整を行っていきたいと考えています。 なお、大船渡病院附属住田地域診療センターにおいては、令和6年1月からオンライン診療に適した患者を数名程度選定し、オンライン診療を行いながら効果検証を行っているところです。</p>	医療局	医事企画課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 34. 県立大船渡病院附属住田地域診療センターの医療体制の充実と連携体制強化について(住田町) ⑥ 入院ベッドの確保。</p>	<p>入院ベッドの確保については、県立病院における危機的な医師不足の中、限られた医療資源の下で良質な医療を提供するため、平成21年4月に病床を休止したところであり、こうした現状については現在も変わらないものと認識しており、依然として難しい状況です。</p>	医療局	経営管理課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 35. 県立山田病院の診療体制の充実について(山田町) 整形外科の診療日を増やし、小児科医を確保し、標榜している小児科を継続させるとともに救急対応を図るため、日当直医および医療スタッフを確保すること。</p>	<p>県立山田病院の整形外科、小児科については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足していることなどから医師の確保が厳しい状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持に努めており、令和5年4月から整形外科の診療応援回数が増加するなど、診療体制の充実を図ったところです。 救急対応については、入院ベッドは有するものの医師確保が困難であり、宮古圏域における夜間・休日等の救急対応は、限られた医療資源を有効に活用するため、基幹病院である宮古病院にて対応しています。 県としては引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により診療体制の充実に向けて取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 36. 県立軽米病院及び県立一戸病院の医師確保等、充実強化について(軽米町) 地域の要望に応えられる事業を推進するため、県立軽米病院常勤医師5名体制の安定化と県立一戸病院精神科医師の確保を図ること。</p>	<p>軽米病院については、令和3年7月以降常勤医師の退職により常勤医4人体制となっていました。令和4年4月から1人増員し常勤医5人体制としたところであり、また、一戸病院の精神科については、令和6年1月1日時点で8人体制(休職者1人を除く)としており、軽米病院の応援診療も継続する等、引き続き、診療体制の維持に努めています。 県では、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置について、令和3年度以降に配置対象となる奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであり、今後更に配置が進んでくることが見込まれます。 これらの取組のほか、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いていますが、引き続き関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 37. 県立二戸病院九戸地域診療センターの充実強化について(九戸村) ① きめ細かな医療に対応するためには、常勤医1名体制では難しいことから、常勤医の増員および、医療体制の強化を図るため、看護師など医療従事者の拡充を図ること。</p>	<p>九戸地域診療センターの常勤医師の確保については、派遣元である大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。このため、二戸保健医療圏内の他の県立病院や関係大学からの応援により診療体制の維持に努めているところであり、引き続き、地域の医療事情等を考慮の上、看護師等を含めた必要な診療体制の確保に向けて取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 37. 県立二戸病院九戸地域診療センターの充実強化について(九戸村) ② 過疎地域の住民の通院などの負担軽減を図るため、同診療センターでの遠隔診療の早期実施に向け、積極的に取組むこと。</p>	<p>宮古病院附属重茂診療所で運用を開始したオンライン診療は、慢性疾患などで診療所に長く通院し、症状が安定した患者を対象に、診療所の医師と自宅にいる患者をオンラインでつないで診察するものとなっています。 専門医と診療センターをつないで行う場合は、専門医の勤務する医療機関との調整や、専門的な診察の内容がオンラインで対応可能であるかといった課題があることから、村の協力を得ながらニーズに応じて調整を行っていきたいと考えています。 なお、令和6年3月より一戸病院と九戸地域診療センター間のオンライン診療の開始に向けた調整を行っているところです。</p>	医療局	医事企画課	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 38. 県立一戸病院の医療体制の充実について(一戸町) ① 泌尿器科外来など、休止されている診療科を再開すること。</p>	<p>休止となっている泌尿器科・眼科の診療再開に向けた医師の配置については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。 このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。 県では、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置について、令和3年度以降に配置対象となる奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであり、今後更に配置が進んでくることが見込まれます。 これらの取組のほか、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 38. 県立一戸病院の医療体制の充実について(一戸町) ② 常勤の整形外科医師及び耳鼻咽喉科医師を確保するとともに内科医師、外科医師及び精神科医師を増員すること。</p>	<p>整形外科・耳鼻咽喉科の常勤医師の配置並びに内科・外科・精神科の常勤医師の増員については、これまでも関係大学に対して派遣を要請しているところですが、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況が続いています。 このため、地域の医療事情等を考慮の上、診療体制を確保できるように関係大学に要望し、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により診療体制の維持に努めているところです。 県では、医師不足が深刻な沿岸・県北地域への奨学金養成医師の配置について、令和3年度以降に配置対象となる奨学金養成医師から、沿岸・県北地域での2年間の勤務を必須化したところであり、今後更に配置が進んでくることが見込まれます。 これらの取組のほか、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘や奨学金養成医師の計画的な配置等により医師の確保に取り組んでいきます。</p>	医療局	医師支援推進室	B 実現に努力しているもの
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 38. 県立一戸病院の医療体制の充実について(一戸町) ③ 精神障がいや知的障がいをお持ちの方の高齢化により、介護での支援が必要となっていることから、現在の空きスペースを活用した、医療と介護・福祉の一体的な取組を推進すること。</p>	<p>一戸病院は、県北部における精神医療の拠点として、県北圏域を中心に精神科救急患者を受入れるほか、認知症医療や在宅医療にも積極的に取り組んでいます。 患者の高齢化による要介護者の増加等の課題に対しては、介護保険を所管する一戸町をはじめとする圏域の市町村、関係団体とともに検討していきます。</p>	医療局	経営管理課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 39. 都市計画道路山の神諏訪線の供用に伴う事故危険箇所の交通規制について(花巻市) 県南地域において集積が進む自動車や半導体関連企業のほか、運輸・物流企業等を含めた幅広い企業を市内に呼び込むための施策として、また地域の基幹病院である県立中部病院へのアクセス向上などを視野に入れ、花巻PAスマートインターチェンジの整備と、そのスマートインターチェンジと国道4号を結ぶ都市計画道路市道山の神諏訪線の整備を進め、令和3年12月24日に国道4号側の1工区(L=860m)が、令和4年12月1日にスマートインターチェンジ側の2工区(L=460m)が完成し、全線を供用開始した。当該路線の整備にあたっては、平成29年度より花巻警察署との交差点協議を行い、国道4号側の1工区の供用開始時点においては、市道材木町山の神線との交差点については一時停止規制のみがなされ、また、市道瀬畑口下根子線との交差点については交通規制がない状態で、供用開始のやむなきに至ったところだが、令和4年11月21日には交差点の南北に一時停止標識、西側に横断歩道の設置がなされ、本年10月5日には市道材木町山の神線との交差点に信号機と横断歩道を設置いただいた。しかしながら、市道瀬畑口下根子線との交差点では、本年9月末時点において、市が確認できている範囲だけでも3件の事故が発生している。市としては供用開始当初より交差点に注意看板を設置し注意喚起を行い、令和4年4月以降、交差点の路面には赤の着色塗装に加えて、電光掲示板を設置するなど事故防止の対応を行ってきたが、市が道路管理者として行った対策は道路交通法による義務とはならないことから、交差点における事故をこれ以上防ぐためには、信号機の設置による確実な交通規制が必要であると考え。</p>	<p>都市計画道路山の神諏訪線と市道材木町山の神線との交差点については、主道路である市道の1時間当たりの最大自動車等往復交通量が信号機の設置基準以上であるほか、従道路である都市計画道路の交通量の増加が見込まれることから、令和5年10月に信号機及び横断歩道1か所を設置しました。(A) また、令和6年3月20日に供用を開始した花巻PAスマートインターチェンジの出入口交差点についても、交通事故防止対策として一時停止規制を供用開始に合わせて実施します。(B) なお、他の交差点への信号機等の設置については、地域住民等からの要望、意見を踏まえ、自動車等の交通流量、歩行者の横断需要、周辺施設の状況等から総合的に設置の必要性を検討した上で、整備を行っていきます。(C) あわせて、交通事故防止に係るソフト対策として、信号のない交差点における出会い頭事故を防止するため、広報用チラシを作成し、令和6年1月下旬に近隣の大学に配架したほか、花巻市広報(令和6年3月1日号)に挟み込みを実施しました。 (次ページへ続く)</p>	警察本部	交通規制課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(前ページからの続き) また、都市計画道路山の神諏訪線は、令和5年度には花巻PAスマートイン ターチェンジが完成する予定であり、県道花巻和賀線との交差点は、今後ますます交通量が増加し、今以上に交差点における事故、とりわけ人身事故が発生することが心配される。については、都市計画道路山の神諏訪線の交差点5か所それぞれに信号機と横断歩道の設置を行うよう要望するとともに、特に市道瀬畑口下根子線と県道花巻和賀線の交差点2か所においては、早期の設置を強く要望する。</p>				
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 40. 新市庁舎建設に伴う信号機及び横断歩道の設置について(釜石市) 釜石市役所の新市庁舎は、天神町(旧釜石市立釜石小学校跡地)を建設予定地とし、令和5年度の工事着工及び令和7年度での工事完了に向けて取り組んでいるが、その周辺環境の整備として、老朽化した歩道橋を撤去し、交差点の位置や道路線形、拡幅について改良工事を行った。新市庁舎が開庁した際は、歩行者並びに車両の増加が確実に見込まれ、また、近隣には認定こども園や公営住宅が建ち並んでいることから、住民の往来がより一層多くなる地域と予想され、周辺町内会のほか市議会議員や市民で構成される委員会からも周辺の安全確保について提言されている。については、新市庁舎建設に伴う来庁者及び近隣住民らの安全確保のため、下記の事項について要望する。 ① 新市庁舎の開庁時まで、市道只越天神町線から建設地へアクセスするための交差点への信号機及び横断歩道の設置をすること。</p>	<p>信号機及び横断歩道の設置については、地域住民等からの要望、意見を踏まえ、自動車等の交通流量、歩行者の横断需要、周辺施設の状況等から総合的に設置の必要性を検討した上で、整備を行っていきます。</p>	警察本部	交通規制課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【環境福祉 常任委員会関係】 41. 駐在所の移設新築について(滝沢市) 現在国道46号沿いに所在している大釜駐在所をJR田沢湖線大釜駅付近へ移設新築すること。 [内容] 盛岡西警察署の管轄区域内となっている滝沢市には、現在交番が2か所、駐在所が2か所それぞれ設置されている。交番・駐在所の位置的変動が行われた昭和60年当時約3万2千人であった人口は、現在約5万5千人となっており、新たな市街地が形成されるなど生活環境等の情勢の変動が大きく、事案の多様化、治安の悪化が、今後長期的に懸念される。このことから昭和59年築で経年劣化の進む大釜駐在所の設置場所を人口集中地区へ移設新築することにより、限られた資源の中で、警察の抑止力や業務執行をより効果的、効率的に発揮できるものとする。</p>	<p>大釜駐在所については、昼夜の人口、世帯数、面積、行政区域及び事件・事故の発生状況等の治安情勢を総合的に勘案し、JR田沢湖線大釜駅付近に移設新築することで計画を進めており、令和6年度には庁舎設計業務と用地購入を予定しています。 また、庁舎については、令和7年度以降の整備を目指しています。</p>	警察本部	地域課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 1. 物価高騰等への経済対策と事業者支援について 新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越え、経済の活性化をはかる時期に原油高などによる物価高騰により様々な業種が厳しい環境にあり、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずることと、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。 ① エネルギー価格や食料品価格などの物価高騰に対する負担軽減策や、資金繰り支援などの中小企業等の事業継続を支援するための財政支援を継続・拡充すること。</p>	<p>県では、エネルギー・物価高騰等の影響を受け過剰債務や資金繰りに課題を抱える中小企業者の事業継続を支援するため、令和6年度一般会計当初予算に「中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助」を措置し、引き続き、岩手県信用保証協会や金融機関等と連携して金融支援に取り組みます。 あわせて、「いわて中小企業事業継続支援センター相談窓口」を県内各商工指導団体に設置し、中小企業者からの資金繰り相談等にワンストップで対応できる体制を継続します。 【令和6年度一般会計当初予算措置】 中小企業事業再生・再チャレンジ支援事業費補助 225,000千円</p>	商工労働観光部	経営支援課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>1. 物価高騰等への経済対策と事業者支援について 新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越え、経済の活性化をはかる時期に原油高などによる物価高騰により様々な業種が厳しい環境にあり、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずることと、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。</p> <p>② 物価の安定や経済が回復するまでは、継続的かつ安定的な財源の確保について、地方創生臨時交付金の増額など全面的な財政措置を講ずるよう国に強く働きかけること。</p>	<p>県では、令和5年6月14日の国に対する「物価高騰・新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、原油価格・物価高騰や新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分並びに令和6年度以降も取組が必要となることを見据えた「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の柔軟な運用について要望を行ったところです。</p> <p>国においては、令和5年11月に新たに物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を措置し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約31億円の配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p>	ふるさと振興部	地域振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 1. 物価高騰等への経済対策と事業者支援について 新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越え、経済の活性化をはかる時期に原油高などによる物価高騰により様々な業種が厳しい環境にあり、地域の経済活動に影響が出ている。落ち込んだ経済状況が回復するよう適時に切れ目ない経済対策を講ずることと、地域の実情に合った消費喚起策が必要であることから、継続的な財政支援を講じていただきたい。 ③ 利用料金への転嫁が出来ず、経営が逼迫する公共交通事業者及び小規模の運輸事業者への支援をすること。</p>	<p>公共交通事業者への支援については、安全かつ安定した運行を維持し、地域住民の移動手段が確保できるよう、令和2年度から令和4年度にかけて運行支援交付金の交付などを行ってきたところです。 令和5年度においては、バス及びタクシー事業者を支援するため、令和5年度一般会計補正予算(第5号)でコロナ禍や燃油費高騰の影響を踏まえた交付金を措置したところです。 今後も状況を注視しながら、全国知事会等と連携し国への提言・要望を行うとともに、適時適切に必要な対策を講じていきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>【運輸事業者について】 県では、運輸事業者の燃料費高騰による負担の軽減を図り、安全かつ安定した貨物輸送を確保するため、運輸事業者運行支援金の交付を行ってきたところです。 具体的には、トラック1台当たり2万3千円の運輸事業者運行支援金の措置を、これまで3回にわたり実施したところであり、第4回目として、令和6年2月から4月に実施しているところです。 今後も引き続き、物価高騰等の影響を注視しながら、必要な支援について検討していきます。 【貸切バス事業者について】 県では、貸切バス事業者の燃料費高騰による負担の軽減を図り、安全かつ安定した旅客輸送を確保するため、貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金の交付を行ってきたところです。 具体的には、貸切バス1台当たり4万円の貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金の措置を、これまで4回にわたり実施したところです。 今後も引き続き、物価高騰等の影響を注視しながら、必要な支援について検討していきます。</p>	商工労働観光部	産業経済交流課 観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>2. 若者の地元定着及び外国人労働者への支援について 新たな生活様式や働き方改革などにより労働力の不足は深刻な状況となってきた。今こそ、人口流出を抑制し、地元への就職支援の強化が必要である。また、人材不足を背景とした外国人労働者の増加に伴い、外国人と共生する地域づくりのため次の対策を講じられたい。</p> <p>① 若者の移住、Uターン等への支援を拡充すること。</p>	<p>若者に岩手の産業の魅力を伝え、県内定着やU・Iターンを促進していくためには、小学生段階といった早い時期から地域の産業や特徴を知ってもらうことが重要であると考えています。</p> <p>このため、県内の若者に対しては、小学生段階からの工場見学や、高校生を対象とした企業説明会の開催、大学の授業を活用した企業の魅力を伝える講座などの取組を行っているところです。</p> <p>また、進学等で、一旦、岩手県を離れることとなる若者に対しては、岩手県を離れる期間を通して、本県とのつながりを継続させることが重要であると考えており、就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」や、岩手U・Iターンクラブ加盟大学を通じた情報提供のほか、東京都や仙台市において、毎年、「U・Iターンフェア」を開催するなどの取組を行っています。</p> <p>加えて、特に、県内の様々な産業分野で活躍する若者や女性の姿を高校生や大学生等に知ってもらい、また、直接、交流する機会を設けるなどの取組を強化してきており、「シゴトバクラシバいわて」のサイトに、就活応援メディア「みんなの想職活動」を新たに開設し、県内各地の各産業分野で働く若者のライフスタイルを紹介しているほか、企業の若手社員と高校生等の意見交換の場を設けるなどの取組を進めています。</p> <p>こうした取組を通じて、若者や女性の県内定着やUターン、さらには、Iターンの促進にも結び付けることにより、若者や女性の社会減の減少を図っていきたいと考えています。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算措置】</p> <p>就業支援推進事業費 89,127千円 いわて就業促進事業費 115,404千円 いわて移住・定住促進事業費 35,130千円 いわて暮らし応援事業費 205,841千円 いわてターン促進事業費 4,186千円 いわてとつながろう働く魅力発信事業費 18,987千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>2. 若者の地元定着及び外国人労働者への支援について 新たな生活様式や働き改革などにより労働力の不足は深刻な状況となってきた。今こそ、人口流出を抑制し、地元への就職支援の強化が必要である。また、人材不足を背景とした外国人労働者の増加に伴い、外国人と共生する地域づくりのため次の対策を講じられたい。</p> <p>② ジョブカフェの機能について再認識し、地域産業構造やニーズに応じて求職者への就職相談業務やマッチング及び若者労働者の地元定着等の業務機能を強化すること。</p>	<p>求職者に対する就職支援については、ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェにおいて、自己PRや応募書類の作成、面接対策を支援する就職活動セミナーのほか、岩手労働局やふるさといわて定住財団と連携し、就職ガイダンスや面接会等を開催しているところ。また、ビジネスマナーなど社会人としての基礎力の向上を目指すセミナーを開催しているほか、キャリアカウンセラーによる就職後の不安や悩みへの個別相談対応などにより、若者の地元定着を支援しています。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算措置】 ジョブカフェいわて管理運営費 80,588千円 いわて就業促進事業費 115,404千円</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>定住推進・雇用労働室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>2. 若者の地元定着及び外国人労働者への支援について 新たな生活様式や働き改革などにより労働力の不足は深刻な状況となってきた。今こそ、人口流出を抑制し、地元への就職支援の強化が必要である。また、人材不足を背景とした外国人労働者の増加に伴い、外国人と共生する地域づくりのため次の対策を講じられたい。</p> <p>③ 外国人労働者に提供する行政情報、生活情報等の多言語化への支援体制の強化と併せて、雇用担当部署との情報共有体制を構築すること。</p>	<p>外国人労働者を含む在留外国人への支援については、令和元年7月にいわて県民情報交流センター(アイーナ)の国際交流センター内に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、関係機関と連携し外国人県民等からの様々な相談に多言語で対応するとともに、県内各地域での巡回相談や、災害等に関する情報の多言語による発信に取り組んでいます。</p> <p>また、行政機関や教育機関、商工団体等による「外国人材受入拡大に係る関係機関連絡会議」を開催する等、多文化共生担当部署と雇用対策担当部署との間で情報共有を図っています。</p> <p>引き続き、市町村や国際交流協会等の関係機関と連携して、日本語学習の支援や多言語による生活情報の提供、災害時の外国人支援体制の構築に取り組むとともに庁内関係部署と連携を図りながら、効果的な情報提供に努めていきます。</p>	ふるさと振興部	国際室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、外国人材受入拡大に向けた対応として、令和元年7月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、外国人県民が生活する上での様々な相談に多言語で対応しています。</p> <p>また、外国人労働者に関する各種支援施策については、多文化共生担当部署が開催する「外国人材受入拡大に係る関係機関連絡会議」等により、日頃から多文化共生担当部署と雇用対策担当部署との間で情報共有を図っています。</p> <p>さらに、令和6年度一般会計当初予算において、外国人労働者の雇用実態の調査や、関係機関による受入環境整備に向けた検討等を実施する「外国人受入環境整備事業費」3,027千円を計上したところであり、関係部局や関係機関と連携しながら、外国人労働者が働きやすく、また、安心して暮らせる環境整備に向けた取組を進めていきます。</p> <p>なお、令和5年6月に実施した「令和6年度政府予算等に係る提言・要望」においては、外国人が安全に安心して生活できるよう、地方自治体が行う多言語による相談体制や情報提供体制の整備等に対する財政措置の継続・拡充のほか、災害時の支援体制の整備などについて要望したところです。</p>	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>3. 観光振興について</p> <p>震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。</p> <p>① 県内に唯一整備される復興祈念公園であるという特性を考慮し、国内のみならず世界から人を呼び込むため、震災遺構を含めた公園全体の適正管理(除草、トイレ、ベンチの設置等)及び利活用方策の検討を図られたい。</p>	<p>公園全体の適正管理については、国県市が連携して取り組んできたところであり、公園の価値を高めるような震災遺構の利活用方策も含めて、引き続き、陸前高田市と連携しながら、取組を進めていきます。(A)</p> <p>また、トイレの設置については、今後の公園の利用状況等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>都市計画課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>3. 観光振興について</p> <p>震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。</p> <p>② 復興教育や修学旅行等に応じ、仮設住宅体験館等とも連携した震災伝承プログラムの充実と、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた観光客誘致対策などの推進を図られたい。</p>	<p>県では、これまでも「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでいるほか、県内各地の観光資源を組み合わせた情報発信や沿岸地域を訪問するバスツアーの造成支援などを通じて「三陸ブランド」の確立に向けて取り組んできたところです。</p> <p>また、岩手県観光協会との連携により、震災学習を中心とした教育旅行の誘致説明会の開催や学校関係者等の招請を実施しているほか、三陸DMOセンターと連携し、高校生の総合学習の一環として実施される震災学習を中心とした体験プログラムツアーを支援しています。</p> <p>県としては、今後とも、本県の観光資源の情報発信などのプロモーションや、感染症対策を含めた受入環境整備への支援に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸観光地域づくり推進事業費 19,126千円 ・いわて教育旅行誘致促進事業費 11,900千円 	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの
	<p>高田松原津波復興祈念公園にある東日本大震災津波伝承館では、修学旅行や校外学習で訪れる児童・生徒の発達段階に対応した震災学習の機会を提供しています。引き続き、高田松原津波復興祈念公園パークガイドや3.11仮設住宅体験館など、陸前高田市による取組と連携して、東日本大震災津波の事実と教訓を伝承するプログラムの充実を図っていきます。</p> <p>また、令和6年度は、東日本大震災津波伝承館のホームページ上での県内震災伝承施設等の情報発信を拡充し、県内の震災伝承プログラムの発信強化に取り組んでいきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災津波伝承館管理費 116,301千円 ・復興情報発信事業費 22,968千円 	復興防災部	復興推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 3. 観光振興について 震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。 ③ 三陸ジオガイドの育成が三陸ジオパークの魅力拡大につながることから、研修会や育成プログラムを実践すること。</p>	<p>県では、三陸ジオパーク推進協議会と連携して平成28年度から三陸ジオパーク認定ガイドの養成を行っており、令和6年3月6日現在で67名の方々が認定ガイドとして活躍されています。 また、認定ガイドの更新講習会の開催やガイド研修会の実施などの取組をこれまで継続して実施してきました。 今後も、三陸ジオパーク推進協議会と連携し、認定ガイドの養成のほか、ガイドスキル向上に向けた取組を継続し、ジオパークの魅力発信のための体勢整備に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 3. 観光振興について 震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。 ④ みちのく潮風トレイルを本県の代表的な自然散策体験観光として位置づけ、周知宣伝を図り誘客を強化すること。</p>	<p>県では、これまでも三陸DMOセンター等と連携してみちのく潮風トレイルをはじめ、三陸復興国立公園や三陸ジオパークなど多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を生かした観光ルートの情報発信や三陸の地域資源のブラッシュアップ等に取り組んできたところです。 また、市町村、観光関連事業者等で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会を設置して、国内外への情報発信の強化にも取り組んでいるところです。 さらに、令和6年1月から3月までの3か月間、県内各地の特色のあるコンテンツを活用して、内陸地域の滞在型観光や内陸から沿岸への周遊型観光をテーマに「いわて冬旅キャンペーン」を展開し、首都圏等に向けた情報発信を強化するとともに、誘客拡大に取り組んでいます。 今後も、三陸DMOセンターや地元関係者と連携して情報発信の強化に取り組み、三陸の地域資源を生かした誘客の促進に取り組んでいきます。 【令和6年度一般会計当初予算】 ・三陸観光地域づくり推進事業費 19,126千円 ・いわて観光キャンペーン推進協議事業費 22,583千円</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>3. 観光振興について</p> <p>震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。</p> <p>⑤ 船越家族旅行村を整備すること。</p>	<p>船越家族旅行村は、昭和61年7月の開設以降、県所管の施設と山田町所管の施設を一体的に公の施設として供用していました。</p> <p>平成23年の東日本大震災津波により、水辺公園等施設の一部が流失し、また、流失を免れた県所管区域の一部に応急仮設住宅が設置され、観光を目的とした利用ができなくなったため、県所管区域については、平成24年度以降、管理方法を指定管理から直営に変更し、維持管理を行ってきました。その後、令和元年度に応急仮設住宅が撤去され、令和3年度には津波で流失した水辺公園の再整備が完了したところです。</p> <p>令和3年度に山田町から県管理区域の多目的広場をオートキャンプ場として活用したいとの意向を受け、令和5年度に同町への返還手続を行ったところであり、引き続き、同町と連携して、適切な管理、所要の整備や財産の返還等について進めていきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設機能強化事業費 7,550千円 ・管理運営費(船越家族旅行村運営管理費) 5,547千円 	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 3. 観光振興について 震災伝承とともに三陸沿岸地域全体の観光振興が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。 ⑥ 内陸住民に向けた強力な三陸鉄道利用促進策と三陸観光促進策の一体的な実施</p>	<p>県では、長期的な視点に立って、岩手らしさを生かした先導的な取組を推進する「新しい時代を切り拓くプロジェクト」の一つとして、関係部局が連携して「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」を推進し、震災の教訓の伝承と復興の姿の発信に取り組むとともに、三陸鉄道をはじめとした三陸の多様な魅力を発信し、交流人口の拡大を図っています。 三陸鉄道の利用促進について、令和6年度は、県と沿線12市町村で構成する岩手県三陸鉄道強化促進協議会において、4月の開業40周年に向けたマイルール意識醸成、三陸沿岸道路を活用した誘客の拡大支援、沿岸地域の地域資源を活かした観光客向け企画列車造成等の取組を実施してまいります。 引き続き、関係者間の連携を進め、一体となって三陸地域の多彩な魅力を発信していきます。</p>	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、「三陸復興国立公園」や「三陸ジオパーク」、「高田松原津波復興祈念公園」など多様な地域資源を有する優位性を生かし、これら三陸固有の資源を活用した観光メニューの創出に取り組んでいるほか、県観光協会等と連携しながら、震災学習を中心とした教育旅行の誘致拡大や本県来訪の定着に取り組んでいます。 また、令和6年1月から3月までの3か月間、市町村、観光・商工団体等と連携して冬季観光キャンペーンを展開し、岩手の「自然・絶景」、「歴史・文化」、「食」等をテーマに各種プロモーション等を実施し、誘客拡大、広域周遊の促進等に取り組みました。 今後も、本県の観光資源の情報発信などのプロモーションや、観光施設における受入環境整備への支援に取り組んでいきます。 【令和6年度一般会計当初予算】 ・いわて教育旅行誘致促進事業費 11,900千円 ・いわて観光キャンペーン推進協議事業費 22,583千円</p>	商工労働観光部	観光・プロモーション室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>4. 県北地域の産業振興について</p> <p>一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録、「奥南部漆物語」の日本遺産認定、「漆掻き技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、北東北の産業や資源に光が当たりはじめている。この機会に県北振興の確かな実現を図るため、力強いご支援をお願いしたい。</p> <p>① 浄法寺漆や御所野遺跡など、歴史・文化や食などのテーマに応じた地域や圏域を越えた広域観光連携の推進を図ること。また、日本の文化を支える浄法寺漆の原木確保や後継者育成など漆産業の振興への支援を拡充すること。</p>	<p>一戸町の「御所野遺跡」、「平泉」、「橋野鉄鉱山」の三つの世界遺産は本県の重要な観光資源であるとの認識の下、歴史・文化を核とした観光ルートの構築や旅行商品造成の促進に取り組むとともに、国内外への情報発信の強化に取り組んでいるところです。</p> <p>また、市町村や関係団体、事業者等と連携して、令和6年1月から3月までの3か月間、冬季観光キャンペーンを展開し、岩手の「自然・絶景」、「歴史・文化」、「食」等をテーマに各種プロモーション等を実施し、誘客拡大、広域周遊の促進等に取り組んでいます。</p> <p>さらに、漆産業の振興を図るため、これまで関係機関との連携を図るための会議の開催や、県内外へ漆の価値や魅力について発信する「いわて漆の集い」の開催などに取り組んできたところです。</p> <p>令和6年度においては、新たに、漆工事業者への講座実施による技術の磨き上げなど、漆産業の魅力向上に資する取組を実施することとしており、引き続き、関係機関の連携を図りながら、漆産業の振興を推進していきます。</p> <p>【令和6年度一般会計当初予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわて観光キャンペーン推進協議事業費 22,583千円 ・いわて地場産業振興支援事業費 9,964千円 	<p>商工労働観光部</p>	<p>観光・プロモーション室</p> <p>産業経済交流課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 4. 県北地域の産業振興について 一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録、「奥南部漆物語」の日本遺産認定、「漆掻き技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、北東北の産業や資源に光が当たりはじめている。この機会に県北振興の確かな実現を図るため、力強いご支援をお願いしたい。 ② 日本の文化を支える漆産業の振興を図るため、漆原木確保や後継者育成など生産体制の構築及び県内外での物産展等を通じた漆器の販路拡大の支援を図ること。</p>	<p>漆器の販路拡大の支援については、これまで県内外の百貨店等における物産展・工芸展の開催等を通じて、販売機会の創出及び事業者の売上向上に向けて取り組んできたところです。 令和6年度においては、漆工事業者に対する講座の実施を通じて、多様なニーズへの販売対応力や製品付加価値の向上を図ることとしています。 引き続き、物産展や展示会の開催等を通じ、漆器の販路拡大に取り組んでいきます。 【令和6年度一般会計当初予算】 いわて地場産業振興支援事業費 9,964千円</p>	商工労働観光部	産業経済交流課	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、国庫補助事業を活用した漆の植栽への助成を行っているほか、漆の苗木生産マニュアルの作成や漆苗木の生産や保育技術の研修会を開催するなど、関係機関・団体等と連携しながら、漆林の造成を支援しています。 また、後継者の育成については、二戸市が地域おこし協力隊制度を活用し漆掻き職人を育成しているところであり、県では、市や関係団体等と定期的に会議を開催し、後継者の確保・育成のほか、漆原木の確保等について情報共有を図りながら連携して取組を進めており、引き続き、関係機関・団体と連携し、生産体制の構築に向け取り組んでいきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 5. 北上川流域における自動車・半導体産業振興への集中的投資について 自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県としても集中的に投資し、新型コロナウイルス感染拡大により深刻なダメージを受けた本県経済の早期回復と本県の更なる産業振興に向けた基盤強化の推進をお願いしたい。 ① 岩手県土地開発公社を活用した産業用地の造成整備を継続的に実施すること。</p>	<p>北上川流域は、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進み、今後も更なる集積が見込まれる中、産業用地が不足している状況は認識しているところ です。 産業用地の整備については、市町村の意向や企業ニーズの把握を行いつつ、市町村において産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているところ です。 岩手県土地開発公社による産業用地の造成・整備については、その必要性や財政・人的状況等を総合的に勘案して判断することとしています。 国に対してはこれまでも産業用地の整備に対する支援制度の創設等を要望してきたところであり、国の令和5年度一般会計補正予算(第1号)において、活用できる地域が限定されているものの、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進及び地域経済の活性化を実現するため、産業立地に係る関連都市インフラ、物流施設等の整備に活用可能な支援制度が新たに予算化されたところで す。 引き続き、制度の充実を国に要望するとともに、岩手県土地開発公社の活用も図りながら、市町村における産業用地整備の取組を支援していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 5. 北上川流域における自動車・半導体産業振興への集中的投資について 自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県としても集中的に投資し、新型コロナウイルス感染拡大により深刻なダメージを受けた本県経済の早期回復と本県の更なる産業振興に向けた基盤強化の推進をお願いしたい。 ② 企業立地促進奨励事業費補助金について、増設に対する補助制度の拡充を図ること。</p>	<p>北上川流域は、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進み、新規立地や増設の動きが見られるところ です。 これに対応するため、平成29年度から県南地域では本社機能の移転・拡充と併せて工場の増設を行う場合、企業立地促進奨励事業費補助金を活用できるよう制度の拡充を行っています。 企業誘致に係る補助などの優遇制度については、市町村の意向や企業ニーズなども十分に踏まえつつ、全県的な視点に立ち、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう、より良い方策を検討していきます。 【令和6年度一般会計当初予算】 企業立地促進奨励事業費補助金879,400千円</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 5. 北上川流域における自動車・半導体産業振興への集中的投資について 自動車・半導体産業が集積している北上川流域に対して、岩手県としても集中的に投資し、新型コロナウイルス感染拡大により深刻なダメージを受けた本県経済の早期回復と本県の更なる産業振興に向けた基盤強化の推進をお願いしたい。 ③ IT関連企業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創出すること。</p>	<p>県では、令和3年3月に「いわてIT産業成長戦略」を策定し、時機を捉えたIT関連産業の誘致や、産業の高度化に向けて取り組んでいるところです。 誘致の実現に向けては、企業立地促進奨励事業費補助金において、一定の投資や雇用など、経済波及効果が高いものを支援の対象としているところであり、ソフトウェア業も対象業種としています。 非製造業を含めた企業それぞれに対する支援の在り方について、市町村の意向や企業ニーズなども十分に踏まえつつ、全県的な視点に立ち、限られた財源の中で最大限の効果が発揮できるよう、地域経済や他産業への波及効果等も踏まえながら、引き続き、効果的な支援制度について検討していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 6. 人口減少地域における産業・雇用の創出並びに定住人口拡大に向けた総合的支援について ① 定住環境の整備に向け、宅地整備や空き家対策など一層のご支援をいただきたい。</p>	<p>県では、市町村や不動産業界を含む民間団体からなる「岩手県空家等対策連絡会議」を設立し、予防保全も含めた空き家対策に関する情報共有や技術的な助言を行うなど、市町村と連携して空き家対策を進めてきました。 また、空き家所有者と専門家団体とをマッチングさせる「空き家相談窓口整備事業」、市町村への空き家バンク利活用に向けた講習会を実施する「空き家情報利活用促進事業」、若者世代と移住者を対象に空き家バンクに登録された住宅の取得等について支援する「若者・移住者空き家住まい支援事業」などにより、空き家バンクへの登録や空き家の流通の促進を図ってきたところです。 これらにより、空き家相談窓口の利用件数が増加し、空き家バンクへの登録も進み、改修等への支援件数は増えているものの、市町村への聞き取り結果等から、県内の空き家は今後も増加していくものと認識しており、引き続き、空き家の増加に適切に対応していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 6. 人口減少地域における産業・雇用の創出並びに定住人口拡大に向けた総合的支援について ② 上下水道など公営事業においては、人口減少が進む中で将来的な独立採算経営が難しくなることから、国や県等の一層のご支援を図られたい。</p>	<p>水道事業は地方公営企業法の全部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、県単独の政府予算要望や関係都道府県による連絡組織を通じた要望等の様々な機会を捉え、国に対し国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。 今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけるほか、水道の基盤強化に向け、広域連携の取組を推進していきます。 【令和6年度一般会計当初予算】 水道施設耐震化等推進事業費 936.1百万円</p>	環境生活部	県民くらしの安全課	B 実現に努力しているもの
	<p>下水道事業は地方公営企業法の全部又は一部適用事業であり、独立採算が原則とされていますが、県としては、重要なライフラインであることから国による支援が必要であると認識しており、県単独の政府予算要望や関係都道府県による連絡組織を通じた要望等の様々な機会を捉え、国に対し国庫補助制度の拡充や必要な予算の確保等について要望してきたところです。 今後も引き続き、必要な財政的支援の拡充等について国に働きかけるほか、下水道の基盤強化に向け、広域連携の取組を推進していきます。</p>	県土整備部	下水環境課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 6. 人口減少地域における産業・雇用の創出並びに定住人口拡大に向けた総合的支援について ③ 公共施設の再整備等に対する支援制度の充実強化をお願いしたい。</p>	<p>県ではこれまで、北海道東北地方知事会等を通じて、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に行うために必要な地方債措置の拡充について要望してきたところです。 今後も引き続き、各種財政措置の維持拡充について国に必要な働きかけを行うとともに、起債協議において充当率や交付税措置率の有利な起債を充当できるよう支援していきます。</p>	ふるさと振興部	市町村課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 6. 人口減少地域における産業・雇用の創出並びに定住人口拡大に向けた総合的支援について ④ 市街地再開発における地方自治体負担分について県と市で折半となる県補助金の創設をすること。(北上市)</p>	<p>北上市におかれては、市内中心部の将来像を描いた「未来ビジョン(地区再生計画)」を令和4年3月に策定し、令和4年度からビジョンを実現するための具体的な事業手法の検討等をしているところと認識しており、今後の動向を注視していきます。 なお、近年、県内で実施された市街地再開発事業に対し、かさ上げ補助を行った実績はありません。</p>	県土整備部	都市計画課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 6. 人口減少地域における産業・雇用の創出並びに定住人口拡大に向けた総合的支援について ⑤ 盛岡南地区物流整備のため補助制度を創設すること。</p>	<p>産業用地の整備については、市町村の意向や企業ニーズの把握を行いつつ、市町村において産業用地整備が円滑に行われるよう必要な支援を行っているところ。一方、産業用地の整備には多額の費用を要することから、県では国に対して、産業用地の整備に対する支援を要望してきたところ。国の令和5年度一般会計補正予算(第1号)において、活用できる地域が限定されていますが、成長力の強化・高度化に資する国内投資の促進及び地域経済の活性化を実現するため、産業立地に係る関連都市インフラ、物流施設等の整備に活用可能な支援制度が新たに予算化されたところ。引き続き、制度の充実を国に要望するなどし、市町村における産業用地整備の取組を支援していきます。</p>	商工労働観光部	ものづくり自動車産業振興室	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 7. 財政支援について コロナ禍を乗り越え物価高騰などにより、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、持続した経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。 ① 社会資本整備総合交付金事業及び個別補助制度事業の推進のための予算措置(盛岡市)</p>	<p>県では、令和6年度政府予算提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望したところ。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、例年以上の規模の予算・財源を別枠で確保するとともに、5か年加速化対策期間終了後においても、継続的・安定的に切れ目なく対策を講ずる必要があることから、国土強靱化実施中期計画を早期に策定し、引き続き、国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保するよう国に要望したところ。県としては、今後も公共事業関係費の確保等について、国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 7. 財政支援について コロナ禍を乗り越え物価高騰などにより、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、持続した経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。 ② 道路整備等の推進のための道路予算の安定確保(花巻市)</p>	<p>県では、令和6年度政府予算提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、道路事業を含む社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう国に要望したところ。県としては、今後も必要な道路事業予算の確保等について、国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	県土整備企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 7. 財政支援について コロナ禍を乗り越え物価高騰などにより、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、持続した経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。 ③ 道路・橋梁等の維持管理・更新に対する財政支援の充実(久慈市)</p>	<p>橋梁等の道路ストックの増加に伴い、老朽化対策等の維持管理費の確保は全国的な課題と認識しており、本県においても、厳しい財政状況の中、道路メンテナンス事業補助等を活用して道路施設の老朽化対策に取り組んでいるところである。 そのため、県では、令和6年度政府予算提言・要望において、道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置等を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。(B)</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 7. 財政支援について コロナ禍を乗り越え物価高騰などにより、あらゆる分野で甚大な影響が発生しているが、持続した経済活動の回復を図るため、幅広いストック効果が期待される道路整備等、地方が真に必要とする社会インフラ整備を着実に実施できるよう財政支援を要望する。 ④ 立地適正化計画に基づく都市再生整備計画事業における要望額に対する確実な支援(花巻市)</p>	<p>機能的で魅力ある都市の形成を図るため、立地適正化計画に基づく都市再生整備計画事業の推進が必要と考えており、事業の着実な推進に必要な事業費の確保について、国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。 ① 三陸沿岸地域の確実な復興・創生、津波災害時等の緊急時における「命の道」として質の高い道路網の確立、成長と分配の好循環及び生産性向上による経済成長力の強化を図るため、三陸沿岸道路の機能強化及び宮古盛岡横断道路の道路管理体制の強化と整備促進を図られたい。(宮古市)</p>	<p>県では、令和3年度に全線開通した三陸沿岸道路については、開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した機能強化が必要と認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、国に要望したところであり、今後とも国へ働きかけていきます。 田鎖臺目道路は令和2年度、箱石達曾部道路は令和3年度に国により事業化されたところですが、県では、令和6年度政府予算提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進について国に要望したところであり、引き続き、国へ働きかけていきます。 県では、令和6年度政府予算提言・要望において、復興支援道路として整備された宮古盛岡横断道路の指定区間編入について国に要望したところであり、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて、引き続き、様々な機会を捉えて国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。</p> <p>② 近年多発する豪雨等災害に備え、堤防の整備、土砂浚渫や立木の除去など、河川機能の強化を図ること。(宮古市)</p>	<p>河川の維持管理について、県では、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和4年度は、津軽石川と藤畑川の合流地点、摂待川胡桃畑地区、神田川小林地区、近内川千徳地区、長沢川松山地区等の支障木伐採や堆積土砂の除去を実施し、令和5年度は、閉伊川と飛沢川の合流地点、津軽石川と藤畑川の合流地点、摂待川胡桃畑地区、神田川小林地区、近内川千徳地区、長沢川松山地区等で実施しているところです。</p> <p>また、閉伊川と刈屋川の合流地点の河道掘削及び花輪橋付近の立木の除去は必要と認識していますが、河川巡視により河川の状況を把握し、令和6年度以降、管内河川の優先度の高い箇所から順次対策を講じていく予定です。今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。</p> <p>③ 砂防堰堤について、砂防施設点検結果を踏まえた適切な維持管理を行うこと。(宮古市)</p>	<p>砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果や長寿命化計画等に基づき対策を進めており、令和4年度に和井内地区安庭沢堰堤上流の堆積土砂を除去したところです。引き続き、砂防施設点検等により施設の状況を把握し修繕等を行うとともに、長寿命化計画も踏まえた適切な維持管理に努めていきます。</p>	県土整備部	砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。</p> <p>④ 河川水門施設に係る定期点検を実施し、改良、改修が必要な施設について必要な予算を確保のうえ、早急に対応すること。(宮古市)</p>	<p>河川水門については、定期的実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。 ⑤ 河川水門操作者の安全を確保するためスルース型水門を自動開閉型へ改良すること。</p>	<p>河川水門については、定期的実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。 ⑥ 防災・安全交付金等による財政措置の拡充について、国に働きかけること。(宮古市)</p>	<p>県では、洪水発生時に堆積した河道の土砂撤去など、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。</p> <p>⑦ 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業について、一層の整備促進を図ること。(宮古市・山田町)</p>	<p>治山事業は、県が策定する「治山事業四箇年実施計画」等に基づき実施しており、整備する箇所は、地域の実情を踏まえ、「人家」や「重要な公共施設」などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しています。</p> <p>今後も、山地に起因する災害から地域住民の生命・財産を守るため、事業採択要件や現地の状況、緊急性等を考慮しながら、治山事業を推進していきます。</p>	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
	<p>砂防事業高浜の沢(2)については、令和3年度から工事に着手し令和5年9月に完成しています。</p> <p>砂防事業赤前上の沢(2)については、令和4年度から工事に着手しており、引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業(築地)については、令和3年度から工事に着手しており、令和5年度内の概成を目指して工事を推進していきます。</p>	県土整備部	砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図りたい。</p> <p>⑧ 津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備(野田村) 野田湾の津波・高潮対策、下安家地区の津波・洪水対策、国道45号の嵩上げ、水門等の津波対策や河川、さけ・ますふ化場の洪水対策</p>	<p>日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震など、最大クラスの津波に対しては、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、犠牲者ゼロを目指した取組を進める必要があります。</p> <p>このため、県では、ソフト事業の支援として、令和6年度一般会計当初予算に地震・津波緊急強化事業費58,881千円を計上し、市町村等による津波避難対策が着実に実施されるよう取り組んでいるほか、ハード整備については、令和5年6月に実施した政府予算要望や、北海道東北地方知事会を通じ、補助事業に係る補助率の更なるかさ上げや補助・交付金の対象の拡充などを国に要望しているところであり、引き続き、あらゆる機会を捉えて制度の充実等を国に求めています。</p>	復興防災部	防災課	B 実現に努力しているもの
	<p>野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が令和2年度に完成したところです。また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工し、令和2年度に完成したことで、県が予定していた防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業は完了したところです。</p> <p>下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところです。一方で、東日本大震災のような最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のためのソフト対策による多重防御による対策を考えています。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も野田村を支援したいと考えています。(C)</p> <p>また、洪水対策については、台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、平成30年度から進めてきた治水対策の検討を踏まえ、今後、野田村や地域の方々の意見をいただきながら、関係機関とも調整の上取り組んでおり、令和5年度は河道掘削を実施したところです。さらに、安家川の流木撤去等については、令和3年度まで順次実施し、令和5年度も河道掘削と合わせて実施してきたところであり、今後も、防災・減災の観点から必要な予算を確保しつつ、野田村を含め関係機関等とも調整の上進めていきます。(A)</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。 ⑨ 令和元年台風第19号の復旧事業を実施しているが、市民生活の安全安心を確保するため、市内二級河川の河道掘削を推進すること。(釜石市)</p>	<p>河道掘削については、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次、進めており、令和5年度は、甲子川、鶴住居川、小川川で堆積土砂の撤去を行ったところです。 今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。 ⑩ 海岸保全対策(野田村) 十府ヶ浦海岸の砂浜侵食による海岸防潮堤への影響、野田玉川海岸の崩落等による三陸鉄道リアス線、玉川野営場、村道等の崩落の危険性に対して対策を講じること。また、十府ヶ浦海岸の砂浜の再生対策を講じること。</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事が完成したところです。 砂浜の侵食については、養浜材として、令和元年度に久慈港の浚渫土砂約15,000m³及び令和2年度に防潮堤工事の仮締切土砂等(野田海岸の床掘発生土等)約25,000m³の投入を行っており、現在は、東日本大震災前と同程度までの砂浜を有している状況です。突堤など構造物の整備については汀線の状況を注視しながら判断していきます。 野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため令和元年度と令和3年度に測量調査等を実施したところです。この成果を踏まえつつ、毎月実施している海岸パトロールと併せて、関係機関とも連携し今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。</p>	県土整備部	河川課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。 ⑪ 海岸域の堆砂除去(洋野町) 種市漁港海岸や種市海浜公園のほか、ウニの増殖溝などの堆砂は、東日本大震災大津波や台風等の高潮により年々堆砂量が増加しており漁業活動等への影響が危惧される。漁場及び海水浴場の維持を図るため、県有施設の砂を除去と堆砂除去に対する補助制度の創設や地方負担額への財政支援について、国への働きかけを要望する。</p>	<p>県が管理している増殖溝の堆砂については、平成25年度から平成30年度にかけて実施した水産環境整備事業により撤去したところであり、その後、堆積状況を調査しているところです。引き続き、堆砂状況を注視しつつ、必要に応じて対応を検討していきます。 また、海岸保全施設及び海浜公園の堆砂除去については、国の海岸事業の補助対象外とされていることから、これまで、国に対し、必要な財政支援を要望しており、今後も、国の支援による対策の実現に努めていきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。 ⑫ 平井賀水門陸閘に係る維持管理費等に対する財政支援(田野畑村)</p>	<p>水門・陸閘等の自動閉鎖システムを将来にわたり確実に稼働させるためには、適切な維持管理が必要であるところ、増大する維持管理費の財源確保が喫緊の課題となっていることから、県では、国に対し、地方自治体が負担する津波対策施設に係る維持管理費、修繕費及び更新費について財政措置を講じるよう要望しており、引き続き、必要な財政措置を求めています。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 8. 東日本大震災及び台風災害からの復旧・復興について 東日本大震災の復興途上での度重なる台風被害などによる復旧を含めて復興は確実に進められておりますが、被災地での事業執行に特段の配慮を図られたい。 ⑬ 普代水門陸閘の老朽化対策を図ること。(普代村)</p>	<p>普代水門陸閘に係る老朽化対策については、令和4年度は対策の概略検討を行っており、今後は、早期の工事発注に向けて詳細設計を実施していきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 9. 七久保跨線橋耐震補強補修工事業の促進について 東北新幹線と東北本線を同箇所を跨ぐ橋梁があり、その維持管理や補修工事に多額の費用が生じるため、財源確保に大変苦慮しているところです。3橋あった跨線橋も人道橋 2橋を撤去し、残る1橋である車両通行可能な七久保跨線橋につきまして、補修工事を今年度から4年間にわたり、東日本旅客鉄道株式会社への委託工事として実施することとしております。つきましては、町の橋梁としてだけでなく、交通の大動脈である東北新幹線の安全な通行確保と国民生活全体への影響を鑑み、国土強靱化地域計画にも定めている本事業につきまして、安定的な予算配分を要望いたします。</p>	<p>町道日詰水分線七久保跨線橋の耐震補強補修工事については、複数年にわたる工事期間が必要となるため、国の道路メンテナンス事業補助制度を活用し、令和4年度から7年度までの4年間で総事業費約757百万円の工事国債が設定され、毎年度の事業費が確保されています。</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ① 一般国道46号「盛岡西バイパス」の2車線供用区間の4車線化の整備促進(盛岡市)</p>	<p>一般国道46号「盛岡西バイパス」については、令和7年度までに4車線化される見通しであることが国から示されていますが、県では、令和6年度政府予算提言・要望において、この道路の2車線区間の早期4車線化について国に要望したところであり、引き続き、国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ② 一般国道4号「盛岡南道路」の早期事業化(盛岡市・矢巾町)</p>	<p>一般国道4号「盛岡南道路」は令和4年度に国直轄事業として事業化されたところですが、県では、令和6年度政府予算提言・要望において、この道路の整備推進について国に要望したところであり、今後も国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ③ 宮古盛岡横断道路の「田鎖墓目道路」及び「箱石達曾部道路」の整備促進に向けた必要な予算確保など、事業促進を図ること。(宮古市)</p>	<p>田鎖墓目道路は令和2年度、箱石達曾部道路は令和3年度に国により事業化されたところですが、県では、令和6年度政府予算提言・要望において、これらの道路を始めとする宮古盛岡横断道路の整備推進について国に要望したところであり、引き続き、国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④ 箱石達曾部道路は、道の駅やまびこ館へのアクセス向上を図ること。(宮古市)</p>	<p>箱石達曾部道路の道の駅(やまびこ館)へのアクセスについても、利便性が確保されるよう国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑤ 東北地方の連携、交流の骨格となる格子状骨格道路として国で一体的に管理すべく、国土交通大臣管理の指定区間への編入について、国に働きかけること。(宮古市)</p>	<p>県では、令和6年度政府予算提言・要望において、復興支援道路として整備された宮古盛岡横断道路の指定区間編入についても国に要望したところであり、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて、引き続き、様々な機会を捉えて国へ働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑥ 国道340号「宮古～岩泉間」(和井内～押角トンネル間) 和井内押角工区の早期完成に向けた事業推進を図り、未改良区間の残り約2.0kmについて、早期に事業化すること。(宮古市)</p>	<p>一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。 このため、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和5年度は道路改良工事及び橋梁詳細設計等を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) 約2.0kmの未改良区間については、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。</p> <p>⑦ 重茂半島線はカーブが連続し、狭隘な箇所も多く存在し、東日本台風においては未改良区間の崩落により集落が一時孤立したことから、早期に全線改良すること。(宮古市)</p>	<p>主要地方道重茂半島線については、地域の産業や経済活動、日常生活を支える重要な路線であり、災害時において緊急輸送を担う路線と認識しています。未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。</p> <p>⑧ 紫波江繋線について、江繋「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備をすること。(宮古市)</p>	<p>大畑地区からタイマグラ地区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。</p> <p>⑨ 大槌小国線について、小国(道又)から大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル」について早期に事業化すること。(宮古市)</p>	<p>主要地方道大槌小国線については、令和元年度までに宮古市小国地区から大槌町金沢地区間のうち、早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備が完了したところです。</p> <p>残る区間の整備については、急峻な地形であり、長大トンネルを含む大規模な事業となることが想定されることから、慎重な検討が必要であると考えており、公共事業予算の動向や、復興道路開通後の交通の流れの変化なども考慮しながら、総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>10. 道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。</p> <p>⑩ 岩手県の地域防災計画において、「緊急輸送道路」に位置付けられている宮古盛岡横断道路及び国道340号について、全線にわたる携帯電話のエリア整備を行うこと。特に、「立丸峠」「押角峠(トンネル内)」について、長距離区間が不感エリアであることから、早急にエリア化を図るとともに国や通信事業者にも働きかけること。(宮古市)</p>	<p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県として、整備について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。</p> <p>宮古盛岡横断道路については、令和3年度まで、国道340号については、令和4年度までに、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を除き、おおむねエリア化されたところです。</p> <p>残る不感エリア(一部トンネル区間等)についても、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き、県から国及び携帯電話事業者等へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。</p>	ふるさと振興部	科学・情報政策室	B 実現に努力しているもの
	<p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県として、整備について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。</p> <p>宮古盛岡横断道路については、令和3年度まで、国道340号については、令和4年度までに、立丸峠周辺の非居住地域及び一部トンネル区間を除き、おおむねエリア化されたところです。</p> <p>残る不感エリア(一部トンネル区間等)についても、公益社団法人移動通信基盤整備協会と協議を進めるほか、引き続き、県から国及び携帯電話事業者等へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑪ 気仙地域と県内陸部を結ぶ国道107号の改良整備の高規格による早期事業化及び道路ネットワークの強化、白石峠区間改良整備の早期完成を図ること(大船渡市)</p>	<p>県では、令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」の中で、大船渡から遠野を結ぶルートである一般国道107号を「一般広域道路」として位置付けるとともに、さらに、これに重ねる形で将来の高規格道路としての役割を期待する構想路線として「(仮称)大船渡内陸道路」を位置付けました。 この計画に基づき、国道107号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により順次整備を進めていくこととしており、令和4年度に事業化した「白石峠工区」の整備推進に努めていきます。 また、大船渡内陸道路については、今後、全国的な高規格道路ネットワークにおける必要性の検討と併せて、おおまかなルートや道路構造等の調査を進めていくこととしています。 今後とも、国道107号を規格の高い道路として、着実に整備を進めるとともに、大船渡内陸道路の調査の熟度を高めていきます。(C) 白石峠区間については、令和5年度は、路線測量、道路環境調査、地質調査を行い、引き続き、早期着工に向けて、整備推進に努めていきます。(A)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑫ 国道397号(子飼沢トンネルから栗木トンネル間)の抜本的な改良整備による重要物流道路への指定(大船渡市)</p>	<p>要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 国では、重要物流道路については、令和3年に都道府県単位で策定した広域道路交通計画において高規格道路等に位置付けた路線の中から追加指定を行う予定となっていることから、引き続き、国の動向を注視していきます。(B)</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑬ 「国道4号北上花巻道路」及び「山の神地区交差点改良」の早期完成について(花巻市)</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、北上花巻道路を含む一般国道4号の整備促進について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑭ 主要地方道花巻大曲線花巻・沢内間の整備促進について(花巻市)</p>	<p>主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。 残る約1.5kmについては、令和元年11月に川舟トンネル(4号トンネル)西側の橋梁が概成し、令和5年1月にトンネル築造工事、同11月にトンネル内舗装工事が完了しました。引き続き、舗装やトンネル内の非常用設備などの工事を実施しており、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑮ 一般国道107号(川尻・当楽間)の早期復旧とトンネル化などの抜本的改善(北上市・西和賀町)</p>	<p>一般国道107号の西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、これまでに、錦秋湖を横断する仮橋の設置工事や、トンネル築造工事に先駆けて必要となる橋梁下部工工事が完成したところです。また、トンネル築造工事については、令和5年7月から掘削を開始したところです。 引き続き、必要な予算の確保について、国と調整しながら、一日も早い復旧に向けて取り組んでいきます。(A) 国道107号川尻・当楽間については、令和3年度に斜面の調査を行いました。地すべりの兆候は確認されていません。 あわせて、令和4年度に雪崩痕跡調査を実施しましたが、早急に雪崩対策を実施する必要性が低いことを確認しました。 また、西和賀町大石地区の道路災害復旧事業については、仮橋の設置工事や、トンネル築造工事に先駆けて必要となる橋梁下部工工事が完成しており、令和5年7月からトンネルの掘削を進めているところです。 国道107号については、引き続き、定期的な道路パトロールや施設点検などを通じ、安全な通行の確保に努めていきます。 なお、国道107号と秋田自動車道が一体となって機能することが重要であることから、秋田自動車道の4車線化の整備促進について、引き続き、国に働きかけていきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課 道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑯ 北上金ヶ崎パシフィックルートの整備(北上市・金ヶ崎町)</p>	<p>港湾の更なる利用促進や産業振興のためには、インターチェンジへのアクセス向上が重要であると認識しており、東北横断自動車道釜石花巻間の全線開通後の物流の変化や周辺の開発動向、要望区間の交通状況などを見極めながら、北上・金ヶ崎地域から江刺田瀬インターチェンジへのアクセスの在り方について検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 ⑰ 東北横断自動車道釜石秋田線北上JCT江刺田瀬IC間直線化整備促進に取り組むこと。(北上市・遠野市・金ケ崎町)</p>	<p>東北横断自動車道釜石秋田線のうち江刺田瀬ICから花巻JCTまでの区間は、現在、暫定2車線となっていますが、都市計画決定や用地取得は4車線幅で行われ、一部の構造物は4車線を前提に完成していることから、今後見込まれる4車線化事業と要望ルートとの関係を整理する必要があります。 また、県では国道107号の整備を進めてきており、同盟会が考える新たな高規格道路を整備する必要性や重要性について慎重に検証する必要があることから、まずは、物流の変化や周辺の開発動向、交通状況などを注視していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 ⑱ 主要地方道花巻北上線の黒岩地区から立花地区の区間にて歩道整備事業の早期完成を行うこと。(北上市)</p>	<p>黒岩地区から立花地区の歩道整備については、令和5年度は用地補償を進めているところであり、引き続き、整備を推進していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 ⑲ 主要地方道北上東和線の二子小学校に通う児童の安全確保のため、学校前の歩道整備を行うこと。(北上市)</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑩ 夏油温泉江釣子線の江釣子小学校及び江釣子中学校に通う児童・生徒の安全確保のため、交差点改良と交通安全施設の早期完成を行うこと。(北上市)</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 和賀川右岸の広表橋から堤防までの区間の歩道の整備は、令和3年度に工事着手したところであり、引き続き、整備を推進していきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑪ 相去飯豊線の黒沢尻西小学校や黒沢尻北高等学校等の周辺学校に通う児童・生徒の安全確保のため、県道北上停車場線から市道大天満大曲線交差点までの両側区間に歩道の整備を行うこと。(北上市)</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑳ 飯豊北線の飯豊小学校及び飯豊中学校に通う児童・生徒の安全確保のため、北上市飯豊22地割内、市道飯豊北線と市道飯豊成田線の十字路交差点に信号機を設置すること。(北上市)</p>	<p>当該交差点については、令和3年度及び令和4年度に実施した交通流量の調査結果を踏まえ、押しボタン信号機の整備を見送りましたが、通学路の安全対策として、令和5年3月に横断歩道を設置しています。 また、設置後の令和5年6月にも交通流量の調査を実施しましたが、その結果、市道飯豊北線の朝の交通量は800台程度、小中学校の児童・生徒の横断者数は10人未満であり、前年度の調査と変化がありませんでしたので、引き続き、北上市、学校、地域住民の皆様の御意見を伺いながら、通学路の安全対策に取り組んでいきます。</p>	警察本部	交通規制課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ㉑ 黒沢尻東小学校に通う児童の安全確保のため、北上市川岸一丁目地内、市道川原町南田線のローソン北上駅東口店前交差点における信号機の設置を行うこと。(北上市)</p>	<p>当該交差点については、令和3年度及び令和4年度に交通流量を調査した結果、横断者が少なかったことから、信号機の整備を見送っています。 また、令和5年6月にも交通流量の調査を実施しましたが、前年度の調査と大きな変化がありませんでしたので、引き続き、交通流量の変化、児童、生徒の通行実態、交通事故の発生状況等を注視することとします。</p>	警察本部	交通規制課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】</p> <p>10. 道路整備について</p> <p>道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。</p> <p>④ 復興支援道路等の国道281号、主要地方道久慈岩泉線、主要地方道野田山形線、一般県道野田長内線、主要地方道戸呂田軽米線の改良整備促進(久慈市)</p>	<p>令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で(仮称)久慈内陸道路を構想路線に位置付けました。</p> <p>この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市案内～戸呂町口工区の整備推進に努めていきます。</p> <p>また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートを検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧意見交換しながら調査の熟度を高めていきます。</p> <p>主要地方道久慈岩泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>主要地方道野田山形線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>一般県道野田長内線の、久慈市において平成29年度に「あまちゃん街道」と愛称が命名された区間の一部である、小袖～大尻地区間については、平成22年度から、地域の実情にあった1.5車線の道路整備を行い、令和2年度末に完成したところですが、</p> <p>また、道路利用者の安全な通行を確保するため、これまで幅員狭小区間に待避所を設置しました。</p> <p>その他の区間については、早期の改良整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p> <p>主要地方道戸呂田軽米線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑳ 一般国道340号(松崎町八幡交差点からかっぱロード間)の拡幅改良(遠野市)</p>	<p>一般国道340号の松崎町八幡交差点からかっぱロード間については、早期の整備は難しい状況ですが、三陸沿岸道路の全線開通による交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ㉑ 一般県道遠野住田線(下組町～六日町間)の道路新設改良、一般県道土淵達曾部線(遠野馬の里～遠野ふるさと村間)の路肩拡幅、及び同路線(附馬牛町馬越峠～宮守町稲荷穴間)の拡幅改良(遠野市)</p>	<p>一般県道遠野住田線の下組町から六日町間については、令和3年度に「下組町～六日町工区」として事業化し、令和5年度は用地測量を進めてきたところです。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) 要望のあった区間の路肩拡幅については、早期の事業化は難しい状況ですが、積雪量の状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路環境課 道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ㉒ 国道343号新笹ノ田トンネルの早期事業化の促進(一関市)</p>	<p>一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。 急カーブや急勾配が連続する笹ノ田峠については、周辺の地質を文献により調査した結果、複数の断層の存在など、複雑な地質状況であることを把握したところです。 また、令和5年度政府予算において、ILC関連経費が倍増されたことや、「ILC実現建設地域期成同盟会」の設立など、ILCを取り巻く環境が、変化してきていると認識しています。 こうしたことを踏まえ、笹ノ田峠に新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに2回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 ⑳ 一般国道343号の改良整備(新笹ノ田トンネルの整備、矢作町字耳切～梅木間及び字中平地内一ノ渡橋の急カーブ解消)(陸前高田市)</p>	<p>一般国道343号は、気仙地区と内陸部を結ぶ重要な路線であり、県内外から多くの方々に来館いただいている東日本大震災津波伝承館と平泉の世界遺産を結ぶ、教育や観光振興等を支える重要な路線でもあります。 急カーブや急勾配が連続する笹ノ田峠については、周辺の地質を文献により調査した結果、複数の断層の存在など、複雑な地質状況であることを把握したところです。 また、令和5年度政府予算において、ILC関連経費が倍増されたことや、「ILC実現建設地域期成同盟会」の設立など、ILCを取り巻く環境が、変化してきていると認識しています。 こうしたことを踏まえ、笹ノ田峠に新たなトンネルを整備する必要性や効果、技術的課題などについて、専門的な見地から助言をいただく協議会を令和5年3月に設置し、これまでに2回開催したところであり、引き続き、検討を進めていきます。 矢作町字耳切～梅木間及び字中平地内一ノ渡橋の急カーブ解消については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 ㉑ 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進、主要地方道釜石遠野線の改良整備(釜石市)</p>	<p>一般国道283号の釜石駅前から五の橋間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑩ 主要地方道及び県道の改良整備及び市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備(釜石市)</p>	<p>主要地方道釜石遠野線については、令和2年度から「中村～青ノ木工区」として事業化し、令和5年度は、中村地区と青ノ木地区の工事を進めてきたところで、今後も地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) また、笛吹峠付近については、安全に通行できるよう、すれ違いが困難な状況を緩和するため、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業を進めているところです。 釜石側については令和2年度に工事が完成し、遠野側については令和5年度も引続き、局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置工事を進めてきたところです。今後も地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路環境課 道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑪ 急傾斜地内にある通学路の安全を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業等による安全対策を実施すること。(釜石市)</p>	<p>釜石市における急傾斜地崩壊対策事業については、令和4年度は大渡(2)ー3、源太沢・源太沢(3)の2か所について、令和5年度は本郷(2)の1か所について事業着手したところです。 釜石小学校付近の通学路を含む急傾斜地の対策の実施については、現在の事業中箇所を進捗状況や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑳ 一般県道岩手大更線、洪民田頭線における通学路への歩道設置(八幡平市)</p>	<p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めており、一般県道岩手大更線及び一般県道洪民田頭線の歩道整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ㉑ 北岩手・北三陸の横断道路「(仮称)久慈内陸道路」の早期調査と、高規格道路として早期着工(八幡平市・葛巻町・岩手町・野田村)</p>	<p>令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。(A) また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧意見交換しながら調査の熟度を高めていきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ㉒ 国道282号一本木バイパスの早期完成、主要地方道盛岡環状線(滝向地区)の早期完成、一般県道盛岡滝沢線(下鶉飼地区)の早期完成、都市計画道路下鶉飼御庭田線(八人打地区)の早期完成(滝沢市)</p>	<p>国道282号一本木バイパスについては、10月4日に残る未供用区間の供用により全線開通となりました。 主要地方道盛岡環状線滝向地区については、令和2年度に「滝向工区」として事業化したところであり、令和5年度も引き続き、用地調査を進めました。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 都市計画道路下鶉飼御庭田線(鶉飼八人打地区)については、平成30年度に事業着手し、整備を進めてきたところであり、令和5年度は引き続き、改良工事等を進めています。今後とも滝沢市と連携を図りながら整備推進に努めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課 都市計画課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ③⑤ JR巢子駅に接続する市道の県道昇格(国道4号からIGR巢子駅まで約2.2km)滝沢市)</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望の路線については、道路法上の認定要件及び県道と市道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ③⑥ 盛岡西廻り北バイパスの早期整備(国道46号から国道4号滝沢分レ南交差点)(滝沢市)</p>	<p>県では、平成26年度に盛岡広域都市圏道路網基本計画を策定し、盛岡西廻りバイパスを含めた幹線道路ネットワークのあるべき姿を定めたところです。 盛岡西廻り北バイパスの計画については、国及び関係市と連携しながら取り組んでいきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ③⑦ 町道滝沢・安庭線昇瀬橋架け替え事業への支援(雫石町)</p>	<p>要望の昇瀬橋については、老朽化が著しく進行しているほか、幅員狭小の交通隘路となっていることから、早急に架替えが必要な箇所であると認識しています。 本路線は、過去の災害時に国道46号の迂回路として機能するなど、県全体の道路ネットワークの強化に資する路線と考えられることから、令和3年度から市町村道整備事業補助金による財政的支援を実施しています。 また、令和2年度から雫石町が実施した橋梁設計に係るコンサルタントとの協議に県の職員が同席して専門的なアドバイスを行ってきたほか、令和3年度からは、橋梁架替工事の監督業務に対する技術的支援を行ってきたところです。</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。</p> <p>⑳ 一般県道雫石八幡平線(よしゃれ通り)の道路改良及び国道46号(谷地交差点から上町交差点)の拡幅改良、並びに県道(長山地内の通学路区間)の歩道整備(雫石町)</p>	<p>「歩道と車道の着色による明確化」については、令和元年度に路面標示等を試行し、令和3年度には試行結果と地元の意見を踏まえながら、歩行空間にカラー舗装を実施しました。</p> <p>また、「除雪対策の徹底」については、町、地元住民等関係者からの意見を踏まえ、連携を図りながら除雪を実施していきます。</p> <p>「側溝蓋改修による歩道と車道のフラット化」については、令和4年度から側溝の改修に着手しており、順次整備を進めてきたところです。(A)</p> <p>国道46号谷地交差点から上町交差点間については、早期の整備は難しい状況ですが交通量の推移や公共事業予算動向等を見極めながら総合的に判断していきます。なお、令和5年度から通学路緊急対策として、歩行空間の確保や路面標示を実施しているところです。(C)</p> <p>歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら順次整備を進めており、JA新岩手(旧)西山支所付近約300mの区間については、令和2年6月に歩道整備が完了したところです。</p> <p>要望の箇所については、令和5年3月に、歩道設置工事が完了したところで。(A)</p>	県土整備部	道路環境課 道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。</p> <p>㉑ 町道雫石環状線の県道昇格(雫石町)</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。</p> <p>要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④⑩ 国道281号(まちば再生支援事業の道路整備、城内小路地区の局部改良整備、繋～小屋瀬地区の歩道整備促進)(葛巻町)</p>	<p>国道281号の城内小路地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課 道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④⑪ 国道340号(野中～大沢地区、小苗代地区及び日渡地区急カーブの改良整備、野中～大沢地区、泉田地区、西里～荒沢口地区の歩道整備)(葛巻町)</p>	<p>国道340号の野中～大沢地区、小苗代地区及び日渡地区については、2車線改良済となっており、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の箇所については、早期の事業化整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課 道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④⑫ 主要地方道一戸葛巻線(一戸町姉帯～葛巻町尻高区間の改良整備、垂柳地区、坂待屋地区急カーブの改良整備)(葛巻町)</p>	<p>主要地方道一戸葛巻線の一戸町姉帯～葛巻町尻高間については、地形が急峻であり、大規模な事業が想定されることから早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 坂待屋地区、垂柳地区については、2車線改良済となっており、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④③ 山のみち地域づくり交付金事業(旧緑資源幹線林道事業)林道安孫平糠線並びに鷹ノ巣鰻沢線の早期完成(葛巻町)</p>	<p>葛巻町と一戸町を結ぶ安孫・平糠(やすまご・ひらぬか)線及び鷹ノ巣・鰻沢線(たかのす・うなぎさわ)線は、それぞれ令和9年度、令和14年度の完成を目指して工事を行っています。 引き続き、これら路線の早期完成に向けて、工事を推進していきます。</p>	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④④ 主要地方道岩手平館線における歩行者の安全確保(岩手町)</p>	<p>歩行者空間の確保については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。 御要望の主要地方道岩手平館線(城山地区～新町地区、大町地区～愛宕下地区)の道路改良及び歩道設置については、早期の着手は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課 都市計画課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④⑤ 国道456号の拡幅整備について(紫波町)</p>	<p>国道456号の拡幅整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、学校再編に伴う交通量の変化や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④⑥ 県道162号紫波雫石線の認定路線変更について(紫波町)</p>	<p>県道昇格については、これまでも市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備した路線について、市町村道と県道との交換も行いながら県道へ昇格してきたところです。 要望のあった路線については、道路法上の認定要件及び県道と町道とのネットワークの在り方や県道として管理する必要性などを総合的に判断しながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④⑦ 県道228号佐比内彦部線(佐比内横町地区)拡幅整備(紫波町)</p>	<p>佐比内横町地区については、早期の事業化は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④⑧ 一般県道古館停車場線の交通安全施設の整備促進(紫波町)</p>	<p>要望の区間については、令和3年度から歩道整備事業に着手し、令和4年度から歩道橋設置工事を実施しています。引き続き、早期完成に向けて整備を推進していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ④⑨ 一般県道湯川温泉線(県道215号)の雪崩防止対策(西和賀町)</p>	<p>一般県道湯川温泉線の雪崩防止対策については、令和3年3月に発生した雪崩等を踏まえ、令和3年度及び令和4年度に、区間の調査と既存施設の機能効果について再確認を行い、対策の必要性について検討したところです。これらを踏まえ、令和5年度に雪崩防止対策の詳細設計を行ったところです。 また、積雪時については、引き続き、道路パトロール等を通じて本路線の安全確保に努めていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 ⑤⑩ 主要地方道(花巻大曲線及び盛岡横手線)の道路整備促進(西和賀町)</p>	<p>主要地方道盛岡横手線の泉沢地区については、令和2年度に「泉沢工区」として事業化したところであり、令和5年度は、引き続き、用地取得を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 (A) 主要地方道花巻大曲線小倉山の2工区の約2.4km区間については、平成19年度に900mを供用開始しました。 残る約1.5kmについては、令和元年11月に川舟トンネル(4号トンネル)西側の橋梁が概成し、令和5年1月にトンネル築造工事、同11月にトンネル内舗装工事が完了しました。引き続き、舗装やトンネル内の非常用設備などの工事を実施しており、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。 (A) 未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 51) 秋田自動車道の4車線の早期事業化(西和賀町)</p>	<p>県では、高規格道路における時間信頼性の確保、事故防止及びネットワーク代替性の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化の推進が必要と考えています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、秋田自動車道「北上西IC～横手IC」等の暫定2車線区間の4車線化を推進するよう要望したところであり、4車線化が図られるよう、引き続き国等に働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 52) 西和賀町内の道路等に係る除雪体制の高齢化による除雪維持が大きな懸念として問題意識を共有し、町内等しく道路除雪サービスを提供可能とするための岩手県と当町による意見交換や協議の場を設けていただきたい。(西和賀町)</p>	<p>冬期交通の安全確保に向けた除雪体制の構築に当たっては、県においても除雪オペレーターの確保・育成が喫緊の課題と認識しています。 これまで県道と町道の路線交換による連携除雪に取り組んでいるところですが、引き続き、効率的かつ効果的な除雪体制の構築を図るため、西和賀町と意見交換などを行っていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 53) 一般国道4号(金ケ崎)拡幅整備促進(金ケ崎町)</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活の確保を図る道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しており、令和6年度政府予算提言・要望において、御要望の金ケ崎拡幅を含む一般国道4号の整備促進について国に要望しています。 金ケ崎拡幅については、令和5年度は用地買収及び工事を進めると国から聞いており、事業推進が図られるよう、引き続き、国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 54) (仮称)新金ケ崎大橋の新設(金ケ崎町)</p>	<p>金ケ崎橋は、奥州江刺地域と金ケ崎町を結び、生活、産業、経済に重要な役割を果たしていると認識しています。 (仮称)新金ケ崎大橋の整備については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 55) 一般県道久田笹長根線、胆沢金ヶ崎線の歩道整備の促進(金ヶ崎町)</p>	<p>要望の区間の一般県道久田笹長根線については、六原工区として令和4年度から工事に着手したところです。 また、一般県道胆沢金ヶ崎線については、永沢工区として令和元年度から工事に着手し、令和4年度に工事が完了しました。隣接する関田前工区についても、令和4年度から事業に着手したところです。 今後も、引き続き、整備を推進していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 56) 一般国道4号(平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点)の整備(平泉町)</p>	<p>県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、平泉バイパス南口交差点から一関バイパス大槻交差点間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。 なお、急勾配区間については、冬期に大型車等の走行速度が低下する状況であることから、国からは、安全安心な道路交通を確保するため、立ち往生などのスタック車両対策等、除雪対応を強化していると聞いています。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 57) 主要地方道一関北上線及び一般県道相川平泉線道路改良(平泉町)</p>	<p>主要地方道一関北上線は、国道4号を補完する路線であることから、県としても重要な路線と認識しています。 要望の平泉町長島字山王から同竜ヶ坂間の約1.9km区間については、令和3年度に「長島工区」として事業化し、令和5年度は用地測量及び物件調査等を進めてきたところです。今後とも地元の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業の予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) また、一般県道相川平泉線については、早期の整備は難しい状況ですが、国際リニアコライダーの実現に向けた進展も睨みながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 58) 一般県道釜石住田線未改良区間と気仙川の一体的な整備促進(住田町)</p>	<p>一般県道釜石住田線の小松から中埜間については、令和3年度に「中埜工区」として事業化したところであり、令和5年度は道路詳細設計を進めました。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、復興道路等のネットワーク完成後における道路需要の変化も見極めながら、どのような整備や改良が可能か総合的に判断していきます。(C) 気仙川流域は、近年において平成14年7月、平成25年7月、平成28年8月などの台風や豪雨により、住田町の一部で浸水被害が発生するなど早期に治水対策を進めることが重要であると考えています。 気仙川の河川改修については、川口地区より下流の整備を優先的に進めます。 川口以北の河川整備計画策定及び河川整備については、背後の土地利用状況等を踏まえ、緊急性・重要性を勘案し、引き続き、検討していきます。 なお、気仙川指定河川上流端については、当該地を上流端とした経緯などを踏まえ、流域の重要性等を勘案しながら検討をしていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 59) 一般国道340号・455号及び一般県道大川松草線の整備促進(岩泉町)</p>	<p>一般国道340号宮古～岩泉間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。 このため、岩泉側については、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和5年度は、道路詳細設計等を進めてきたところです。 また、宮古側については、令和2年度に「和井内～押角工区」として事業化し、令和5年度は道路改良工事及び橋梁詳細設計等を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。 盛岡市玉山地域では、令和5年度に藪川地区と逆川地区で堆雪帯整備を事業化したことから、令和5年度は電柱移設及び側溝設置工事を進めてきたところであり、早期完成に向けて整備を推進していきます。(A) また、平成28年台風第10号による被害状況を踏まえ、中島地区や中里地区など6地区において、再度災害防止を考慮した道路のかさ上げ等を行っており、このうち1地区については令和元年度に完了したところであり、残る事業中区間についても早期完了を図っていきます。(A) 一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成25年度に事業化した「本町～大広」工区については、計画延長1,300mの内約840mの道路改良工事が完了したところです。 残りの区間については、令和4年度に全ての用地取得が完了したことから、引き続き道路改良工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 60) 道路交通ネットワークの整備促進(岩泉町)(一般国道455号玉山地域の堆雪帯整備、一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進、主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進)</p>	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。 要望の盛岡市玉山地域では、令和5年度に藪川地区と逆川地区で堆雪帯整備を事業化したことから、令和5年度は電柱移設及び側溝設置工事を進めてきたところであり、早期完成に向けて整備を推進していきます。(A) 一般県道普代小屋瀬線のうち、「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画として整備を進め、令和4年度に完成したところです。(A) 松ヶ沢から燃壁付近については、「松林～坂本」工区として事業化し、令和4年度までに全10か所の内2か所が完成したところであり、令和5年度は残り8か所の内1か所の工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) 一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成25年度に事業化した「本町～大広」工区については、計画延長1,300mの内約840mの道路改良工事が完了したところです。 残りの区間については、令和4年度に全ての用地取得が完了したことから、引き続き、道路改良工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) 一般県道安家玉川線、主要地方道宮古岩泉線、一般県道有芸田老線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路環境課 道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 61) 一般国道455号玉山地域の堆雪帯整備を実施すること。(田野畑村)</p>	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。 要望の盛岡市玉山地域では、令和5年度に藪川地区と逆川地区で堆雪帯整備を事業化したことから、令和5年度は電柱移設及び側溝設置工事を進めてきたところであり、早期完成に向けて整備を推進していきます。</p>	県土整備部	道路環境課 道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 62) 主要地方道岩泉平井賀普代線の改良整備(田野畑村・普代村)(黎明台団地までの急勾配・急カーブ改善、普代橋から普代浜トンネル間の災害防除工事、普代橋から普代水門間での車道舗装の打換え及び歩道の整備、太田名部トンネルから黒崎トンネル間での消波対策工事、道路横断暗渠集水柵周辺の巨石の対策工事)(普代村)</p>	<p>黎明台団地までの急勾配・急カーブ改善については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 普代橋から普代浜トンネル間の斜面の防災対策については、令和4年度工事着手し、令和5年度に工事完了しました。(A) 普代橋から普代水門間の車道舗装の打換えについては、路面状況の調査結果等を踏まえて、令和3年度、舗装の打換え工事を行いました。(A) 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。御要望の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 太田名部トンネルから黒崎トンネル間の越波対策については、これまでに設計が完了しており、工事着手に向けて、引き続き、取り組んでいきます。(A) 太田名部トンネルから黒崎トンネル間の道路横断暗渠集水柵周辺の土砂堆積対策については、令和4年度に実施した道路横断暗渠集水柵への土砂堆積対策工法の検討を踏まえて、令和5年度は詳細設計を進めてきたところです。なお、令和4年6月と令和5年7月に道路横断集水柵に溜まっていた土砂を撤去しました。(A)</p>	県土整備部	道路環境課 道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 63) 一般県道普代小屋瀬線の改良(岩泉町、普代村)</p>	<p>一般県道普代小屋瀬線のうち、「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画として整備を進め、令和4年度に完成したところです。(A) 松ヶ沢から燃壁付近については、「松林～坂本」工区として事業化し、令和4年度までに全10か所の内2か所が完成したところであり、令和5年度は残り8か所の内1か所の工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) なお、一般県道普代小屋瀬線の国道45号から1.7kmまでの区間については、令和2年度に「上普代工区」として事業化し、令和5年度は、引き続き道路改良工事を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 64) 主要地方道岩泉平井賀普代線の三陸沿岸道路普代インターチェンジ付近の冠水対策(普代村)</p>	<p>平成28年台風第10号時における要望箇所の主な被災原因は、普代川沢山橋付近から溢れた水が村道の流れてきたことによるものであることから、村道そして普代インター方面へ水が流れ込まないように、普代川沢山橋上の河川災害復旧工事で河道拡幅及び築堤を実施し、平成31年3月に完成したところです。 また、普代川の沢山橋から下流区間については、令和元年度台風第19号による土砂堆積の状況を踏まえて、河道掘削工事を実施したところです。 要望の区間については、三陸沿岸道路(普代道路)の整備に伴う周辺環境の変化等により、平成28年台風第10号以降は冠水による通行止めが発生していないことから、今後、大雨時等の際に現地を確認し、県道の冠水が解消されていない場合は、普代村等と連携して対応を検討していきます。</p>	県土整備部	河川課 道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 65) 一般県道二戸軽米線の改良整備(軽米町)</p>	<p>一般県道二戸軽米線については、令和2年度に「新町工区」として事業化し、令和5年度は、引き続き、用地取得及び物件補償を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 66) 県代行事業(雪谷川ダムの深渡橋の橋りょう)の新規採択(軽米町)</p>	<p>県代行事業については、事業の必要性、緊急性及び重要性が高く、技術的に高度な橋梁等の構造物を有する箇所について、用地補償が完了した後に事業採択を検討することとしており、県全体の道路整備状況や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 67) 県道(主要地方道野田山形線、県道野田長内線)の整備促進(野田村)</p>	<p>主要地方道野田山形線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。 一般県道野田長内線の、久慈市において平成29年度に「あまちゃん街道」と愛称が命名された区間の一部である、小袖～大尻地区間については、平成22年度から、地域の実情にあった1.5車線の道路整備を行い、令和2年度末に完成したところです。 また、道路利用者の安全な通行を確保するため、これまで幅員狭小区間に待避所を設置しました。 その他の区間については、早期の改良整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 68) 国道340号(長興寺地区の歩道整備)、国道341号(戸田、伊保内、小倉、道地地区の歩道整備)、国道342号(江刺家小田沢地区)の道路改良(九戸村)</p>	<p>長興寺地区については、令和3年度から歩道整備事業に着手し、令和5年度は用地補償を進めてきたところです。(A) 戸田、伊保内、小倉、道地地区については、早期の事業化は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 江刺家小田沢地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業費の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県土整備部	道路環境課 道路建設課	A 提言の趣旨に沿って措置 C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図られたい。 69) 三陸沿岸道路の洋野種市インターチェンジのフル化整備(洋野町)</p>	<p>洋野種市インターチェンジのフルインターチェンジ化については、防災機能の強化や地域活性化等に資することから、国において、令和3年度着手したところであり、令和5年度は調査設計、支障移転補償、改良・橋梁工事を推進すると聞いています。 令和3年度に全線開通した三陸沿岸道路については、開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応した、既存ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化等の機能強化が必要と認識しています。このため、令和6年度政府予算提言・要望において、国に要望したところであり、今後も国へ働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 10. 道路整備について 道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、県民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には命を守る道として機能するなど、生活に欠くことのできない重要な社会資本であり各市町村からの要望も強い。優先順位の明確化により道路整備の促進を図りたい。 70) 主要地方道軽米名川線の改良整備(軽米町)</p>	<p>主要地方道軽米名川線については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	県土整備部	道路建設課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 11. 道の駅整備について 道の駅は、道路利用者等の交通安全や利便性の向上、地域の防災拠点の役割もあるほか、地域振興の拠点として地場産品の販売や食の提供などを通じて地域に活気を呼び込むことが期待されており、関係機関との調整に支援をいただきたい。 ① 一般国道4号渋民バイパスへの道の駅整備(盛岡市)</p>	<p>要望については、道の駅もりおか渋民の「道の駅は、私たちの未来を作る希望(ゆめ)のステージ」のコンセプトの下、魅力ある道の駅の整備に向け、盛岡市の相談等に対応していきます。 また、整備スケジュールを踏まえた着実な事業進捗が図られるよう、事業費の確保等を国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	道路環境課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 11. 道の駅整備について 道の駅は、道路利用者等の交通安全や利便性の向上、地域の防災拠点の役割もあるほか、地域振興の拠点として地場産品の販売や食の提供などを通じて地域に活気を呼び込むことが期待されており、関係機関との調整に支援をいただきたい。 ② 道の駅「雫石あねっこ」の周辺整備(砂防公園のリノベーション、雫石川の河川整備への支援(雫石町)(河川要望と重複)</p>	<p>「砂防公園のリノベーション」については、砂防公園は、平成10年度～平成13年度に県において地方特定河川等整備事業で整備し、平成14年度から雫石町に管理していただいております。 県では、定期的に施設点検を行い、施設の損傷が確認された箇所については修繕を行ってきたところです。施設の更新・改修に当たっては、雫石町の意見を踏まえて「砂防公園のリノベーション」について検討を進めており、令和4年度からの公園外灯の改修に加え、令和5年度からはトイレを改修しています。(A) 一部の落石危険箇所については、現在、仮設での対策を行い、隣接する区画の利用を停止して利用者の安全を図っています。抜本的な対応については、雫石町の御意見も伺いながら対応方針を検討していきます。(B) 「雫石川の河川整備」については、道の駅周辺の河岸に大きな変化が無く安定していることから、引き続き、平常時及び出水後の河川巡視等により注視していくとともに、今後、河岸整備の必要が生じた場合には、砂防公園や道の駅の賑わい創出という観点を踏まえ、雫石町の御意見も伺いながら対応方針を検討していきます。(C)</p>	県土整備部	砂防災害課 河川課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 11. 道の駅整備について 道の駅は、道路利用者等の交通安全や利便性の向上、地域の防災拠点の役割もあるほか、地域振興の拠点として地場産品の販売や食の提供などを通じて地域に活気を呼び込むことが期待されており、関係機関との調整に支援をいただきたい。 ③ 道の駅「錦秋湖」移転(西和賀町)</p>	<p>道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興や安全の確保に寄与することを目的とした、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」を併せ持つ施設です。 道の駅錦秋湖は、道路管理者である県が駐車場、トイレ、道路情報提供施設、休憩施設を、町が地域振興施設を整備する一体型として設置し、これまで多くの道路利用者にサービスを提供するなど、その機能を発揮し大きな役割を果たしてきたと認識しています。 このような中、令和3年5月に大石地区で発生した地すべり災害により国道が通行止めとなり、町の物産とレストランからなる地域振興施設は休業していましたが、令和4年11月30日の仮橋を含む迂回路の供用開始とともに営業を再開し、かつての賑わいが戻りつつあります。県としては、国道の通行再開後の新たな課題に向けて、今後も西和賀町と連携し取り組んでいきます。 なお、道の駅の移転については、今後の道路利用者の状況や社会情勢の変化などを踏まえ、総合的に検討し判断していくことが必要と考えています。</p>	県土整備部	道路環境課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ① 北上川の河川改修等(北上川中流部緊急治水対策事業(新堀地区、八重畑地区)の早期着手、北上川八幡地区及び宮野目地区、台地区の築堤整備事業の早期着手、北上川の花巻堤防の強化、北上川の河道掘削及び樹木伐採など適切な河川管理(花巻市)</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「八幡地区」の上流部においては、平成23年度に家屋浸水対策として築堤(輪中堤)の整備が完了しています。なお、「新堀地区」「八重畑地区」「八幡地区の下流部」「宮野目地区」「外台地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の取組状況等を総合的に勘案しつつ、輪中堤整備等による治水対策を検討すると聞いています。 花巻堤防については、既に完成形で整備されており、かつ、「堤防浸透に関する詳細点検結果」では、安全性は基準値以上となっていることから、今後、堤防整備はないと聞いています。 今後も、平常時から河川巡視等による監視、また、洪水時の河川巡視、変状等確認された場合の応急対応等、適切な河川管理に努めていくと聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ② 猿ヶ石川東和町地内の築堤整備などの河川改修(花巻市)</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「猿ヶ石川の東和町地内(安俣地区、南成島地区)」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性等を総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、整備促進に向け国に働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ③ 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進(黄海川堤防の改修、滝沢川排水機場の整備、磐井川に架かるJR橋梁の架け替)(一関市)</p>	<p>「黄海地区」の北上川本川の堤防は、昭和63年度より事業着手し、平成19年度までに計画高水位の高さで一連区間が概成していますが、支流黄海川堤防は北上川黄海堤防に比して高さが不足しており、洪水時には北上川本流からの背水の影響が懸念される状況です。 県が実施する河川改修事業については、未改修区間のうち、近年の洪水により家屋の浸水被害が発生した箇所や資産が集中している箇所を優先的に進めることとしており、黄海川では近年洪水による家屋浸水被害は発生しておらず、河川改修事業の早期導入は難しい状況ですが、治水機能を維持するために堆積土砂の撤去や支障木の伐採を行うほか、洪水の危険を早い段階で察知できるよう、水位やカメラ映像などの河川情報の提供について引き続き実施していきます。 また、国では、北上川合流点付近の樹木伐採を実施し、洪水時の北上川本川の水位低下を図るなど、引き続き、黄海川への背水の影響による氾濫リスクの軽減を図っていくと聞いています。(C) 滝沢川については、平成23年9月の台風15号、平成24年5月の豪雨及び令和2年7月の豪雨においては北上川の背水により田畑の浸水被害があったものの、家屋の浸水被害は無く、冠水した場合の道路の迂回路も確保されていることから、排水機場の早期整備については難しい状況です。(C) JR東北本線磐井川橋梁については、国から、磐井川自体の流量に対しては十分な安全度を確保しているが、北上川の背水の影響については、おおむねの安全度を確保しているものの、径間長、桁下高等が河川管理施設等構造令を満足していない橋梁と認識しているところです。 橋梁架替などについては、引き続き、鉄道事業者や関係機関と課題に対する調整、情報交換しながら、協議を進めていく」と聞いています。 直轄管理区間の河川整備については県としても重要な課題であり、国に対し整備促進の要望を行っていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ④ 一級河川太田川の未改修区間において、河川環境の整備(平泉町)</p>	<p>太田川については、これまで、達谷窟～姫待滝の約500m区間の河川改修及び水辺空間の整備、善阿弥～要害地区の約700m区間の河道掘削や立ち木伐採を実施してきたところです。 今後も良好な河川環境が維持できるように、河道掘削・立ち木伐採を行うとともに、洪水時に堤防機能が発揮できるよう日常の維持管理を行っていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑤ 二級河川の整備(気仙川の竹駒地区～横田地区の河道掘削、矢作川の矢作町字越戸内～湯漬畑間の改修整備、浜田川の米崎町字中田～川向間における河道掘削)(陸前高田市)</p>	<p>気仙川の竹駒地区から横田地区間における河道掘削については、平成30年度に金成橋の上流部、令和元年度に小坪橋の上流部、令和2年度に竹駒地区の矢作川合流点付近の堆積土砂を撤去したところです。今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(B) 矢作川の矢作町字越戸内から湯漬畑間の改修整備については、早期の整備は難しい状況ですが、令和3年度までに、矢作橋上下流部の河道掘削を実施したところです。 今後の河川改修整備については緊急性、重要性等を踏まえ、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 浜田川の米崎町字中田から川向間における河道掘削については、平成30年度に、神田橋から高木橋間を実施したところであり、令和3年度、浜田橋から清水橋上流付近の河道掘削を実施したところです。今後も現地の状況を確認しながら河川の適切な維持管理に努めていきます。(B)</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑥ 一級河川安比川小屋の畑地区の河川の改修等整備(八幡平市)</p>	<p>管内の河川改修事業については、近年の洪水による家屋の浸水被害箇所等を優先して整備を進めているところです。 小屋の畑地区については、これまでの被災状況や周辺の土地利用状況を勘案し、八幡平市と調整を図りながら治水対策の検討を進めていきます。 また、住民の円滑かつ迅速な避難を促すため、水位周知河川及び想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定したほか、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置したところであり、今後もハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑦ 砂防施設(滝沢市大釜千が窪地内の「高森の沢」、上鶺飼地内の「上鶺飼の沢」)の整備促進及び未着手箇所(白山の沢)の早期事業着手(滝沢市)</p>	<p>砂防事業「白山の沢」、「高森の沢」については、砂防施設の整備に向け測量調査設計を進めており、砂防事業「上鶺飼の沢」については、令和5年度に工事着手しました。 引き続き、早期の整備完了を目指して取り組んでいきます。</p>	県土整備部	砂防災課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑧ 一級河川木賊川の遊水地の整備を促進(滝沢市)</p>	<p>木賊川の河川改修については、「分水路＋遊水地＋河道改修」の3手法を基本として段階的な整備により事業を進めており、平成23年5月には分水路への通水を開始するなど治水安全度を高めたところです。 平成28年度から遊水地の工事に着手しており、令和5年度も引き続き、遊水地の工事を進め、更なる治水安全度の向上に取り組みます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑨ 道の駅「雫石あねっこ」の周辺整備(砂防公園のリノベーション、雫石川の河川整備への支援(雫石町)(道の駅要望と重複)</p>	<p>「砂防公園のリノベーション」については、砂防公園は、平成10年度～平成13年度に県において地方特定河川等整備事業で整備し、平成14年度から雫石町に管理していただいております。 県では、定期的に施設点検を行い、施設の損傷が確認された箇所については修繕を行ってきたところです。施設の更新・改修に当たっては、雫石町の意見を踏まえて「砂防公園のリノベーション」について検討を進めており、令和4年度からの公園外灯の改修に加え、令和5年度からはトイレを改修しています。(A) 一部の落石危険箇所については、現在、仮設での対策を行い、隣接する区画の利用を停止して利用者の安全を図っています。抜本的な対応については、雫石町の御意見も伺いながら対応方針を検討していきます。(B) 「雫石川の河川整備」については、道の駅周辺の河岸に大きな変化が無く安定していることから、引き続き、平常時及び出水後の河川巡視等により注視していくとともに、今後、河岸整備の必要が生じた場合には、砂防公園や道の駅の賑わい創出という観点を踏まえ、雫石町の御意見も伺いながら対応方針を検討していきます。(C)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>砂防災害課 河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑩ 一級河川北上川沼宮内地区河川改修事業の促進(岩手町)</p>	<p>県の河川改修事業については、近年の洪水による家屋の浸水被害箇所等を優先して整備を進めているところです。 北上川の河川改修は、平成22年の家屋浸水被害を機に、河川断面の確保や狭小部の解消を段階的に進めており、また下流への負荷を軽減するため遊水地整備も並行して進めています。 令和5年度は、引き続き、川原木地区では遊水地整備を進めるとともに、沼宮内地区では洪水の安全な流下を阻害する要因となっていた頭首工の撤去工事を実施しています。 また、住民の円滑かつ迅速な避難を促すため、水位周知河川及び想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定したほか、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置したところであり、今後もハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑪ 一級河川太田川河川改修工事の推進(紫波町)</p>	<p>太田川は、平成29年度から広域河川改修事業を推進しており、令和4年度から、下流岩崎川との合流付近から用地測量を進め、順次関係者への説明を行っています。 令和5年度は、引き続き関係者への説明を進めるとともに、国道4号五内川橋区間の計画について、道路管理者である国土交通省と調整を行ってきたところです。 また、平成25年の氾濫原因となりました堰の撤去や、要望区間の上流域における立ち木伐採、河道掘削など、浸水被害の軽減に努めているところです。 今後、紫波町をはじめ関係機関との調整を図りながら、早期の整備に取り組めます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑫ 本河川につきましては、JR東北本線横断箇所から岩崎川に合流する約1,700mの区間において平成29年度から県による河川改修事業が進められておりますが、引き続き、災害抑止と住民の安全安心確保のため、早期に改修工事を完了すること。(紫波町)</p>	<p>太田川は、平成29年度から広域河川改修事業を推進しており、令和4年度から、下流岩崎川との合流付近から用地測量を進め、順次関係者への説明を行っています。 令和5年度は、引き続き関係者への説明を進めるとともに、国道4号五内川橋区間の計画について、道路管理者である国土交通省と調整を行ってきたところ です。 また、平成25年の氾濫原因となりました堰の撤去や、要望区間の上流域における立ち木伐採、河道掘削など、浸水被害の軽減に努めているところです。 今後、紫波町をはじめ関係機関との調整を図りながら、早期の整備に取り組めます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑬ 基幹河川(岩崎川、太田川、芋沢川)改修事業の整備促進(矢巾町)</p>	<p>岩崎川は、床上浸水対策特別緊急事業により北上川合流点から不動盛岡線までの区間の河川改修が令和2年度までに概成したところです。 太田川や芋沢川については、まずは氾濫の原因となりました堰について、令和3年度まで撤去・改修を行い、浸水被害の低減を図ったところです。 令和4年度から、太田川について下流岩崎川との合流付近から用地測量を進め、順次関係者への説明を行っています。 令和5年度は、引き続き、関係者への説明を進めるとともに、国道4号五内川橋区間の計画について、道路管理者である国土交通省と調整を行っています。 また、太田川の河川改修区間より上流域についても令和3年度まで立木伐採や河道掘削を実施するなど、浸水被害の軽減に努めているところです。芋沢川については、太田川の整備に引き続いて河川改修を進めることとしています。 このほかにも、岩崎川煙山地区の河川改修の推進や、大規模洪水時の早期の避難に資するため水位周知河川に指定するなど、ハード・ソフト両面から流域全体の安全・安心の確保に取り組んでいます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑭ 北上川堤防(矢巾町と紫波町の境)未築堤箇所(矢巾町)の早期整備</p>	<p>無堤区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「土橋地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他の地区の整備状況、流域治水の方向性などを総合的に勘案しつつ、対応を検討すると聞いています。 なお、北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、引き続き矢巾町と連携し、早期事業着手に向け国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑮ 北上川右岸(金ヶ崎町)の無堤防区間の早期解消(金ヶ崎町)</p>	<p>無堤防区間が多い北上川中流部(紫波町～奥州市)においては、平成14年7月洪水及び平成19年9月洪水に伴い、家屋の床上浸水等の甚大な被害を受けています。 国では、北上川中流部治水対策事業として、家屋浸水被害が発生した無堤地区等の整備を重点的に実施しており、「三ヶ尻地区」については、洪水被害の状況、今後の土地利用状況や他地区の整備状況、流域治水の方向性などを総合的に勘案しつつ、検討すると聞いています。 北上川の治水対策は、県としても重要な課題であり、整備促進に向け、引き続き、国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑯ 一般県道釜石住田線未改良区間と気仙川の一体的な整備促進(住田町)</p>	<p>一般県道釜石住田線の小松から中埜間については、令和3年度に「中埜工区」として事業化したところであり、令和5年度は道路詳細設計を進めました。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A) その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、復興道路等のネットワーク完成後における道路需要の変化も見極めながら、どのような整備や改良が可能か総合的に判断していきます。(C) 気仙川流域は、近年において平成14年7月、平成25年7月、平成28年8月などの台風や豪雨により、住田町の一部で浸水被害が発生するなど早期に治水対策を進めることが重要であると考えています。 気仙川の河川改修については、川口地区より下流の整備を優先的に進めます。 川口以北の河川整備計画策定及び河川整備については、背後の土地利用状況等を踏まえ、緊急性・重要性を勘案し、引き続き、検討していきます。 なお、気仙川指定河川上流端については、当該地を上流端とした経緯などを踏まえ、流域の重要性等を勘案しながら検討をしていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課 河川課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑰ 山田町内二級河川の維持管理(山田町)</p>	<p>県では、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など、優先度の高い箇所から順次対策を進めており、令和2年度は織笠川轟木橋付近や白石地区等において、支障木の伐採や堆積土砂の除去、令和3年度は織笠川中野橋付近や関口川平安荘付近および北っこ橋付近において、堆積土砂の除去、令和4年度は、織笠川轟木橋下流において、堆積土砂の除去を行ったところです。 令和5年度は、織笠川轟木橋上流、関口川北っこ橋下流、大沢川大沢橋上流において河道掘削を実施し、水害リスクの軽減を図る計画したところです。 また、津軽石川、荒川川についても河道掘削が必要と認識しており、次年度以降、優先度の高い箇所から順次対策を講じていく予定です。 今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑱ 中小河川(普代川流域)ハザードマップにおける河川浸水予想区域の対策(田野畑村)</p>	<p>近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、県では流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進することが重要と認識しているところです。 ハード対策としては、近年の浸水実績がある区間や資産が集中する箇所など、緊急性の高い箇所から河川改修や堆積土砂の撤去等を進めているところです。 ソフト施策としては、洪水浸水想定区域の指定や危機管理型水位計及び河川監視カメラの運用等、防災情報の充実強化を進めており、引き続き、ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑲ 平井賀水門、陸閘に係る維持管理費等に対する財政支援(田野畑村)</p>	<p>水門・陸閘等の自動閉鎖システムを将来にわたり確実に稼働させるためには、適切な維持管理が必要であるところ、増大する維持管理費の財源確保が喫緊の課題となっていることから、県では、国に対し、地方自治体が負担する津波対策施設に係る維持管理費、修繕費及び更新費について財政措置を講じるよう要望しており、引き続き、必要な財政措置を求めていきます。</p>	農林水産部	漁港漁村課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑳ 普代の沢地区砂防事業工事の早期完成と既設砂防・治山施設の強靱化(普代村)</p>	<p>既存治山施設については、「治山施設個別施設計画」を策定し、定期的な点検結果を踏まえ、計画的に施設の補修や機能強化に取り組むこととしており、これらの対策を効果的に実施し、山地災害の予防等に着実に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
	<p>普代の沢地区砂防事業については、令和3年度から工事に着手し、令和5年7月に完成しました。 既設砂防堰堤の改築、土砂・流木等、支障堆積物の撤去などの強靱化については、現地の状況を把握しながら、必要性、緊急性等を考慮し対応を検討していきます。</p>	県土整備部	砂防災害課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ㉑ 二級河川普代川と茂市川の河川水門(樋門等)の整備(普代村)</p>	<p>普代川と茂市川については、令和元年台風第19号の出水により河道内に土砂が堆積したことから、令和2年度に河道掘削工事を実施したところ。また、令和2年度に整備した茂市川の旭日区地区の樋管のフラップゲートについては、令和3年度に、樋管から茂市川までの水路に堆積している土砂の撤去を行い、施設が正常に機能するよう対策を講じたところ。今後も堆積土砂の撤去等の河道整備について、河川巡視等により管内河川の状況を把握しながら、緊急性があり事業効果の高い箇所から集中的に実施していきます。 県が管理する河川樋門・樋管等については、定期点検業務委託や河川パトロールにより確認した、老朽化などの不具合等が発生している箇所について、予算の範囲内で優先度を鑑みながら計画的に補修等を行っています。今後も現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理を行っていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ㉒ 二級河川瀬月内川の河道掘削等による河川改修(軽米町・九戸村)</p>	<p>瀬月内川では、令和4年度に国費を活用して九戸村館ノ下、大向地区で、令和5年度は山根、丸木橋地区で河道掘削を実施しました。引き続き、現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	県土整備部	河川課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ⑳ 二級河川雪谷川の河川断面の確保(河川の浚渫及び樹木の伐採除去)(軽米町)</p>	<p>雪谷川における河道掘削、立木伐採は、平成31年度にどんどん森公園地区、妻渡橋下流地区で国費を活用して実施したほか、令和3年度は円子地区で河道掘削を行ったところです。今後も、現地の状況を確認しながら、河川の適切な維持管理に努めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 12. 河川改修、砂防整備について 多発する自然災害を防ぐため、治水対策を継続的に推進願いたい。 ㉑ 宇部川等の河川整備及び洪水対策(野田村)</p>	<p>二級河川明内川の分流河川整備については、村道前田小田川線沿いに分水工及び分水路が令和2年度に完成したところです。 明内川上流部の放水路整備については、大規模な予算が必要となる事業であるため、県内全体の事業予算枠の中で、早期の整備効果発現を視野に入れながら他河川との事業投資バランスを考える必要があることから、令和5年度から放水路の設計検討を行っています。(A) 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、河道内の土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所を優先的に流下能力の確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施し、令和2年度は宇部川上流部の河道掘削を実施し、令和3年度は宇部川の野田地区において河道掘削を実施したところです。 宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、掘削土を活用した植生土のう積を実施し、令和4年度から5年度に掛けてさらに補強したところです。(A) 今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、優先的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。(B)</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。</p> <p>(1) 宮古港の機能の強化・高度化に向けた整備 ① タグボートの常駐に係る費用負担、ポートセールス活動の強化、宮古・室蘭フェリー定期航路の早期寄港再開のため、早急に港内の静穏化等環境整備の実施、地震に強い耐震強化岸壁整備の事業化とふ頭用地等の地耐力強化)</p>	<p>宮古港へのタグボートの常駐については、宮古・室蘭フェリー就航時における宮古市との合意を踏まえ、寄港再開決定の際には、宮古市と連携して費用を負担することとしています。(B)</p> <p>フェリー定期航路の再開に向けたポートセールス活動の強化については、令和2年度に実施した貨物動向調査の結果を踏まえ、宮古市と合同で調査協力企業への訪問を行うなど、引き続き宮古市と連携して取り組んでいきます。(A)</p> <p>宮古港の港内の静穏化等、環境整備静穏度向上対策については、港湾計画の改訂が必要であることから、令和2年度に「宮古港長期構想」を策定したところであり、引き続き、宮古市と連携して港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組んでいきます。(B)</p> <p>耐震強化岸壁については、令和2年度に策定した「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を検討したところであり、事業化については、今後の港湾の利用状況を踏まえながら検討していきます。(B)</p> <p>ふ頭用地等の地耐力強化については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。(C)</p>	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。</p> <p>(1) 宮古港の機能の強化・高度化に向けた整備 ② クルーズ船の受入環境の整備及び受入態勢の強化を図ること。</p>	<p>クルーズ船の感染症対策やインバウンド対策などの受入環境の整備について、令和2年度から令和4年度は外国大型クルーズ船が全て寄港中止となりましたが、令和5年度の寄港実績を踏まえ、宮古市や関係機関と連携しながら、十分な受入環境の整備に努めていきます。</p>	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (1) 宮古港の機能の強化・高度化に向けた整備 ③ 藤原ふ頭用地の利活用を促進するため、あらゆる業種の企業が立地できる環境整備。</p>	<p>宮古港藤原地区工業用地の未分譲地は、港湾計画上の土地利用計画において工業用地として位置づけられており、工場及びこれに付随する施設としての用途に限り、県として分譲できるものです。 また、宮古市や関係機関の参画のもとで令和3年2月に策定した宮古港長期構想においても、当該工業用地は生産ゾーンとして位置づけられ、工場等の用途に供するという方向性の継続が打ち出されています。 未分譲地の利活用については、土地を取得しようとする企業の用途に応じて、港湾計画の変更等を検討していきます。</p>	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (1) 宮古港の機能の強化・高度化に向けた整備 ④ 藤原ふ頭内の県有地と民有地の交換、市への譲渡等用地の利活用</p>	<p>未分譲地と民有地との交換については、地権者の意向を確認しているところであり、その結果を踏まえ必要に応じて具体的な協議を進めていきます。 また、未分譲地の交換や譲渡について要望があった場合は、その具体的な利活用計画を提示いただきながら、検討していきます。</p>	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (2) 大船渡港湾の整備と利用促進 ① ILC 誘致実現に係る永浜・山口地区工業用地の具体的な活用方針を早期に決定すること。</p>	<p>ILC建設の際は、クライオモジュールや測定器など、海外で製作された大型の実験装置の海運物流の拠点として、大船渡港などの建設候補地近傍の既存港湾が活用され、その周辺には製品の検査・組立・保管拠点が整備されることが想定されています。 これを踏まえ、本県を含む関係自治体、大学等で構成される東北ILC事業推進センターでは、現在、保管施設等の整備も含めた機器輸送に係る広域的な計画の策定に向けた検討が進められているところであり、県としては、引き続き、こうした同センターの取組を支援していきます。</p>	ILC推進局	事業推進課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (2) 大船渡港湾の整備と利用促進 ② 永浜・山口地区岸壁(水深—10m、延長340m)の整備の推進を図ること。</p>	<p>大船渡港永浜・山口地区の岸壁(-10m)1バースの整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾空港課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (2) 大船渡港湾の整備と利用促進 ③ 港湾施設使用料の低減と国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進制度創設</p>	<p>港湾施設使用料については状況に応じて減免措置を実施しているところです。国際フィーダーコンテナ定期航路については、平成25年9月の就航以来、取扱貨物量が増加傾向にあります。 国際フィーダーコンテナ定期航路の安定運営及び利用促進に資する制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等を踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾空港課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (2) 大船渡港湾の整備と利用促進 ④ 大規模地震に対応した耐震強化岸壁を早期に整備すること。</p>	<p>大船渡港の耐震強化岸壁整備については、令和2年2月の岩手県地方港湾審議会において港湾計画を変更し、野々田地区岸壁(-7.5m)1バースを災害時の緊急物資対応施設として位置付けたところです。 耐震強化岸壁の整備については、今後、施工方法や概略事業費を整理した上で、公共事業予算の推移や事業の優先度等を勘案しながら事業化の時期について検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾空港課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (2) 大船渡港湾の整備と利用促進 ⑤ 高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)を早期に整備すること。</p>	<p>高機能コンテナ荷役機械(ガントリークレーン)の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾空港課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (3) 久慈港の整備促進 ① 久慈港湾口防波堤の整備促進</p>	<p>久慈港湾口防波堤は、地域の安全確保や産業振興の基盤として重要な施設であり、また、久慈港湾口防波堤の完成を前提とした久慈市街の復興まちづくりが進められていることから、県では、国に対して整備促進を要望してきたところです。 また、令和5年6月14日に知事が国へ提出した「令和6年度政府予算提言・要望書」の中でも久慈港湾口防波堤の整備促進を要望しており、今後も引き続き、機会を捉えて国へ要望していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾空港課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (3) 久慈港の整備促進 ② 久慈港における埋立計画(諏訪下地区、半崎地区)の推進</p>	<p>久慈港諏訪下地区及び半崎地区の埋立については、昭和60年に策定した港湾計画に基づき、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移、企業立地の動向等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>港湾空港課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (3) 久慈港の整備促進 ③ 県営上屋、照明設備、舗装等の新たな港湾施設・設備の整備</p>	<p>野積場の舗装については、珪石の取扱増加を見込み、平成30年度に一部実施しており、そのほかの部分の舗装については、取扱貨物量の推移等を見極めながら必要に応じて検討していきます。(B) 県営上屋、照明設備の整備については、港湾施設の利用状況や取扱貨物量の推移等を見極めながら、必要に応じて検討していきます。(C)</p>	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (3) 久慈港の整備促進 ④ 港湾施設利用料の低減や利用奨励制度の創設など貨物取扱量増加に向けた対策を講じること</p>	<p>久慈港の取扱貨物量は、東日本大震災津波により減少したものの、珪石の取扱量増加やヤシ殻の取扱等により回復し、現在は大地震津波前を上回る水準となっております。 今後も、県、市及び港湾関係者と連携してポートセールスを展開し、取扱貨物の掘り起こしに取り組んでいきます。 また、港湾施設使用料については、状況に応じて減免措置を実施しているところです。 なお、利用奨励制度の創設については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収効果の増大が十分かつ確実に見込まれる制度とし、かつ、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (3) 久慈港の整備促進 ⑤ 湾口防波堤の完成後の静穏海域を活用した水産業及び観光開発等の産業創出支援</p>	<p>湾口防波堤の完成により、津波の被害から人命や財産が守られるだけでなく、後背地への企業誘致を通じた港湾利用の促進や雇用の創出、静穏域を活用した水産業や観光産業の振興が期待されるところです。 湾内では、令和3年度から漁協によるギンザケ養殖事業が実施され、魚市場の水揚の増大が図られています。今後も、湾口防波堤の完成を見据えて、久慈市と意見交換しながら、ギンザケ養殖の更なる増産やブランド化を支援するなど、産業の創出等に取り組んでいきます。</p>	県土整備部	港湾空港課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (4) 釜石港の国際貿易拠点化にむけた港湾機能の強化 ① 港湾管理者による国際コンテナ定期航路の維持・拡大のためのインセンティブ施策の創設</p>	<p>県では、インセンティブ施策の展開について、コンテナの野積み場やガントリークレーンの使用料を低廉に設定しているところ。県によるインセンティブ施策については、船社や荷主の意向、企業の物流動向等も踏まえ、取扱い貨物量の増加による県内への経済波及効果や税収の増加が十分かつ確実に見込まれる内容とし、各港湾における制度上の均衡を確保する必要もあることから、その効果や、県と各港湾所在市との役割分担などについて、必要に応じて検討していきます。</p>	県土整備部	港湾空港課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 13. 港湾整備について 港湾は物流ネットワークの形成による産業振興や地域振興と県勢の発展に寄与するものであり、港湾整備に尽力をいただきたい。 (5) 平井賀漁港、机漁港の山腹斜面崩壊防止対策 ① 山腹崩壊については、漁港整備事業では対応に限度があるため、治山事業による対策を早期に講じること。(田野畑村)</p>	<p>治山事業の実施については、県が策定する「治山事業四箇年実施計画」等に基づき実施しており、整備する箇所は、地域の実情を踏まえ、「人家」や「重要な公共施設」などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所を優先的に実施しています。 要望のあった地区については、現地の経過観察を継続して実施し、事業の採択要件や現地の状況、緊急性等を考慮しながら、検討を進めていきます。</p>	農林水産部	森林保全課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 14. 空港の利用促進について 訪日外国人観光客数を2030年までに6千万人に増加させるという国が掲げる目標を達成するためには、いわて花巻空港をはじめとした地方空港のさらなる利用促進が重要であり、地方空港の利用促進に係る国内路線網の拡充と国際定期便の就航促進を図りたい。 ・いわて花巻空港の国際定期便や国際チャーター便の就航をさらに推進する施策を講じること。また、ゲートウェイ空港となる新千歳空港、関西国際空港、福岡空港等の国際便のさらなる拡充と地方空港へスムーズに移動できるよう、国内線乗り継ぎを促進させるための施策を講じること。(花巻市)</p>	<p>運航再開した台北線の路線維持に向けたインバウンド・アウトバウンド双方の利用促進や、運休中の上海線の早期の運航再開に向けた航空会社への働きかけ等に取り組んでいきます。 また、令和5年度運航されたベトナムをはじめ、運航実績のある香港やタイ等への国際チャーター便について、継続的に誘致に取り組んでいきます。 ゲートウェイ空港との乗り継ぎについては、航空乗継利用促進協議会を通じ、訪日客向け国内線運賃の充実と認知度向上や乗継空港における利便性向上等について、国や航空会社へ要望を行っているところであり、今後も継続して取り組んでいきます。</p>	ふるさと振興部	交通政策室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 15. 県営住宅について 岩手医科大学などの移転により住宅需要に応えられない状況であり、県営住宅の整備を図りたい(矢巾町)</p>	<p>県営住宅については、低額所得者等のためのセーフティネットとして、これまで整備を進めてきたところであり、いわて県民計画(2019～2028)、岩手県住宅マスタープラン(岩手県住生活基本計画)及び岩手県公営住宅等長寿命化計画に基づき、長寿命化等に資する更新、改修を進めるとともに、今後は、広域的な人口減少の見通し等を踏まえ、原則として新たな整備ではなく、既存の管理戸数の適正化、集約、再編を図ることとしています。 また、同マスタープラン及び同長寿命化計画においては、全国的又は県広域に関わる課題については県が取り組むこととし、地域の住宅需要等の課題に対応するための公営住宅の供給は原則として市町村が行うこととしています。 このため、新たな公営住宅については、市町村が整備することが適切であると考えていますが、引き続き、矢巾町とは、県営住宅の整備の必要性の検討も含め、地域の住宅事情や課題等について共有していきます。</p>	県土整備部	建築住宅課	C 当面は実現できないもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 16. 信号機設置について 北上工業団地周辺及び市道只越天神町線から新市庁舎建設地など渋滞緩和のため6カ所の信号機設置をお願いしたい(北上市・釜石市)</p>	<p>北上工業団地周辺については、交通の円滑化を図るため、令和6年1月に隣接するT字路交差点信号機を系統制御化したほか、時差式に変更しています。(B) また、西方の十字路交差点信号機については、右折待ちによる滞留を解消するため、右折矢印灯器を令和5年12月に設置しています。(A) なお、他の交差点への信号機の新設については、令和5年9月にも交通流量の調査をしましたが、要望にあるような慢性的な渋滞、当該交差点における著しい渋滞長の発生は認められませんでした。 引き続き、交通流量の変化、交通渋滞及び交通事故の発生状況などについて継続して注視することとし、適切な時期で住民の方の意見も参考としながら、信号機設置の判断を行うこととします。(C) また、釜石市・新市庁舎建設に伴う信号機設置については、地域住民等からの要望、意見を踏まえ、自動車等の交通流量、歩行者の横断需要、周辺施設の状態等から総合的に設置の必要性を検討した上で、整備を行っていきます。(C)</p>	警察本部	交通規制課	A 提言の趣旨に沿って措置 B 実現に努力しているもの C 当面は実現できないもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【商工建設 常任委員会関係】 17. 北上川上流ダム再生事業の促進について 盛岡市の安全で安心な地域づくりに向け、「ダム再生ビジョン」に基づく「四十四田ダムのかさ上げ」など治水機能の増強を行う「北上川上流ダム再生事業」の着実な実施と促進を要望します。(盛岡市)</p>	<p>国が令和元年度から実施計画調査に着手した北上川上流ダム再生事業については、「北上川水系流域治水プロジェクト」に位置付けて、重要な治水対策の一つとして四十四田ダムの嵩上げを含む治水対策実施に向けた調査・設計を進めていると聞いています。 北上川の治水対策は県としても重要な課題であり、国に対し一層の整備促進を働きかけていきます。</p>	県土整備部	河川課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 18. 盛岡市土地区画整理事業等の推進について ① 盛岡市では太田地区、道明地区及び都南中央第三地区において土地区画整理事業を実施するとともに、事業区域縮小区域では道路整備を中心に事業を実施することで機能的で持続可能なまちづくりを進めている。地元の早期事業完了要望に応え地区全体の早期効果発現のためにも、予算の優先的な確保(盛岡市)</p>	<p>機能的で魅力的な市街地の形成を図るために、土地区画整理事業や道路整備事業などのまちづくりに関係する事業の計画的かつ一体的な推進が必要と考えており、それぞれの事業の着実な推進に必要な事業費の確保について、国に働きかけていきます。</p>	県土整備部	都市計画課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 18. 盛岡市土地区画整理事業等の推進について ② 盛岡南地区物流拠点の整備における土地利用変更手続きの推進への指導助言と事業推進のため特段の配慮(盛岡市)</p>	<p>物流拠点の整備予定地は、農業振興地域と市街化調整区域が重複していることから、農業振興地域の整備に関する法律等の法令に基づき、関係機関との協議を進めていただく必要があります。 また、農用地区域からの除外に当たり、今後、基準の適合や除外要件などの協議があった場合は、関係課と調整の上、適切な指導・助言を行うとともに、農地転用に係る関係機関との調整が円滑に進むよう、必要に応じ、助言していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【商工建設 常任委員会関係】 19. 水素ステーション建設等に向けた取組について 国において脱炭素社会の達成に向けた取組が加速している状況下、本県においても、県民計画の柱の一つとして掲げた「水素利用プロジェクト」の推進、特に水素ステーションの建設及び燃料電池車の普及拡大に向けた取組を積極的に推進されたい。(金ヶ崎町)</p>	<p>水素の利活用に向けては、水素の理解促進や事業者・自治体等関係者との情報交換などに取り組んできたところですが、今後は、再エネ由来の水素の利活用に向けた調査事業や、県内事業者の水素関連産業への参入に向けたセミナーの開催等に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 1. 農業資材等の価格高騰対策について(花巻市) 新型コロナウイルス感染症の影響による物流混乱での輸送コスト増大、円安のほか、ロシア・ウクライナ情勢による原油価格の上昇、原料原産地の不作による配合飼料等の価格の上昇、原材料の輸出制限による肥料原料の価格の上昇を要因として、原材料の多くを輸入に依存している肥料や燃油、配合飼料等の農業資材の価格が高騰し、農業経営に大きな影響を及ぼしているため、国は次の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。 (1) 「施設園芸セーフティネット構築事業」の予算の十分な確保に加え、生産現場のコスト増大を抑制する肥料価格高騰対策に対する支援を引き続き行うこと。</p>	<p>燃料の価格高騰が、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、県では、国に対し、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の恒久的な制度化及び対象品目の拡充(菌床しいたけ等)について要望しています。 また、肥料等の価格高騰への支援について、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、肥料購入費の価格上昇分への支援、省エネルギー化に資する資材購入等への支援を行っています。 今後も、肥料等の価格動向を注視しながら、必要な支援について検討していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課 農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 1. 農業資材等の価格高騰対策について(花巻市) 新型コロナウイルス感染症の影響による物流混乱での輸送コスト増大、円安のほか、ロシア・ウクライナ情勢による原油価格の上昇、原料原産地の不作による配合飼料等の価格の上昇、原材料の輸出制限による肥料原料の価格の上昇を要因として、原材料の多くを輸入に依存している肥料や燃油、配合飼料等の農業資材の価格が高騰し、農業経営に大きな影響を及ぼしているため、国は次の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。 (2) 酪農家は、配合飼料・輸入粗飼料をはじめあらゆる生産資材の異常な高騰や子牛価格の下落を受け、さらに生産抑制による飼養頭数の削減を求められるなど、経営状況の赤字が続き、先行きが見通せないために離農する経営体も相次ぐなど、これまでにない危機的な状況の中、国においては、配合飼料価格高騰対策緊急特別対策や国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策を講じていただき感謝申し上げます。 現状では、輸入粗飼料に対する酪農家の需要があり、本市では独自に輸入粗飼料の購入に対する支援を行っています。将来的には、市においても国産粗飼料の生産に対する支援を検討しているところでありますが、当面の酪農経営を継続するための措置として、国においても輸入粗飼料を利用する酪農家に対する支援を行うこと。</p>	<p>県では、飼料価格の高騰状況を踏まえ、累次の補正予算により、配合飼料購入費の価格上昇分への支援とともに、酪農経営の負担軽減を図るため、粗飼料等の購入価格の上昇分への支援を行っています。 また、国に対し、飼料等の価格高騰に対する支援の継続と充実について要望しており、今後も、飼料等の価格動向を注視しながら、必要な対策を講じるなど、酪農経営の安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 2. 飼料の価格高騰に対する支援について(滝沢市) 世界的な景気回復による国内外の飼料の需要増、海運運賃の上昇、円安基調などにより、依然として飼料の価格が高騰していることから、農業者の農業経営の安定化を図るための対策を講じていただくとともに、国へ要請していただきますよう要望します。 (1) 高騰を続けている飼料について、緊急的な価格抑制対策を講じること。</p>	<p>県では、配合飼料の価格高騰の影響を緩和するため、国の対策の周知に加え、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への支援を行っています。引き続き、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 2. 飼料の価格高騰に対する支援について(滝沢市) 世界的な景気回復による国内外の飼料の需要増、海運運賃の上昇、円安基調などにより、依然として飼料の価格が高騰していることから、農業者の農業経営の安定化を図るための対策を講じていただくとともに、国へ要請していただきますよう要望します。 (2) 配合飼料高騰の対策として、配合飼料価格安定制度により補填しているものの、基金の枯渇が懸念されることから更なる対策を講じること。</p>	<p>県では、国に対し、配合飼料価格安定制度の基金が枯渇した場合にあっても、生産者への補てん金が満額交付されるよう、国が基金への積立金を拠出することや、配合飼料価格が高止まった場合においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補てん金が交付されるよう、制度の拡充を要望しています。引き続き、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 2. 飼料の価格高騰に対する支援について(滝沢市) 世界的な景気回復による国内外の飼料の需要増、海運運賃の上昇、円安基調などにより、依然として飼料の価格が高騰していることから、農業者の農業経営の安定化を図るための対策を講じていただくとともに、国へ要請していただきますよう要望します。 (3) 高騰した経費が農畜産物の取引販売価格に反映されていない状況であることから、適正な価格形成が行われる環境を整備するとともに、消費者に対しても経費に見合った適正価格の理解促進に向けた取り組みを進めること。</p>	<p>燃料をはじめ、肥料、飼料等の生産資材価格が高騰する中、農業者の所得確保に向け、生産コストの上昇分を適切に価格転嫁していくとともに、地域経済を活性化し、消費者の購買力を高めていくことが重要と考えています。 農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需給に応じて価格が決定されることから、県では、国に対し、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮した、適正な価格形成・取引を推進するための仕組みを、早期に構築するよう要望しています。 また、本県では、適切な価格転嫁に向けた機運醸成や、賃金の引上げに取り組む環境整備など、地域経済の活性化に寄与するため、令和5年7月に、県内経済団体や労働団体と共に、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行ったところです。 今般、全農岩手県本部が決定した、令和5年産の米の概算金は、令和4年産と比べ、60キログラム当たり1,400円上昇したほか、生乳の取引価格は、令和4年11月に続き、令和5年8月から更に上げられています。 県では、これまで、地産地消県民運動や、「買うなら岩手のもの運動」などを通じた県産品の消費拡大を推進しており、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、再生産可能な農畜産物の適正価格への理解醸成を進めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 3. 農業資材の価格高騰等に関する支援について(岩手町) ウクライナ危機及び新型コロナウイルス感染症の影響により、肥料を始めとした農業資材の価格高騰は長期化、深刻化し、生産農家は農業経営に大きな影響を受けております。 肥料については、国と共に、県においても支援頂いているところでもあります。しかしながら、農業資材については依然として高騰した状況が続いており、生産農家にとっては既に自助努力の範囲を超えている状況にあります。 岩手県内においては、広大な農地や各地域の立地特性などを生かした多彩な農業が展開され、我が国の食料供給基地の役割を担っております。こうした状況を踏まえ、持続可能な農業経営と健全な農地を維持し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で疲弊した地域経済の再生につながるよう、国に対し支援策の実施について働き掛けると共に、岩手県においても資材高騰等について特段の支援措置を講じられるよう要望します。</p>	<p>県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、県独自に、肥料や飼料の購入費、肥料コスト低減に必要な機械導入、農業共同利用施設の省エネ化への支援などを実施してきたところです。 農業生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、農業経営に大きな影響を与えています。 このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 4. 農業用資材等価格高騰への対策について(金ヶ崎町) 現在、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症等の影響により、電気料金や原油価格の高騰、為替相場における円安の影響、国際情勢による資材の供給量不足及び調達先の切り替えによるコスト上昇などから農業用資材並びに飼料の価格が高騰しております。さらに東北電力では20%以上の電気料金値上げを計画しており、今後も物価の高騰又は高止まりが想定される状況下で、生産者が将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、動力光熱費及び農業用資材並びに飼料高騰への対策を講じていただくよう国への働きかけ等について、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。以上のことから、次の事項について、国へ働きかけていただくとともに県独自の支援策を講じていただきますよう、要望いたします。</p> <p>(1) 動力光熱費及び農業用資材並びに飼料価格高騰により困窮する生産者の生活維持に向け、持続化給付金のような制度を創設し十分な支援をすること。また、県独自支援の拡充・拡大を実施すること。</p>	<p>燃料、配合飼料及び肥料の価格高騰が、農業経営に大きな影響を及ぼしていることから、県では、国に対し、「施設園芸等燃料価格高騰対策」の恒久的な制度化及び対象品目の拡充や「配合飼料価格安定制度」による補てん金の満額交付、「肥料価格高騰対策事業」等の事業継続と十分な予算措置について要望しています。</p> <p>また、飼料や肥料等の価格高騰への支援について、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、累次の補正予算により、配合飼料や肥料購入費の価格上昇分への支援、省エネルギー化に資する資材購入等への支援、肥料コスト低減等に向けた機械導入への支援等を行っています。</p> <p>今後も、飼料や肥料等の価格動向を注視しながら、必要な対策を講じるなど、農業経営の安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課 畜産課 農業普及技術課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 4. 農業用資材等価格高騰への対策について(金ケ崎町) 現在、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症等の影響により、電気料金や原油価格の高騰、為替相場における円安の影響、国際情勢による資材の供給量不足及び調達先の切り替えによるコスト上昇などから農業用資材並びに飼料の価格が高騰しております。さらに東北電力では20%以上の電気料金値上げを計画しており、今後も物価の高騰又は高止まりが想定される状況下で、生産者が将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、動力光熱費及び農業用資材並びに飼料高騰への対策を講じていただくよう国への働きかけ等について、特段のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。以上のことから、次の事項について、国へ働きかけていただくとともに県独自の支援策を講じていただきますよう、要望いたします。 (2) 物価が高止まりする中でも、農家がスマート農業機械の導入など生産性の向上に取り組めるように、時限的に既存補助金の補助率引き上げを実施すること。</p>	<p>県では、これまで、国に対し、建築資材価格上昇を踏まえて施設整備関係補助事業における補助金対象事業費の上限見直しについて要望し、令和5年度から見直されました。 今後も、農業用資材等の価格動向を注視しつつ、必要に応じて、提言・要望していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 4. 農業用資材等価格高騰への対策について(金ヶ崎町) 現在、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症等の影響により、電気料金や原油価格の高騰、為替相場における円安の影響、国際情勢による資材の供給量不足及び調達先の切り替えによるコスト上昇などから農業用資材並びに飼料の価格が高騰しております。さらに東北電力では20%以上の電気料金値上げを計画しており、今後も物価の高騰又は高止まりが想定される状況下で、生産者が将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、動力光熱費及び農業用資材並びに飼料高騰への対策を講じていただくよう国への働きかけ等について、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。以上のことから、次の事項について、国へ働きかけていただくとともに県独自の支援策を講じていただきますよう、要望いたします。 (3) 持続可能な農業により国内自給率及び自給力の向上を図り、食料安全保障を確立するため、農畜産物の生産コストの流通及び販売価格の転嫁と適正な価格形成に向けた仕組みを構築すること。</p>	<p>燃料をはじめ、肥料、飼料等の生産資材価格が高騰する中、農業者の所得確保に向け、生産コストの上昇分を適切に価格転嫁していくとともに、地域経済を活性化し、消費者の購買力を高めていくことが重要と考えています。 農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需給に応じて価格が決定されることから、県では、国に対し、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮した、適正な価格形成・取引を推進するための仕組みを、早期に構築するよう要望しています。 また、本県では、適切な価格転嫁に向けた機運醸成や、賃金の引上げに取り組む環境整備など、地域経済の活性化に寄与するため、令和5年7月に、県内経済団体や労働団体と共に、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行ったところです。 今般、全農岩手県本部が決定した、令和5年産の米の概算金は、令和4年産と比べ、60キログラム当たり1,400円上昇したほか、生乳の取引価格は、令和4年11月に続き、令和5年8月から更に上げられています。 県では、これまで、地産地消県民運動や、「買うなら岩手のもの運動」などを通じた県産品の消費拡大を推進しており、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、再生産可能な農畜産物の適正価格への理解醸成を進めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 5. 農業、畜産業におけるエネルギー価格・物価高騰等に関する支援について(西和賀町) 令和4年2月にロシアによるウクライナへの軍事侵攻が発生して以来、長引く新型コロナウイルスの影響、急激な円安・ドル高と相まってエネルギーや食品をはじめとする物価高騰に国民生活が振り回されてまいりました。農業、畜産業においても例外ではなく、農業生産において必要不可欠な肥料、農薬等の生産資材価格の高騰、トラクター、コンバインなど農業機械を動かすために必要な燃油の高騰等により、経営は大きく圧迫されております。この状況が続くと、農業者の生産意欲が減退し、経営を断念する者が相次いで発生することが懸念されます。これにより、農地の維持・管理が困難になり、荒廃農地が増加することが予想されます。国や県におかれましては、エネルギー価格・物価高騰等策等に対し、各種対策を講じていることは承知しておりますが、農業、畜産業の経営を支えるため、更なる支援を要望いたします。</p>	<p>県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、県独自に、肥料や飼料の購入費、肥料コスト低減に必要な機械導入、農業共同利用施設の省エネ化への支援などを実施してきたところです。 農業生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、農業経営に大きな影響を与えています。 このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 6. 農業経営に対する支援について(洋野町) 県北の農業経営を取り巻く環境は、原料を海外からの輸入に依存する肥料や配合飼料などの生産資材、燃油や電気料などの光熱水費の価格上昇が続いており、農業者の経営は圧迫されています。一方、市場原理がゆえに生産コスト上昇分を生産者が販売価格に転嫁することは難しい状況にもあり、農業者の自助努力だけでは経営の改善が難しく、厳しい状況が長期化しています。加えて、廃業や離農した農家もあり、今後の見通しも不透明な状況にあります。つきましては、燃油や電気料、配合飼料、肥料原料及び生産資材等の高騰により、影響を受けている農業者への経営継続に向けた支援制度の充実を図るとともに、農畜産物の生産コスト上昇分が適切に価格に反映されるよう、消費者や流通業者の理解醸成を促す取り組みの推進について強く要望いたします。</p>	<p>県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、県独自に、肥料や飼料の購入費、肥料コスト低減に必要な機械導入、農業共同利用施設の省エネ化への支援などを実施してきたところです。</p> <p>農業生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、農業経営に大きな影響を与えています。</p> <p>このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、取り組んでいきます。</p> <p>また、燃料をはじめ、肥料、飼料等の生産資材価格が高騰する中、農業者の所得確保に向け、生産コストの上昇分を適切に価格転嫁していくとともに、地域経済を活性化し、消費者の購買力を高めていくことが重要と考えています。</p> <p>農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需給に応じて価格が決定されることから、県では、国に対し、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮した、適正な価格形成・取引を推進するための仕組みを、早期に構築するよう要望しています。</p> <p>さらに、本県では、適切な価格転嫁に向けた機運醸成や、賃金の引上げに取り組む環境整備など、地域経済の活性化に寄与するため、令和5年7月に、県内経済団体や労働団体と共に、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行ったところです。</p> <p>今般、全農岩手県本部が決定した、令和5年産の米の概算金は、令和4年産と比べ、60キログラム当たり1,400円上昇したほか、生乳の取引価格は、令和4年11月に続き、令和5年8月から更に引き上げられています。</p> <p>県では、地産地消県民運動や、「買うなら岩手のもの運動」などを通じた県産品の消費拡大を推進しており、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、再生産可能な農畜産物の適正価格への理解醸成を進めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 7. 農業に対する支援策について(紫波町) 国際情勢の変化により燃料費や資材費の高騰が続き、農産物の生産コストが上昇しております。一方、米の需要低迷や、繁殖牛の買い控えなど、国内需要については農業産出額が増加するような要素が少ない状態であり、農業所得を向上させ、持続可能な農業を構築していくことが難しくなっております。 他方、農業者を支援するため、国の補助事業の活用にあたっては、申請期間が短いことや、事業要件が複雑になっていること、提出を求められる書類が増加していることなど、農業者の負担感が補助制度活用のハードルになっていると受け止めております。 つきましては、このことを考慮していただきながら、物価高騰に対する農業者支援策を講じられるよう要望いたします。</p>	<p>県では、これまで、全国知事会と連携しながら、国に対し、生産資材等の価格高騰対策の拡充などを提言するほか、農業経営の安定に向け、肥料や飼料の価格上昇分を補填する国事業の活用を進めるとともに、県独自に、肥料や飼料の購入費、肥料コスト低減に必要な機械導入、農業共同利用施設の省エネ化への支援などを実施してきたところです。 農業生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、農業経営に大きな影響を与えています。 このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、農業経営の安定が図られるよう、取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 8. 農業者に対する営農継続支援に関する要望について(矢巾町) 世界の社会経済情勢の著しい変化により、原料の多くを輸入に依存する肥料や飼料、生産資材の価格が高騰しており、農家の経営はますます厳しさを増しております。低迷する食料自給率を向上させるためにも、農業者が将来に希望を持って営農を継続できる環境を整えることが重要であることから、下記の4点について要望いたします。 (1) 肥料価格高騰対策、配合飼料価格高騰対策などの強化を行い、価格高騰が長引いた場合における新たな支援策を講じるよう要望いたします。</p>	<p>県では、これまで、肥料や飼料の価格高騰への支援について、国事業の活用を進めるとともに、県独自に、累次の補正予算により、配合飼料や肥料購入費の価格上昇分への支援を行っています。 また、国に対し、肥料や飼料等の価格高騰に対する支援の継続と充実について要望しており、今後も、肥料や飼料等の価格動向を注視しながら、必要な対策を講じるなど、農業経営の安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課 畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 8. 農業者に対する営農継続支援に関する要望について(矢巾町) 世界の社会経済情勢の著しい変化により、原料の多くを輸入に依存する肥料や飼料、生産資材の価格が高騰しており、農家の経営はますます厳しさを増しております。低迷する食料自給率を向上させるためにも、農業者が将来に希望を持って営農を継続できる環境を整えることが重要であることから、下記の4点について要望いたします。 (2) 生産資材等の値上がりについて、農家が農産物の価格に転嫁しやすい環境づくりのため、国産の農産物の価値を発信し、生産・流通・消費が一体となった取組みの強化を要望いたします。</p>	<p>農畜産物は、都道府県を越え流通するとともに、全国的な需給に応じて価格が決定されることから、県では、国に対し、生産・流通コスト等を踏まえ、再生産に配慮した、適正な価格形成・取引を推進するための全国的な仕組みを、早期に構築するよう要望しています。 また、県では、適切な価格転嫁に向けた機運醸成や、賃金の引き上げに取り組む環境整備など、地域経済の活性化に寄与するため、令和5年7月、県内経済団体や労働団体と共に、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行うとともに、地産地消県民運動や、「買うなら岩手のもの運動」などによる県産品の消費拡大を推進しており、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、再生産可能な農畜産物の適正価格への理解醸成を進めていきます。</p>	農林水産部	流通課	B 実現に努力しているもの
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 8. 農業者に対する営農継続支援に関する要望について(矢巾町) 世界の社会経済情勢の著しい変化により、原料の多くを輸入に依存する肥料や飼料、生産資材の価格が高騰しており、農家の経営はますます厳しさを増しております。低迷する食料自給率を向上させるためにも、農業者が将来に希望を持って営農を継続できる環境を整えることが重要であることから、下記の4点について要望いたします。 (3) 深刻な後継者不足が懸念される中、次世代を担う農業者となることを志向する者を増やす施策として①現在原則49歳以下としている新規就農者の年齢引き上げを要望致します。②定年帰農する者への支援を要望いたします。</p>	<p>国では、新規就農者の裾野の拡大のため、平成31年4月に、支援対象者の年齢要件を原則45歳未満から50歳未満へと緩和し、就農前の研修や早期の経営確立に向けた支援を実施しています。 県としては、現場の課題やニーズを把握しながら、必要に応じ、国に対し、更なる要件緩和を働きかけていきます。 また、定年帰農される方への支援については、県立農業大学校において、農業に関心を持つ幅広い年代の方々を対象に、農業の知識や農作物の栽培方法を学ぶ研修等を実施しており、今後も、研修内容の充実を図っていきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <物価高騰支援策等について> 9. 生産資材高騰に係る一次産業者への継続的な支援について (田野畑村) 不安定な世界情勢により、生産に必要な肥料や飼料、燃料、農業機械、種苗、資材価格の高騰が続き、さらには6月の電気料金的大幅値上げ、一方で生産物は上がらない市場単価と、一次産業者はかつてない厳しい経営状況にあります。 この状況が長引くと、生産者の高齢化と並行し、離農や廃業が加速することが懸念されます。先行き不透明な世界情勢ではありますが、自助努力だけでは対応できない課題であることは明らかであり、上昇前の価格に戻るまでは、継続的な経営支援を講じていただき、生産意欲の向上が図られるよう要望します。</p>	<p>県では、原油価格・物価高騰による生産者の経営への影響を緩和するため、国に対し、燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化を要望しているほか、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、累次の補正予算により、配合飼料や肥料購入費の価格上昇分への支援や、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。 生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、生産者の経営に大きな影響を与えています。 このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農林水産企画室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 10. 水田活用の直接支払交付金に係る見直しについて(花巻市) 国では、令和4年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直し、「今後5年間(R4~R8)に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない」こととしましたが、令和4年度補正予算では、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援や畑地化に伴い農業者が土地改良区に決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等への支援、また「令和5年産に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、1か月以上湛水する農地を交付対象とし、湛水時期に関する基準は設けないとしたことについて、農業者に対する支援の拡充や水張り要件を緩和したことに対して評価するものの、食料自給に必要な農地及び農業の維持には十分ではないと考えます。 これらの状況を踏まえ、水田活用の直接支払交付金の取り扱いについては、貴省農産局や貴局岩手県拠点と現場の課題などについて意見交換をさせていただいたところであり、本市としても農業者支援の財源を確保しながら、国とともに農業者への支援に努めてまいりたいと考えます。 よって、国は次の事項の実現に向けて取り組んでいただくよう要望します。 (1) 水田活用の直接支払交付金の交付対象要件について、「5年間のうち1か月以上湛水する農地を交付対象とし、湛水時期に関する基準は設けない」とする方針が示されたが、水張りの湛水管理を1か月以上行うことについては、農繁期では作物の生産に支障があること、水利権は4月~9月である土地改良区もありそのような場合には農閑期は水張りができないことから、現場の実態にあっていない。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係る5年に一度の水張りについて、りんどうなど5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とするよう要望しています。 引き続き、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう、様々な機会を捉え、国に要望していきます。 (次ページへ続く)</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(前ページからの続き) 国において、当市の主要作物であるりんどうやアスパラガスの5年ルールの運用を現場の実情にあわせた期間に変更することについて検討していることと同様に水張りの湛水管理を1か月以上行うことについても現場の実情に配慮した運用とすること。</p>				

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 10. 水田活用の直接支払交付金に係る見直しについて(花巻市) 国では、令和4年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直し、「今後5年間(R4~R8)に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない」こととしましたが、令和4年度補正予算では、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援や畑地化に伴い農業者が土地改良区に決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等への支援、また「令和5年産に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、1か月以上湛水する農地を交付対象とし、湛水時期に関する基準は設けないとしたことについて、農業者に対する支援の拡充や水張り要件を緩和したことに対して評価するものの、食料自給に必要な農地及び農業の維持には十分ではないと考えます。 これらの状況を踏まえ、水田活用の直接支払交付金の取り扱いについては、貴省農産局や貴局岩手県拠点と現場の課題などについて意見交換をさせていただいたところであり、本市としても農業者支援の財源を確保しながら、国とともに農業者への支援に努めてまいりたいと考えます。 よって、国は次の事項の実現に向けて取り組んでいただくよう要望します。 (2) 令和4年度補正予算において、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者を5年間あるいは5年間分一括で支援することが示されたが、畑地化に関する支援は、5年間にとどまらず、畑地化による小表や大豆の生産を安心して継続できるよう、6年目以降も継続すること。</p>	<p>県では、国に対し、水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 また、畑地化に取り組む農業者に対しては、栽培技術の習得や、県単事業の「地域農業計画実践支援事業」等による機械・施設の整備等により、早期に生産が安定するよう支援していきます。 引き続き、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう、様々な機会を捉え、国に要望していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 10. 水田活用の直接支払交付金に係る見直しについて(花巻市) 国では、令和4年度から「水田活用の直接支払交付金」を見直し、「今後5年間(R4~R8)に一度も米の作付を行わない農地は交付対象水田としない」こととしましたが、令和4年度補正予算では、水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援や畑地化に伴い農業者が土地改良区に決済金等を支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等への支援、また「令和5年産に向けた水田農業の取り組み方針」として、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田については、1か月以上湛水する農地を交付対象とし、湛水時期に関する基準は設けないとしたことについて、農業者に対する支援の拡充や水張り要件を緩和したことに対して評価するものの、食料自給に必要な農地及び農業の維持には十分ではないと考えます。 これらの状況を踏まえ、水田活用の直接支払交付金の取り扱いについては、貴省農産局や貴局岩手県拠点と現場の課題などについて意見交換をさせていただいたところであり、本市としても農業者支援の財源を確保しながら、国とともに農業者への支援に努めてまいりたいと考えます。 よって、国は次の事項の実現に向けて取り組んでいただくよう要望します。 (3) 土地改良区への地区除外決済金等について、畑地化により水田が減少した場合、減少した水田面積に応じた土地改良区への新たな支援を行うこと。</p>	<p>地区除外決済金等については、地域の話し合い等を通じて、畑地化に伴う土地改良区に与える影響を把握しながら、必要な対策を検討していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農村計画課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 11. 水田活用の直接支払交付金制度の改正について(紫波町) 紫波町は水田農業が盛んな地域であり、水田面積は全農地の78%を占め、その内、国営山王海ダムや国営鹿妻穴堰等の土地改良施設により水利が確保されている農地が95%あります。このことから、水稲作付のための水利は十分に確保されており、水張りを実施せずともいつでも水田に復旧できる状態にあります。水田活用の直接支払い交付金制度の見直しは、水張り及び水稲作付を実施するための圃場の復旧作業の実施及び湿田の増加による転作作物の収量低下を助長するものであり、ひいては、農業経営を圧迫させるものと推察されます。つきましては、水張りを実施せずとも水利が確保されており、すぐに水田に復旧できる状態であれば、今後5年間に一度の水張りを実施しなくとも交付金が受けられるよう、引き続き制度の改正を要望いたします。また、農業者が現場で混乱しないように、水張りの確認方法などの作業手順について早期に示されるよう要望いたします。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることや、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じることなどを要望しています。 また、1か月以上の湛水管理に係る確認方法については、県としても例示していますが、農業者や地域農業再生協議会が混乱しないよう、国に対し、具体的な手順の早期提示など、様々な機会を捉え、要望していきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 12. 水田活用の直接支払交付金制度の適切な運用について(西和賀町) 水田活用の直接支払交付金制度の内容が見直され、令和4年度から実施されることとなりました。今後制度運用の見直しが行われることとされておりますが、今回の制度変更は現場に大きな混乱をもたらし、生産意欲の減退、耕作放棄地の増加などの問題が発生することが懸念されております。そこで具体的に次の3点について、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。 (1) 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることで、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念される状況に変わりはない。制度の運用に当たっては、生産現場の実態や課題を十分に踏まえた対応に努めること。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう要望しています。 また、5年に一度の水張りについては、りんどうなど5年以上の周期で作付転換を行っている品目もあることから、地域の実情を十分に踏まえた運用とするよう要望しており、引き続き、国に対し必要な対策を講ずるよう求めていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 12. 水田活用の直接支払交付金制度の適切な運用について(西和賀町) 水田活用の直接支払交付金制度の内容が見直され、令和4年度から実施されることとなりました。今後制度運用の見直しが行われることとされておりますが、今回の制度変更は現場に大きな混乱をもたらし、生産意欲の減退、耕作放棄地の増加などの問題が発生することが懸念されております。そこで具体的に次の3点について、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。 (2) 交付対象水田を畑地化した場合、畑地化により交付金の対象から外れる農地について、恒久的な支援策が示されていない。当町においては、転作作物としてのそば、大豆の生産面積が年々拡大しているが、農家が安心して農業生産に取り組むことができるよう、恒久的、具体的な対策を示すこと。</p>	<p>県では、国に対し、水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 また、畑地化に取り組む農業者に対しては、栽培技術の習得や、県単事業の「地域農業計画実践支援事業」等による機械・施設の整備等により、早期に生産が安定するよう支援していきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 12. 水田活用の直接支払交付金制度の適切な運用について(西和賀町)</p> <p>水田活用の直接支払交付金制度の内容が見直され、令和4年度から実施されることとなりました。今後制度運用の見直しが行われることとされておりますが、今回の制度変更は現場に大きな混乱をもたらし、生産意欲の減退、耕作放棄地の増加などの問題が発生することが懸念されております。そこで具体的に次の3点について、国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。</p> <p>(3) 永年性牧草に取り組む多くの畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回の見直しで交付金が削減されたことに加え、令和8年度までに水張りを一度も行わない水田については、交付金の対象から外すとの方針が示されたことで、賃貸借契約の継続、畜産経営全般に影響が及んでいる。</p> <p>ついては、永年性牧草をはじめとする自給飼料増産対策に対する支援の枠組みを水田対策から畜産対策へ変更を行った上で、恒久的な対策を講じること。</p>	<p>県では、国に対し、飼料自給率向上の観点から、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充するよう要望しています。</p> <p>また、県では、自給飼料の生産拡大に向け、国庫補助事業等による飼料基盤の整備、水田を活用したホールクロップサイレージや飼料用米、子実用とうもろこしの生産を推進しています。</p> <p>今後も、水田をはじめとする本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 13. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて(平泉町) 産地交付金は、国から都道府県に対して配分される資金枠の範囲内で交付されておりますが、昨年度、県から一関地方農業再生協議会(構成市町 一関市、平泉町)に対する最終配分(地域枠)は、取組面積が増えたにも関わらず転換作物拡大加算の廃止等により、大幅な減額となったため、取組単価を減額変更することとなり、今年度の当初配分(地域枠)においても、昨年度と同額となったところであります。当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域における特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、多年生牧草助成の見直しによる畜産農家への影響とあわせ、その存在がより重要になっていると考えます。つきましては、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。 (1) 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の予算が不足した際に産地交付金の一部を充当する運用を改め、取組面積に応じて当初から十分な予算を確保すること</p>	<p>県では、産地交付金について、水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物の生産の取組など、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに有効と考えていることから、これまでも、国に対し、産地交付金を含む経営所得安定対策等について、必要な予算を十分に措置するよう要望しており、引き続き、様々な機会を捉え、必要な対応を国に求めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 13. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて(平泉町) 産地交付金は、国から都道府県に対して配分される資金枠の範囲内で交付されておりますが、昨年度、県から一関地方農業再生協議会(構成市町 一関市、平泉町)に対する最終配分(地域枠)は、取組面積が増えたにも関わらず転換作物拡大加算の廃止等により、大幅な減額となったため、取組単価を減額変更することとなり、今年度の当初配分(地域枠)においても、昨年度と同額となったところであります。当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域における特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところであり、多年生牧草助成の見直しによる畜産農家への影響とあわせ、その存在がより重要になっていると考えます。つきましては、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進するため、次の事項について国に対し働きかけていただくよう特段のご配慮をお願いいたします。 (2) 産地交付金の大幅な見直しを行う場合は、地域の中心な担い手や法人などの大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を設けること。また、周知期間中に物価高騰など、社会状況が急激に変化し、その状況下で見直しを行った結果、農業者の経営を著しく悪化させることが見込まれる場合は、見直しの撤回や実施時期の再検討など、農業者に寄り添った対応を行うこと</p>	<p>制度改正等に当たっては、地域の中心な担い手や法人などの大規模経営体をはじめとする、中長期的な営農計画のもとに農業経営を展開している経営体に対し、十分な周知期間を設けるとともに、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう、様々な機会を捉え、国に求めています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 14. 水田活用の直接支払交付金の見直しについて(洋野町) 本町の水田農業は、長年にわたり「水田活用の直接支払交付金」等による支援を受けて行われてきたところであります。国においては、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しの中で、今後5年間に一度も水張りが行われない水田は交付対象水田にしないことや、多年生牧草は収穫のみを行う場合は、1万円に減額するほか、飼料用米等の複数年契約加算は、経過措置分に対する交付金を6千円に減額するとともに、令和4年度以降は、加算措置の対象としないことなどが示されたところであります。 これまで、主食用米から飼料用米、飼料作物、その他畑作物の作付転換により水田農業の推進、農地保全が行われてきたところであり、国の政策に従って、米の作付転換を進めてきた農家ほど、当該見直しに伴う影響が大きいものと捉えております。 作付転換が行われてきた農地には、既に長年水稻を作付していない水田も多いことや、多年生牧草を含め、5年の周期で水田に戻すことが難しい作物もあるなど、交付対象水田とならない場合は、作物の再構築が必要となります。 また、水田活用の直接支払交付金は、本町において農業者が営農を継続するために必要な資金であることから、今回の大幅な見直しは、離農者及び耕作放棄地の増加が懸念されます。つきましては、水田活用の直接支払交付金については、農業者が希望を持って持続的に営農ができるよう、地域の実情や意見を十分に配慮した内容として、制度の見直しが図られますよう要望いたします。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることや、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるよう要望しています。 引き続き、国に対し、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、必要な対策を求めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 15. 持続可能な農業経営に向けた支援について(雫石町) 国の食料・農業・農村政策においては、「食料・農業・農村基本法」に掲げる食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的発展及び農村の振興という四つの基本理念に基づき施策が推進されているところです。このようななか、今般の農業情勢においては、農業者や農村人口の大幅な減少やこれに伴う農地面積の減少や生産基盤の衰退化などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアのウクライナ侵攻等、不安定な国際情勢により、農業生産においても肥料や飼料等、生産資材の高騰が続き、農業経営はこれまでにない程の窮地に追い込まれております。また、令和4年度から見直しが行われた「水田活用の直接交付金」については、これまで長きにわたり、国において転作作物の推進が行われてきましたが、大規模な制度見直しや今般の水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む「畑地化促進事業」など、翌年の営農準備を進めているなかでの不明瞭なままでの制度周知等、近年のあまりにも唐突な制度運用により、生産現場の混乱は極まり、国の農業政策に対する憤りの声が多数挙げられております。当町においては、積雪寒冷地であるため、限られた時期での農業生産、中山間地域の小区画な水田や揚水機を利用した水田も多く、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについては、今もなお今後の営農を不安視する声が多数寄せらせております。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金の見直しについて、地域の実情を十分に踏まえた運用とすることや、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じることなどを要望しています。 また、機械・設備導入支援については、産地の基盤強化や競争力強化等に重要な役割を果たす「産地生産基盤パワーアップ事業」等について、必要な予算を十分に措置するよう要望するとともに、県単事業の「地域農業計画実践支援事業」については、新たに化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械の導入について、上限事業費を一部引き上げるなどの支援の拡充を行っています。 国による制度の見直しや新たな制度の創設については、事前に十分な周知期間を設けるよう、今後も、様々な機会を捉え、国に要望していきます。 (次ページへ続く)</p>	農林水産部	農業振興課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>(前ページからの続き) つきましては、生産現場の窮状をご理解いただくとともに、食料の安定供給を確保するため、生産者が恒久的に安定経営を行い、持続可能な地域農業の維持発展に向け、県においても、本県農業の窮状を救うべく、既存の機械・設備導入支援の拡充や国に対し、転作に係る所要額の十分な確保と併せ、地域の実情や課題を十分に踏まえた制度の見直しや新たな制度の創設にあたっては、3年程度の十分な周知期間を設け、農業経営への影響を最小限にするための対策を講じるよう、強く働きかけを行っていただくよう要望いたします。</p>				
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 16. 日本型直接支払推進交付金関係予算確保及び制度の拡充について(西和賀町) (1) 中山間地域等直接支払交付金の対象農用地について 水田は、農作物の生産機能のみならず、自然災害時においては巨大なダムとしての役割も担っております。その観点から中山間地域等の条件不利地においても持続的な営農ができるよう水田機能を維持することが重要です。当町は、岩手県内唯一の山間農業地域水田型に属し、水田が大きな役割を果たしております。当町の水田は、大概が200mから450mまでの高標高地にあるものの、水田間の傾斜が少ないことも特徴となっております。 中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地は、水田面積約1577haのうち約73.2パーセントの1155haであります。対象農用地の99%が傾斜度1/20から1/100までの緩傾斜農地となっております。 また、当町は、岩手県で唯一の全域が特別豪雪地帯で、早ければ10月から雪解けの遅い時は5月まで雪があり、営農条件は協定対象、非対象に関わらず全てが条件不利と考えられます。 以上のことから、当町の全ての水田が中山間地域等直接支払交付金の対象農地となるような制度改正を国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、中山間地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、交付金により生産条件の不利を補正するための支援を行うものであり、県土の約8割が中山間地域である本県においては、極めて重要な施策であると認識しております。 対象農用地等の見直しについては、県内の取組や地元負担の状況、他都道府県の動向なども注視しながら、必要に応じ、国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 16. 日本型直接支払推進交付金関係予算確保及び制度の拡充について(西和賀町) (1) 中山間地域等直接支払交付金の対象農用地について 水田は、農作物の生産機能のみならず、自然災害時においては巨大なダムとしての役割も担っております。その観点から中山間地域等の条件不利地においても持続的な営農ができるよう水田機能を維持することが重要です。当町は、岩手県内唯一の山間農業地域水田型に属し、水田が大きな役割を果たしております。当町の水田は、大概が200mから450mまでの高標高地にあるものの、水田間の傾斜が少ないことも特徴となっております。 中山間地域等直接支払制度の協定対象農用地は、水田面積約1577haのうち約73.2パーセントの1155haであります。対象農用地の99%が傾斜度1/20から1/100までの緩傾斜農地となっております。 また、当町は、岩手県で唯一の全域が特別豪雪地帯で、早ければ10月から雪解けの遅い時は5月まで雪があり、営農条件は協定対象、非対象に関わらず全てが条件不利と考えられます。 以上のことから、当町の全ての水田が中山間地域等直接支払交付金の対象農地となるような制度改正を国に対して強く働きかけていただくよう要望いたします。</p>	<p>多面的機能支払交付金に係る令和5年度の国の配分は、要望額の77%となっております。 要望額に満たない場合は、国の指導に基づき、農地維持支払及び資源向上支払(共同活動)に満額交付し、資源向上支払(長寿命化)については、残額で対応しています。 県では、国に対し、日本型直接支払制度の十分な予算措置を強く要望したところであり、今後も、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 17. 中山間地域等直接支払い交付金の維持拡充について(花巻市)</p> <p>中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施され、本市においては、中心市街地を除くほぼ全域が法指定又は知事特認による本交付金の対象地域となり、令和5年度において111の集落が農用地を維持・管理していくための協定を締結し、参加者数は3,022名となっております。</p> <p>本市における令和5年度分の協定集落への交付見込額は、およそ総額5億785万円であり、うち国費の負担割合は計算上およそ2億3,578万円となりますが、11月上旬時点の国の内示額は2億3,355万円であり、交付額は223万円不足しております。</p> <p>交付金の用途は、基本活動の農地畦畔の維持管理、農道・水路の維持管理、共同利用農業機械の整備、研修会の開催、景観形成作物の栽培、有害鳥獣に対する電気柵管理に加え、現行の第5期対策(令和2年度)から追加された住民の生活に密着した活動等、営農に関するもの以外の活動においても交付金対象となる加算活動である「広域化加算」、「集落機能強化加算分」、「生産性向上加算」への取り組みの増加により交付額が増加しており、令和6年度以降においても交付額は増加するものと見込んでおります。</p>	<p>「中山間地域等直接支払制度」は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持するため、地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化等に係る取組を支援するものであり、県土の約8割が中山間地域である本県においては、極めて重要な施策であると認識しています。</p> <p>また、第5期対策から新設された集落機能強化加算は、新たな人材の確保や集落機能を強化する取組への支援を行うものであり、県では、こうした制度の周知を図り活用を促すなど、市町村等と連携し、中山間地域の農業の維持・発展や集落の活性化に向けて取り組んでいます。</p> <p>本制度の維持及び予算の確保については、国に対し、日本型直接支払制度の十分な予算措置等を要望しており、今後も、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(前ページからの続き) 農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するといった本制度の目的を達成するには、中山間地域での農業生産活動の当事者となる農業者の生活を守ることが重要であります 10本交付金は、農業を継続するための環境整備のみならず、国土の保全、水質の涵養、良好な景観形成を行うとともに、集落単位での営農や住民共助を可能とする集落機能を維持するための財源として必要不可欠であります。令和5年度交付につきましては、前述の3加算に関し予算が不足することから、今後は満額交付できるよう十分な予算を確保いただくとともに、同制度を維持いただくよう要望します。</p>				

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 18. 米価安定等対策について(金ケ崎町) 国では、令和4年12月に食料安全保障強化政策大綱を定め、その中で国産の麦や大豆のほか、飼料作物についても活用の拡大が期待されるとしております。 本町では、その大綱を踏まえ、金ケ崎町農業再生協議会において水田農業の推進方針を令和5年1月に策定し、需給状況に応じた主食用米の生産並びに畑作物及び高収益作物等への作付転換を進めながら、営農計画や圃場の状況等に応じて畑地化を推進していくこととしております。全国的にも作付転換と畑地化が推進されていると思われ、国にも多くの要望が寄せられていることと存じます。 水田活用の直接支払交付金、特にも畑地化促進事業については、主食用米の需要が減少傾向にある中で積極的な作物転換を促進するだけでなく、食料自給率及び国産飼料作物の生産性の向上に大きく寄与することと期待しております。 そのため、水田活用の直接支払交付金の予算を十分に確保いただくとともに、畑地化促進事業の一層の充実がなされるよう国への働きかけについて、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。 次の事項について、国へ働きかけていただきますよう、要望いたします。 (1) 水田活用の直接支払交付金の予算を十分に確保すること。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度にするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 また、水田の畑地化を支援する畑地化促進事業について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しており、引き続き、様々な機会を捉え、国に求めています。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 18. 米価安定等対策について(金ヶ崎町) 国では、令和4年12月に食料安全保障強化政策大綱を定め、その中で国産の麦や大豆のほか、飼料作物についても活用の拡大が期待されるとしております。 本町では、その大綱を踏まえ、金ヶ崎町農業再生協議会において水田農業の推進方針を令和5年1月に策定し、需給状況に応じた主食用米の生産並びに畑作物及び高収益作物等への作付転換を進めながら、営農計画や圃場の状況等に応じて畑地化を推進していくこととしております。全国的にも作付転換と畑地化が推進されていると思われ、国にも多くの要望が寄せられていることと存じます。 水田活用の直接支払交付金、特にも畑地化促進事業については、主食用米の需要が減少傾向にある中で積極的な作物転換を促進するだけでなく、食料自給率及び国産飼料作物の生産性の向上に大きく寄与することと期待しております。 そのため、水田活用の直接支払交付金の予算を十分に確保いただくとともに、畑地化促進事業の一層の充実がなされるよう国への働きかけについて、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。 次の事項について、国へ働きかけていただきますよう、要望いたします。 (2) 畑地化促進事業の継続及び一層の充実を図ること。</p>	<p>県では、国に対し、水田活用の直接支払交付金について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、恒久的な制度にするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 また、水田の畑地化を支援する畑地化促進事業について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しており、引き続き、様々な機会を捉え、国に求めていきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水田活用の直接支払交付金の関係について> 19. 畑地化促進事業による支援の充実について(滝沢市) 水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対する支援が示されましたが、地域の意見に即した対策とするとともに、予算を十分に確保し、農業者及び関係機関等が不利益を被ることなく持続的に農業経営に取り組むことができるよう支援の充実について、国へ要請していただきますよう要望します。 畑作物を生産する農業者が安心して経営を持続できるよう継続的な支援措置を行うこと。</p>	<p>県では、国に対し、水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 また、畑地化に取り組む農業者に対しては、栽培技術の習得や、県単事業の「地域農業計画実践支援事業」等による機械・施設の整備等により、早期に生産が安定するよう支援していきます。</p>	農林水産部	農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <畜産の関係について> 20. 持続できる酪農経営対策について(葛巻町) 我が国の農業は、安心・安全な食料の供給に加え、地域経済の発展に大きな役割を果たして参りました。町は、農村が持つ機能を最大限に生かした「食料・環境・エネルギー」の課題解決に貢献しながら、「山村のモデルとなる町」を目指し、まちづくりを進めています。その基幹は、明治25年に導入した酪農であり、これまで130年の長きにわたる先人のたゆまぬ努力と国、岩手県をはじめ関係機関のご支援のもとに日量90トンの生乳を生産する東北一の酪農郷として発展し、農業生産額の80パーセントを占める町の基幹産業となっております。現在、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPPⅡ)、日EU経済連携協定(EPA)及び日米貿易協定の発効により輸入農畜産物の関税が引き下げられ、さらには、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による生産資材の価格高騰と畜産物の消費低迷が懸念されるとともに、乳価や生体販売の価格も低迷している状況であり、今後の農業の行方に不安を募らせる決して明るい情勢とは言えません。こうした中、町はこれからの酪農の道標となる「新葛巻型酪農構想」を策定し、着実な実行に向けた取組みを進めております。つきましては、畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。</p> <p>(1) 規模拡大志向の畜産農家が早期に規模拡大を図られるよう、地域農業計画実践支援事業(旧:いわて地域農業マスタープラン実践支援事業)等の施設整備・機械導入に係る関係予算を、地域の要望に応えた計画的な事業執行となるように重点的に配分すること。</p>	<p>畜産農家の規模拡大への支援については、国事業(「農山漁村地域整備交付金」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)」)や県単独事業(「地域農業計画実践支援事業(旧:いわて地域農業マスタープラン実践支援事業)」)を活用し、畜舎や機械、草地造成など生産基盤の整備・強化に取り組んできたところです。</p> <p>引き続き、国に対し、必要な予算を十分に確保するよう要望するとともに、町と連携を図りながら、県単独事業の計画的な事業実施に努めていきます。</p>	農林水産部	農業振興課 畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <畜産の関係について> 20. 持続できる酪農経営対策について(葛巻町) 我が国の農業は、安心・安全な食料の供給に加え、地域経済の発展に大きな役割を果たして参りました。町は、農村が持つ機能を最大限に生かした「食料・環境・エネルギー」の課題解決に貢献しながら、「山村のモデルとなる町」を目指し、まちづくりを進めています。その基幹は、明治25年に導入した酪農であり、これまで130年の長きにわたる先人のたゆまぬ努力と国、岩手県をはじめ関係機関のご支援のもとに日量90トンの生乳を生産する東北一の酪農郷として発展し、農業生産額の80パーセントを占める町の基幹産業となっております。現在、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPPⅡ)、日EU経済連携協定(EPA)及び日米貿易協定の発効により輸入農畜産物の関税が引き下げられ、さらには、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による生産資材の価格高騰と畜産物の消費低迷が懸念されるとともに、乳価や生体販売の価格も低迷している状況であり、今後の農業の行方に不安を募らせる決して明るい情勢とは言えません。こうした中、町はこれからの酪農の道標となる「新葛巻型酪農構想」を策定し、着実な実行に向けた取組みを進めております。つきましては、畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 (2) 粗飼料生産基盤の強化及び大区画化が図られるよう、農地の担い手への集積を進めるための事業を積極的に展開すること。</p>	<p>県では、農地中間管理機構が配置した農地コーディネーターや農業委員会の農業委員、農地最適化推進委員等による農地のマッチング活動を支援するとともに、機構集積協力金交付事業等の活用を推進するなど、担い手への農地集積・集約化が円滑に進むよう積極的に取り組んでいます。 また、国に対し、農地の集積・集約化の促進に係る予算を十分に確保するよう要望しており、今後も、機会を捉えて要望していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <畜産の関係について> 20. 持続できる酪農経営対策について(葛巻町) 我が国の農業は、安心・安全な食料の供給に加え、地域経済の発展に大きな役割を果たして参りました。町は、農村が持つ機能を最大限に生かした「食料・環境・エネルギー」の課題解決に貢献しながら、「山村のモデルとなる町」を目指し、まちづくりを進めています。その基幹は、明治25年に導入した酪農であり、これまで130年の長きにわたる先人のたゆまぬ努力と国、岩手県をはじめ関係機関のご支援のもとに日量90トンの生乳を生産する東北一の酪農郷として発展し、農業生産額の80パーセントを占める町の基幹産業となっております。現在、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPPⅡ)、日EU経済連携協定(EPA)及び日米貿易協定の発効により輸入農畜産物の関税が引き下げられ、さらには、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による生産資材の価格高騰と畜産物の消費低迷が懸念されるとともに、乳価や生体販売の価格も低迷している状況であり、今後の農業の行方に不安を募らせる決して明るい情勢とは言えません。こうした中、町はこれからの酪農の道標となる「新葛巻型酪農構想」を策定し、着実な実行に向けた取組みを進めております。つきましては、畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 (3) 労力負担軽減や経営の安定化を図るため、コントラクターなどの外部支援組織を拡充すること。</p>	<p>生産性の向上や省力化、低コスト化を図るためのコントラクターなど、外部支援組織の重要性が高まってきていることから、今後も、町と連携を図りながら、補助事業による施設・機械の整備を含めた外部支援組織の育成・強化に向けた取組を支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>畜産課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <畜産の関係について> 20. 持続できる酪農経営対策について(葛巻町) 我が国の農業は、安心・安全な食料の供給に加え、地域経済の発展に大きな役割を果たして参りました。町は、農村が持つ機能を最大限に生かした「食料・環境・エネルギー」の課題解決に貢献しながら、「山村のモデルとなる町」を目指し、まちづくりを進めています。その基幹は、明治25年に導入した酪農であり、これまで130年の長きにわたる先人のたゆまぬ努力と国、岩手県をはじめ関係機関のご支援のもとに日量90トンの生乳を生産する東北一の酪農郷として発展し、農業生産額の80パーセントを占める町の基幹産業となっております。現在、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPPⅡ)、日EU経済連携協定(EPA)及び日米貿易協定の発効により輸入農畜産物の関税が引き下げられ、さらには、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による生産資材の価格高騰と畜産物の消費低迷が懸念されるとともに、乳価や生体販売の価格も低迷している状況であり、今後の農業の行方に不安を募らせる決して明るい情勢とは言えません。こうした中、町はこれからの酪農の道標となる「新葛巻型酪農構想」を策定し、着実な実行に向けた取組みを進めております。つきましては、畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 (4) TMR原料となる国産粗飼料の広域流通の推進及び情報提供を図ること。</p>	<p>国産粗飼料の広域流通については、現在、(公社)岩手県農業公社が粗飼料の生産・販売に取り組んでいるほか、県内において、耕種農家が生産した稲WC Sを畜産農家へ供給する取組が行われており、引き続き、これらの取組を波及させるとともに、栽培管理などの技術指導や収穫物の流通・販売に係る情報提供に努めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>畜産課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <畜産の関係について> 20. 持続できる酪農経営対策について(葛巻町) 我が国の農業は、安心・安全な食料の供給に加え、地域経済の発展に大きな役割を果たして参りました。町は、農村が持つ機能を最大限に生かした「食料・環境・エネルギー」の課題解決に貢献しながら、「山村のモデルとなる町」を目指し、まちづくりを進めています。その基幹は、明治25年に導入した酪農であり、これまで130年の長きにわたる先人のたゆまぬ努力と国、岩手県をはじめ関係機関のご支援のもとに日量90トンの生乳を生産する東北一の酪農郷として発展し、農業生産額の80パーセントを占める町の基幹産業となっております。現在、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPPⅡ)、日EU経済連携協定(EPA)及び日米貿易協定の発効により輸入農畜産物の関税が引き下げられ、さらには、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響による生産資材の価格高騰と畜産物の消費低迷が懸念されるとともに、乳価や生体販売の価格も低迷している状況であり、今後の農業の行方に不安を募らせる決して明るい情勢とは言えません。こうした中、町はこれからの酪農の道標となる「新葛巻型酪農構想」を策定し、着実な実行に向けた取組みを進めております。つきましては、畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 (5) 新葛巻型酪農構想は、リーディング牧場の創設や畜ふんバイオマスの利用を柱とする、これまでにない特做を持つ計画であり、県においても、独自の事業を創設するなど、財政支援を強化すること。</p>	<p>新葛巻型酪農構想の実現に向けては、規模拡大志向農家の支援や外部委託組織の育成・強化を図るとともに、リーディング牧場や畜産バイオマス施設の整備計画の検討、補助事業の導入などについて支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <畜産の関係について> 21. 畜産飼料の国内自給率向上のための支援策について(紫波町)</p> <p>紫波町では肉用牛の繁殖及び肥育を主とした畜産経営と水稻作の複合経営が行われており、「しわもちもち牛」の生産等、地域ブランド化の取組みを進め、畜産農家の経営安定に支援をしてまいりました。今般、世界的な海運状況の変化と飼料作物の需給変動により、輸入飼料の価格が高騰しており、畜産飼料の国内自給率向上について早急な対応が求められております。これを実現するためには、水田や畑地を活用した子実用トウモロコシや牧草等の飼料作物の作付け拡大と収量の確保、直接支払いによる支援が必要であると考えます。つきましては、将来にわたり、安定した畜産経営ができるよう、畜産飼料の国内自給率向上のための支援策を早急に講じられるよう要望いたします。</p>	<p>飼料等の価格が高騰する中、酪農・肉用牛経営の安定に向けては、本県の強みである豊富な飼料基盤を積極的に活用し、自給飼料を生産拡大していくことが重要です。</p> <p>県では、これまで、牧草等の収穫量を高める牧草地や飼料畑の整備のほか、水田を活用したホールクローブサイレージの生産に加え、輸入とうもろこしの代替となる飼料用米や子実用とうもろこしの生産などを推進してきたところです。</p> <p>また、これらの取組に加え、粗飼料の増産に向け、地域の堆肥を活用し化学肥料の使用量を低減した草地改良や、飼料用とうもろこしの収穫後にライ麦を作付けする二毛作の取組等を推進しており、今後も、本県の豊富な飼料基盤を積極的に活用し、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	畜産課 農産園芸課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <畜産の関係について> 22. 獣医師及び家畜人工授精師の確保等について(遠野市) 国の家畜共済制度が平成31年度に改正されたことに伴い、家畜診療事業が独立採算制となり、岩手県農業共済組合においては経営状況が悪化している。獣医師の確保が困難であること、経営の合理化を進めることなどを理由に、同組合では家畜人工授精業務から撤退することを検討している。当市及び県沿岸地域においては開業獣医師等が少ないことから、同組合が家畜診療活動の中核を担っており、特に、同組合の家畜人工授精業務からの撤退は、獣医療環境の地域間格差を発生させるものと危惧される。 ついては、畜産農家が安心して生産活動に取り組むことができるよう次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。 獣医師及び家畜人工授精師の不足が解消されるよう、人材の確保に取り組むとともに、広域的な人材ネットワークを構築すること。また、岩手県農業共済組合における家畜診療事業の経営の安定化・継続性を確保するため、地域性を考慮した財政支援等について必要な措置を講じること。</p>	<p>県では、産業動物獣医師の安定的な確保に向け、東日本に所在する獣医系大学での就職説明会や獣医学生を対象としたインターンシップを実施するとともに、県独自に、県内で産業動物獣医師として就職した場合は返還を必要としない修学資金の貸付などを行っています。 県農業共済組合家畜診療所の診療対象外とされた地域について、県、市町村、団体において地域の獣医療提供体制の確保に向けた検討を進め、獣医師の誘致、他地域の獣医師による往診などにより、地域の獣医療を確保しています。 また、家畜人工授精について、家畜人工授精師資格を取得するための講習会等を行うほか、県農業共済組合の家畜人工授精業務を地域の家畜人工授精師へ引き継ぐための支援等を行っており、引き続き、関係機関・団体と連携しながら、地域において、安定的な獣医療や家畜人工授精業務が提供されるよう取り組んでいきます。 加えて、本県の家畜診療体制を維持していく上で、県農業共済組合の家畜診療所が担っている役割も大きいことから、県では、県農業共済組合に対し、機会を捉えて、運営の健全化に向けた指導や運営に関する関係者への丁寧な説明の実施を要請しています。 国による平成30年度の家畜共済制度の見直し以降、家畜診療所の運営は厳しい状況に置かれていることから、県では、国に対し、家畜共済や家畜診療所の収支均衡に向けた制度の見直し等について要望しています。令和5年度から、家畜共済の掛金率及び家畜共済診療点数表の改正が行われたことを踏まえ、その効果を検証し、県農業共済組合の意見も聞きながら、引き続き、県農業共済組合の家畜診療所の経営安定に向けた支援を行っていきます。</p>	農林水産部	畜産課 団体指導課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <畜産の関係について> 23. 産業獣医師の地域的偏在の解消について(田野畑村) 田野畑・岩泉地区において、地域獣医療確保対策に係る打合せ会を継続実施していただき感謝申し上げます。 当地域をはじめ、県全体における産業獣医師不足や地域偏在については、畜産県と称される本県においても重要な課題であり、解消に向けた取り組みを進めるため「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」が策定されていると理解しております。 当地域の獣医療体制は、令和3年1月から宮古家畜診療所下閉伊北部出張所が、同年4月には宮古家畜診療所がそれぞれ休止となり、地元開業獣医師の高齢化と相まって、緊急時や夜間・休日の診療について畜産農家は不安を抱えており、安心して生産活動が行える体制整備が求められています。 県内における産業獣医師の地域的偏在は明らかな事実であり、村内の畜産農家においては、青森県八戸市の獣医師に往診を依頼している実態もあります。県計画における獣医師の地域的偏在の解消について、具体的なアクションプランを示していただくとともに一日も早い取り組みを要望します。</p>	<p>獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、県では、令和3年3月に策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域の獣医療提供体制の確保に向け、関係機関・団体による検討の場を設定しています。 本地域においては、農業共済組合宮古家畜診療所岩泉出張所の廃止を受け、令和3年1月以降、地域の家畜診療体制を確保するため、岩泉町、田野畑村、JA、共済組合及び県による地域検討会を延べ12回開催しています。 地域検討会においては、地域獣医療体制の現状や宮古家畜診療所岩泉出張所の廃止に伴う農家への影響等について情報共有するとともに、家畜診療の需要予測や家畜診療施設の経営シミュレーション等に取り組み、その結果、開業獣医師(新卒獣医師を含む)の誘致及び地域外開業獣医師の当地域への診療範囲の拡大により地域獣医療を確保することとしています。 令和6年度においても、引き続き、地域検討会を開催し、本地域の獣医療提供体制の確保に向けて支援していきます。</p>	農林水産部	畜産課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <農業農村整備等の関係について> 24. 農業農村整備事業予算の確保を求めることについて(花巻市) 花巻市においては、令和5年度時点で圃場整備実施地区が8地区、計画調査地区は新規2地区を含む6地区あり、なかでも石鳥谷西部地区3地区(大興寺地区、大瀬川地区、北寺林八幡地区)では一体的にまとった約550ヘクタールにもおよぶ圃場整備について事業採択に向けて計画調査が進んでおります。また、集落内での合意形成を進めている申請準備地区も数多く控えている状況であり、更に農村の高齢化が進む中、農地の区画拡大による農作業効率の向上や担い手への更なる農地の集積・集約化を進める必要があります。</p> <p>また、農業農村整備事業の予算は、令和4年度補正予算繰越分と令和5年度当初予算を合わせると、前年度並みの予算が確保されているものの、補正予算による予算措置では、年度当初から計画的に事業を実施することができず、事業進捗に支障をきたし、結果的に事業完了が遅れる可能性があります。</p> <p>については、農業農村整備事業の令和6年度当初予算において、今年度予算額(令和5年度当初予算と令和4年度補正予算)と同額程度確保するとともに、現在、計画調査を行っている地区について、次年度以降確実に事業採択されるよう要望する。</p>	<p>本県の令和6年度の農業農村整備事業関係予算については、花巻市をはじめ地域からのほ場整備等の要望も踏まえ、令和6年度一般会計当初予算で対前年比101%、令和5年度一般会計補正予算(第5号)を加えた令和6年度の実質的な執行予算として102%を措置したところであり、令和5年度を上回る執行予算を確保しています。</p> <p>なお、補正予算については、次年度当初予算の一部を前倒しで確実に措置できることから、ほ場整備工事の早期発注が可能となり、適期に施工する手段としても有効であると考えており、引き続き、補正予算も活用しながら、必要な予算を確保していきます。</p> <p>また、国に対し、農業農村整備事業関係予算の安定的かつ十分な確保を要望しており、今後も、様々な機会を捉え、国に働きかけていきます。</p> <p>さらに、県では、収益力の高い産地づくりを進めるため、担い手への農地利用集積を一体的に進めるほ場整備を推進しており、新規採択に向けては、各地区が目指す営農ビジョンの実現性や事業計画に対する熟度を勘案しながら、国に対し、計画的に事業採択申請しています。</p> <p>現在、花巻市において計画調査を行っている地区については、事業採択が叶うよう地域における合意形成や営農ビジョンの策定を支援するとともに、地域の実情や整備要望を踏まえた熟度の高い事業計画の策定を進めていきます。</p>	農林水産部	農村計画課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <農業農村整備等の関係について> 25. 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について(滝沢市) 岩手山麓地区の農業水利施設の多くは、昭和16年度から昭和43年度にかけて整備されたものであるため、経年劣化による老朽化等が進行し、農業用水の安定供給に支障をきたしていることから、現在、国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業により、共に平成26年度から改修事業が実施されています。しかしながら、当初計画事業費に対する事業進捗率では、国営かんがい排水事業に対し、県営農村災害対策整備事業は低くなっているため、計画に基づいた事業の完了による効果の早期発現等が懸念されているところであります。また、岩洞ダムの農業用水利用にあたり、農業者は土地改良区を通じダム共有施設の管理費について発電事業を行う県企業局と一定の割合で分担し負担金を支出していますが、そのうち修繕費は、ダム共有施設の修繕工事を実施することで、その工事費に基づき負担金の額が増加することとなっております。このような中、昨今の米価下落による収入の減少、さらには燃料、肥料などの必要経費は物価上昇などにより高騰しており、農業経営は厳しい状況にさらされております。今後は、国営かんがい排水事業の受益者負担も生じることから、農業者負担の平準化について特段のご配慮をお願いするものであります。 (1) 県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区について、当初の計画に基づき事業が実施されるよう、引き続き必要な予算を確保すること。</p>	<p>県営農村災害対策整備事業岩手山麓地区は、北部及び南部主幹線用水路の下流部において、国営かんがい排水事業の対象とならない末端支配面積500ha未満の区間を対象に実施しているものであり、令和4年度までに約5.8kmの区間で改修を終え、令和5年度には約2.4kmの整備を実施しています。 改修が終了した区間では、農業用水の安定供給や周辺地域の被害防止が図られていますが、受益地全域が事業効果を楽しむためには、早期の事業完了が必要であることは十分認識しているところであり、滝沢市、盛岡市及び岩手山麓土地改良区の意向も踏まえながら、引き続き、予算の確保に努めていきます。</p>	農林水産部	農村建設課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <農業農村整備等の関係について> 25. 岩手山麓地区における農業水利の安定確保及び農業者負担の平準化について(滝沢市)</p> <p>岩手山麓地区の農業水利施設の多くは、昭和16年度から昭和43年度にかけて整備されたものであるため、経年劣化による老朽化等が進行し、農業用水の安定供給に支障をきたしていることから、現在、国営かんがい排水事業及び県営農村災害対策整備事業により、共に平成26年度から改修事業が実施されています。しかしながら、当初計画事業費に対する事業進捗率では、国営かんがい排水事業に対し、県営農村災害対策整備事業は低くなっているため、計画に基づいた事業の完了による効果の早期発現等が懸念されているところであります。また、岩洞ダムの農業用水利用にあたり、農業者は土地改良区を通じダム共有施設の管理費について発電事業を行う県企業局と一定の割合で分担し負担金を支出していますが、そのうち修繕費は、ダム共有施設の修繕工事を実施することで、その工事費に基づき負担金の額が増加することとなっております。このような中、昨今の米価下落による収入の減少、さらには燃料、肥料などの必要経費は物価上昇などにより高騰しており、農業経営は厳しい状況にさらされております。今後は、国営かんがい排水事業の受益者負担も生じることから、農業者負担の平準化について特段のご配慮をお願いするものであります。</p> <p>(2) 国営かんがい排水事業岩手山麓地区の事業期間中に県企業局が実施する岩洞ダムの施設修繕工事について、コストの縮減、工事実施時期の見直し及び各年度の負担金の平準化等により、今後も持続的な農業経営が維持できるよう、引き続き必要な措置を講じること。</p>	<p>この施設は、ダム本体のほか、取水堰堤6か所、溪流取水施設7か所、揚水施設1か所、水路11か所等があり、計画的な修繕を進める必要があります。特に、運用から約60年経過した現在、高経年化による劣化が進行している施設の機能回復を図ることが喫緊の課題となっております。</p> <p>修繕費を含む負担金額については、毎年、岩手山麓土地改良区と協議していますが、これまで農業者負担を軽減するため、高耐久性材料の採用による耐用年数の延伸や近傍工事の一括発注等のコスト縮減、長期的な施設修繕計画による経費負担の平準化などに努めてきたところです。</p> <p>今後におきましても、農業者を取り巻く状況や見直しについて、岩手山麓土地改良区や共同事業者である東北農政局等と意見交換しながら、事業費の精査や事業期間の見直しなど、農業者負担の平準化に配慮し、農業用水の安定供給を確保するための修繕計画を検討していきます。</p>	<p>企業局</p>	<p>業務課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <農業農村整備等の関係について> 26. 産業用地等の整備における農用地区域からの除外に係る要件緩和について(花巻市)</p> <p>本県では、北上川流域地域を中心に自動車関連産業や半導体関連産業など積極的な設備投資が進んでおり、また、物流産業においては、令和6年度からトラックドライバーへの時間外労働の上限規制が罰則付きで適用される、いわゆる「2024年問題」への対応に向け、倉庫機能を兼ねた中継施設等の需要が増大することが見込まれるなど、新たな企業等を市内に誘導する好機を迎えています。こうした投資需要にスピーディーに対応し、地域に産業を導入していくためには、産業用地・産業団地(以下、産業用地等)という。)の拡張・造成が必要です。</p> <p>産業用地等の整備の推進にあたり、候補地に「農業振興地域の整備に関する法律(以下、「農振法」という。)に基づく農業振興地域内の農用地区域が含まれていた場合、当該地を農業振興地域内の農用地区域から除外して、農業振興地域内の農用地区域外(白地)とし、さらに都市計画法における用途地域の指定を行う場合は、「都市と農林漁業との調整措置」に基づき、農業振興地域の区域変更協議を岩手県と行う必要がありますが、その際、農振法の規定に基づき、以下の2点のいずれかを満たしていることが必要になると認識しております。</p> <p>(1) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域の土地、優良田園住宅建設計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地等とすること。</p> <p>(2) (1) 以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすこと。</p>	<p>北上川流域は、自動車・半導体関連産業を中心に産業集積が進み、今後も更なる集積が見込まれる中、物流業においても拠点設置用地の需要が高まっているなど、産業用地が不足している状況は、県としても認識しているところです。</p> <p>企業の立地ニーズに迅速に対応し、更なる産業集積を促進するためには、可能な限り条件の良い地域にあらかじめ一定の面積の産業用地・産業団地を確保することが重要であり、土地利用の調整が計画上整った農地についても、新産業用地の候補の一つとなり得るものと考えられることから、県では国に対して、工業団地等の整備に係る土地利用などに関する規制緩和を行うよう要望してきたところです。</p> <p>この結果、「当該ガイドライン」に基づく運用については、デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)において、都市計画法、地域未来投資促進法における「手続きのスピードアップ」、「開発許可(市街化調整区域)の柔軟化」について示されたところです。</p> <p>今後は、当該ガイドラインに基づく運用が確実になされるよう、関係機関に働きかけを行うとともに、「条件の緩和」や「土地利用規制の緩和」については、今後とも、市町村等と連携・対応し、産業用地が不足し、農用地の活用を見込まれる地域が多くある状況について、機会を捉えて国等に対して説明していきます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>商工労働観光部</p>	<p>ものづくり自動車産業振興室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(前ページからの続き)</p> <p>ア 事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性があり、かつ農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。</p> <p>イ 除外により、農用地の集団化、上地の農業上の効率的かつ「総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の要する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>オ 上地改良事業完了の翌年度から8年を経過しているものであること。</p> <p>これまでは、(1)及び(2)いずれの場合においても、個別具体的に立地企業の施設規模、立地スケジュール、雇用期待従業員数及び業種等が事前に決定している必要があると認識しておりますが、本年5月末、経済産業省は、土地利用調整の迅速化に向け、「地域未来投資促進法」を活用する場合、基本計画に定める重点促進区域について、立地企業名や整備内容などの具体的な内容が盛り込まれた地域経済牽引事業計画が確定していない段階にあっても設定が可能であることをガイドラインに明記する方針を示しました。このことにより、企業の立地の意思を確認する前に土地の農業上の利用との調整、いわゆる土地利用調整に着手することが可能となり、農地転用の手続きの迅速化、ひいては企業の立地促進につながることを期待されることから、農林水産省においても当該ガイドラインに基づく運用が確実になされる取り扱いとなるよう要望します。</p> <p>(次ページへ続く)</p>				

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>(前ページからの続き)</p> <p>また、土地改良事業により用水の取水源である最上流のダムを改修した場合においても、上記(2)～オが適用され、その受益範囲のすべての農地が事業完了の翌年度から8年間は農業振興地域内の農用地区域から除外できず、産業団地の整備等に多大な影響を及ぼすことから、条件の緩和を要望します。</p> <p>一方、政府は、半導体や蓄電池などの重要物資の工場建設にあたり、土地利用の規制を緩和する方針を明らかにしたところですが、農地以外に工場を誘致できるまとまった用地が確保することができない事例も勘案いただき、重要物資以外の工場建設の場合においても土地利用の規制の緩和を検討いただけますよう要望します。</p>				

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <その他支援策の要望について> 27. 若者の定住につながる魅力のある農業や雇用機会の充実について(九戸村) 地域の少子化と人口減少が地域に深刻な影響を及ぼしていくことが懸念される中、若い世代の定住こそがその解決の大きな糸口になると捉えております。 しかし、若者が定住するためには、何よりも雇用の機会や所得の確保が担保されなければならず、本村のように立地企業が限られる中では、農業の振興など地域の資源を活かした産業の育成こそ重要なテーマとなっています。 つきましては、本村等の農業振興や雇用機会の創出、担い手の確保に向け、次の項目につきまして、県等の積極的な取組をぜひお願いいたします。 (1) 新規就農者等への支援強化について 現在、村ではナインズファームという研修の場を設置し、新規就農者の育成確保に努めているところですが、農業を本格的に始めるには農地や農業機械、設備等初期投資が必要な産業です。一定規模の生産者になるためには相当の時間やノウハウの習得も要することから、担い手確保に向けた積極的な財政支援を講ずるよう特段のご配慮をいただきたいこと。</p>	<p>本県農業の持続的な発展には、地域農業の将来を担う新規就農者の育成が重要です。 県では、国の新規就農者育成総合対策(旧:農業次世代人材投資資金)の就農準備資金や経営開始資金、経営発展支援事業等を活用し、新規就農者に対して、経営の早期確立に向けた支援や就農後の経営発展に必要な機械・施設の導入支援などに取り組んでいます。 また、農業改良普及センターによる新規就農者を対象とした経営能力向上研修会や栽培基礎研修の実施にも取り組んでいます。 今後も、ハード的な取組のみならず、ソフト的な取組も併せて実施し、新規就農者が早期に安定した所得を確保し、地域の担い手として定着できるよう支援していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 ＜その他支援策の要望について＞ 27. 若者の定住につながる魅力のある農業や雇用機会の充実について(九戸村)</p> <p>地域の少子化と人口減少が地域に深刻な影響を及ぼしていくことが懸念される中、若い世代の定住こそがその解決の大きな糸口になると捉えております。</p> <p>しかし、若者が定住するためには、何よりも雇用の機会や所得の確保が担保されなければならず、本村のように立地企業が限られる中では、農業の振興など地域の資源を活かした産業の育成こそ重要なテーマとなっています。</p> <p>つきましては、本村等の農業振興や雇用機会の創出、担い手の確保に向け、次の項目につきまして、県等の積極的な取組をぜひお願いいたします。</p> <p>(2) 農業生産者の所得向上対策について</p> <p>農業後継者不足がますます深刻さを増しており、その背景として「儲からない農業」を脱却できないことが大きな理由ですが、本村のような中山間地では、国等が推奨する大規模経営の実現は困難であることは言うまでもありません。</p> <p>むしろ、中山間地の小規模農業であっても、一定以上の所得が確保でき、若者の自己実現にもつながるような農業の実現に向け、国等も巻き込んで研究いただくとともに、財政支援を講ずるよう特段のご配慮をいただきたいこと。</p>	<p>農業従事者の減少・高齢化が進む中、本県の中山間地域においては、立地条件や多彩な地域資源を生かしながら、担い手や後継者等が就業意欲を持てる安定した所得を確保することが重要であると考えています。</p> <p>県では、中山間地域における農業所得の確保に向けたスマート農業技術の導入を促進するため、県北農業研究所を拠点として、単収向上に向けた園芸ハウスにおける環境制御技術や、傾斜地での自動操舵トラクタを活用した作業の省力化技術の実証に取り組んでいます。</p> <p>また、県北地域の特産物である雑穀類については、短稈・多収の糯あわ品種「アワ岩手糯11号」を育成するとともに、国やメーカーと共同で雑穀類に対応したコンバインを開発中です。</p> <p>さらに、市町村等と連携し、地域農業計画実践支援事業(旧称:地域農業マスタープラン実践支援事業)等により、地域計画等に位置付けられた担い手の規模拡大や、地域資源を利用した多角化の取組、地域農業をけん引するリーディング経営体の育成などに必要な機械・施設の整備等を支援しています。</p> <p>今後も、県北地域に適応したスマート農業技術の確立と県北地域を対象とした技術交流会の開催等による技術の普及拡大に向けて取り組むとともに、中山間地域における生産性向上や高付加価値化に向けた取組への助成などにより、地域の担い手や後継者等が安定した所得を確保しながら、意欲をもって農業に取り組めるよう支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課 農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <その他支援策の要望について> 27. 若者の定住につながる魅力のある農業や雇用機会の充実について(九戸村) 地域の少子化と人口減少が地域に深刻な影響を及ぼしていくことが懸念される中、若い世代の定住こそがその解決の大きな糸口になると捉えております。 しかし、若者が定住するためには、何よりも雇用の機会や所得の確保が担保されなければならず、本村のように立地企業が限られる中では、農業の振興など地域の資源を活かした産業の育成こそ重要なテーマとなっています。 つきましては、本村等の農業振興や雇用機会の創出、担い手の確保に向け、次の項目につきまして、県等の積極的な取組をぜひお願いいたします。 (3) 野生鳥獣被害対策の強化とジビエ処理施設の整備について 昨年度のツキノワグマの目撃件数は20件に達し、ツキノワグマの行動傾向が我々の身近となりつつ現状があります。また、イノシシの目撃例もあることから農作物等の被害も懸念され、鳥獣被害対策がますます重要となっております。 つきましては、野生動物の捕獲や駆除等について柔軟な対応をいただくとともに、ジビエ振興に向け、県による広域単位の食品加工処理施設整備について、ご検討いただきたいこと。</p>	<p>県では、市町村における有害捕獲の柔軟かつ迅速な対応のため、シカやイノシシ、ハクビシン等の捕獲許可権限を市町村に移譲したところです。 ツキノワグマについては、令和3年度末に策定した「第5次ツキノワグマ管理計画」に基づき、捕獲上限数の見直しや狩猟期間の延長を行うとともに、市町村に対しては、人身被害発生時等緊急時における捕獲許可権限の委譲、市町村ごとの有害捕獲頭数をあらかじめ配分する特例許可の許可期間の延長など、現場での円滑な対応に向けた制度の見直し等に取り組んでいるところです。 今後も市町村の実情を踏まえた鳥獣の管理に努めていきます。 また、本県のシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉は、放射性物質の影響によって、原子力災害対策本部長から県全域を対象とした出荷制限が指示されています。 県では、シカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定し、出荷制限の一部解除を原子力災害対策本部長に申請しており、令和2年4月15日付けで、釜石市又は大槌町で捕獲され、かつ、放射性セシウム検査結果が100Bq/kgを下回ったシカ肉の出荷が可能となりました。 県としては、シカ肉の活用に関心を示す市町村等から要望があった場合に、出荷制限の一部解除に向けたシカ肉の適切な管理や検査を行う体制整備などを支援するとともに、県内での取組事例の情報提供や食肉加工処理施設の整備、販路開拓の取組等を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	B 実現に努力しているもの
	<p>本県のシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉は、放射性物質の影響によって、原子力災害対策本部長から、県全域を対象とした出荷制限が指示されています。 県では、シカ肉の放射性物質検査の実施方法や処理加工施設における管理基準等を定めた「出荷・検査方針」を策定し、出荷制限の一部解除を原子力災害対策本部長に申請しており、令和2年4月15日付けで、釜石市又は大槌町で捕獲され、かつ、放射性セシウム検査結果が100Bq/kgを下回ったシカ肉の出荷が可能となりました。 県としては、シカ肉の活用に関心を示す市町村等から要望があった場合は、出荷制限の一部解除に向けたシカ肉の適切な管理や検査を行う体制整備などを支援するとともに、県内での取組事例の情報提供や食肉加工処理施設の整備、販路開拓の取組等を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <その他支援策の要望について> 28. 鳥獣被害防止対策の強化について(山田町) 有害鳥獣による農林産物への被害の軽減を図るため、鳥獣被害防止対策を強化されますよう、特段のご高配をお願いいたします。 ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣による農林産物への被害が、深刻化・広域化しております。本町においても、ニホンジカによる水稻や野菜、原木シイタケ、植林後の苗木などへの食害が顕著であり、鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施しているところですが、捕獲数は令和2年度の20頭に対し、3年度は87頭、4年度は204頭と急増しており、対応に苦慮している状況です。 また、数年前からイノシシの目撃情報が相次いでおり、昨年夏には初めてイノシシが捕獲されたところであり、被害の拡大が一層懸念される状況となっています。 つきましては、有害鳥獣による農林産物への被害の軽減を図るため、狩猟従事者の確保・育成や捕獲技術の開発・普及、捕獲した個体の適正処理など、鳥獣被害防止対策を強化されますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p>	<p>狩猟従事者の確保・育成については、狩猟免許試験に向けた予備講習会を受講料無料で開催するとともに、受験者の利便性や市町村の要望を踏まえ、狩猟免許試験の休日開催や沿岸部を含めた県内各地での開催、狩猟に興味がある方や狩猟初心者向け研修会の開催などに取り組んでおり、引き続き、取組を進めます。 捕獲技術の開発・普及については、ICTを活用したシカの捕獲やGPSによるイノシシの行動圏調査、イノシシの捕獲技術研修会の開催など、捕獲の効率化に向けた実証や捕獲技術の普及に取り組んでおり、引き続き、効果的な施策の充実強化に努めます。 このことを踏まえ、県としては、令和6年度の新規事業として、市町村が捕獲した個体を処理するために施設を整備する際の補助制度を創設しました。この事業の活用とともに、廃棄物処理の担当部署と連携し、必要な助言を行うことにより、市町村における効率的な処理に向けた取組を支援していきます。</p>	環境生活部	自然保護課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>県では、令和5年度に「鳥獣被害防止対策連絡会」を「鳥獣被害防止対策会議」に改編し、各地域に県・市町村等からなる「現地対策チーム」を新たに設置したところです。 現地対策チームでは、シカやイノシシを対象にICT的な活用技術の実証などに取り組んでおり、県では、こうした現地での実証結果を踏まえながら、より効果的な捕獲技術の普及を図っていきます。 また、捕獲した個体の処理については、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、市町村等が行う焼却処理施設及び減容化施設の整備に要する経費や、焼却及び減容化処理を民間業者に委託する場合の経費を支援していきます。</p>	農林水産部	農業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <その他支援策の要望について> 29. 果樹の凍霜害に対する支援について(紫波町) 当町は県内有数の果樹栽培地域であり、りんごやブドウ、ももの栽培が行われております。今春は温暖な気候が続いたことで果樹の生育が早まっていたところに4月25日、5月9日の遅霜により凍霜害の被害を受けております。 令和3年度にりんごの凍霜害が発生した際には、近隣市町でも同様の被害があったことから、農作物災害復旧対策事業により支援を受けることができましたが、ブドウやももの栽培は地域が限定的であることから、事業要件の対象外となることが懸念されます。 特にもブドウについては県内一の生産面積を誇り、ワイン原料等としても多方面に出荷されております。災害による減収やそれに伴う離農が生じた場合には、県全体に及ぼす影響が大きいものと推察されます。 こうしたことから、生産者が次期作への意欲を失うことなく継続して営農するための支援が必要であると考えております。 つきましては、1市町での被災においてもその被害が甚大な場合は、災害復旧対策が講じられるよう、要件の緩和と重占的な栽培支援を行っていただきたく要望いたします。</p>	<p>県では、気象災害による複数市町村における農作物の被害額が、合計で1億円以上発生するなど、広範囲で甚大な被害が発生した場合は、被災した生産者の農業経営及び農家生活の安定を目的に、「農作物災害復旧対策事業」を実施し、被害の軽減回復及び拡大防止に必要な対策を実施する費用を支援しています。 令和5年4月下旬から5月中旬の降霜による農作物被害に対しては、果樹を対象とし、発生が懸念される病害虫の緊急薬剤散布に要した薬剤の購入費の支援、品質低下防止のための資材(カルシウム剤等)購入費の支援、次年度の人工授粉用の花粉購入費の支援を実施したところです。 また、凍霜害が確認された地域については、会議や研修会等の場において、関係機関・団体と被害状況の共有と今後の栽培管理用法について協議を行いながら、事後対策の指導に取り組んでいます。 引き続き、被害が確認された地域については、被害を最小限に抑えるための対策や、次年度以降の生産安定に向けた対策について、重点的に技術指導を行っていきます。 また、令和5年度に作成する「岩手県果樹凍霜害対策マニュアル」を活用し、事前事後対策の徹底について、農業者等へ周知していきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>農業普及技術課 農産園芸課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <その他支援策の要望について> 30. スマート農業推進のための支援策の充実について(花巻市) 農業用ドローンや自動操舵システムをはじめとするスマート農業機器については、担い手不足の解消、作業の省力化対策として普及が進んでおり、今後さらなる利用拡大が期待されているところであり、より使いやすい環境の整備が求められています。 しかしながら、農業用ドローンによる農薬散布については、登録農薬が地上散布用の約28%程度しかないことから、農業用ドローンによる農薬散布がなかなか普及しない状況となっております。については、農業用ドローンによる農薬散布の推進に向け、農業用ドローンで使用できる農薬の登録拡大を進めることについて要望する。</p>	<p>国では、平成31年3月に「農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会」を設立し、農業用ドローンの普及拡大を推進しています。 平成31年2月には、農薬取締法に基づく規制を緩和し、既存農薬の希釈倍率の変更登録を申請する際は、作物残留農薬試験を不要とする事務手続の簡略化等を進めるなど、農業用ドローン散布に適した農薬の登録拡大に向けた取組が行われています。 それにより、ドローンに適した農薬については、令和4年度末までに846剤に増やす目標に対し、令和5年4月1日時点で1,212剤となり、目標を超える登録拡大が進んでいます。 また、県では、毎年、各地域で問題となっている病害虫に関する情報を集約し、必要な農薬の登録に向け、国や農薬メーカー、関係団体と協力しながら、試験を進めているところであり、ドローンに適した農薬についても、同様に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 31. 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について(大船渡) 三陸沿岸地域では、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 特にサケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいるほか、ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においても、貝毒発生による出荷自主規制の長期化や、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。 さらに、水揚量の減少により、漁業と密接に関係する水産加工業では原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係など幅広い業種に影響が及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として、資源管理施策の推進を図るとともに、短期的対策として、設備投資、加工原魚調達に係る支援など、施策を一層強化していくことが求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 (1) 水産資源の適切な管理の実現に向け、水産資源状況の的確な把握に努め、科学的で合理的な資源管理施策を一層促進するとともに、資源の有効活用による水産業の成長産業化を図ること。</p>	<p>国は、令和2年9月に新たな資源管理の推進に向けたロードマップを策定し、資源評価に基づくTAC管理やTAC対象魚種の拡大等により、漁獲量の回復を目指すとしています。 県では、こうした国の方針も踏まえ、水産資源の適切な管理を行うため、国の研究機関等と連携して資源状況の把握に取り組むほか、漁業関係団体と協力して漁獲量等を管理しており、今後も、資源評価や適切な資源管理措置を講じ、資源の有効利用による水産業の成長産業化を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 31. 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について(大船渡) 三陸沿岸地域では、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 特にサケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいるほか、ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においても、貝毒発生による出荷自主規制の長期化や、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。 さらに、水揚量の減少により、漁業と密接に関係する水産加工業では原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係など幅広い業種に影響が及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として、資源管理施策の推進を図るとともに、短期的対策として、設備投資、加工原魚調達に係る支援など、施策を一層強化していくことが求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 (2) サケやサンマ、サバのような北太平洋を広く回遊する魚種の資源管理については、これまで以上に国家間の連携強化と広域的な取組の促進を図ること。</p>	<p>サケについては、資源の減少要因の一つとして、回遊経路における海水温の上昇など、海洋環境の変化が挙げられていることから、国に対し、北洋海域を含めた広域的な調査の実施を要望しています。 また、サンマやサバのような北太平洋を広く回遊する魚種については、国に対し、不漁要因を解明するための調査・研究の一層の充実と国際的な漁業調整も含めた適切な資源管理の推進を要望しており、今後も、国に対し、必要な対策を講じるよう求めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 31. 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について(大船渡) 三陸沿岸地域では、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 特にサケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいるほか、ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においても、貝毒発生による出荷自主規制の長期化や、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。 さらに、水揚量の減少により、漁業と密接に関係する水産加工業では原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係など幅広い業種に影響が及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として、資源管理施策の推進を図るとともに、短期的対策として、設備投資、加工原魚調達に係る支援など、施策を一層強化していくことが求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 (3) 太平洋クロマグロの漁獲可能量(TAC)については、令和4管理年度から大型魚が増枠となるなど、一定の成果があるものの、今後の都道府県ごとの配分枠の設定に当たっては、適切かつ実効性ある漁獲配分となるよう、十分な調整を図るとともに、安定的な漁業経営に資する補償制度などを拡充すること。</p>	<p>国は、太平洋クロマグロの親魚資源量を回復させるため、平成27年からクロマグロの資源管理を実施し、平成30年から各都道府県にTACを設定しています。県では、国に対し、クロマグロの来遊量が増加し、漁獲量が増大していることから、漁獲可能量の配分方法の見直しと本県への配分を拡大するよう要望しています。 また、クロマグロの資源管理措置による水揚げの減少については、国の漁業共済制度や積立ぶらすによる補償が受けられるよう支援するほか、入網したクロマグロの放流に係る作業費用の増加については、国のクロマグロ混獲回避活動支援事業の導入を進めています。 今後も、漁業経営の安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 31. 持続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について(大船渡) 三陸沿岸地域では、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 特にサケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいるほか、ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においても、貝毒発生による出荷自主規制の長期化や、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。 さらに、水揚量の減少により、漁業と密接に関係する水産加工業では原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係など幅広い業種に影響が及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として、資源管理施策の推進を図るとともに、短期的対策として、設備投資、加工原魚調達に係る支援など、施策を一層強化していくことが求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 (4) 諸外国の三陸産物等輸入規制に関し、輸出再開に向けた取組強化と関係する漁業者の救済を図ること。</p>	<p>県では、国に対し、農林水産物や食品の安全性に関する確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している諸外国の政府等に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望しており、今後も、全ての規制が解除されるまで、こうした取組を粘り強く続けていきます。 また、原発事故により本県の水産物が被った損害に対しては、東京電力から漁業者へ早期かつ確実に賠償金が支払われるよう、本県水産関係者側の立場から交渉を支援していきます。 さらに、水産物中の放射性物質検査及び結果公表に要する経費を令和6年度一般会計当初予算に計上しており、引き続き、本県産水産物の安全・安心の確保に向け、取り組んでいきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>流通課 水産振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 31. 持続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について(大船渡) 三陸沿岸地域では、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 特にサケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいるほか、ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においても、貝毒発生による出荷自主規制の長期化や、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。 さらに、水揚量の減少により、漁業と密接に係る水産加工業では原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係など幅広い業種に影響が及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として、資源管理施策の推進を図るとともに、短期的対策として、設備投資、加工原魚調達に係る支援など、施策を一層強化していくことが求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 (5) 東北太平洋沿岸における秋サケの回帰低下が深刻化していることから、種苗放流に関する支援を始め、回帰向上に向けた試験研究の取組などの強化を図ること。</p>	<p>県では、調査研究の強化について、国の研究機関と連携し、平成13年度から、耳石温度標識を用いたさけ稚魚の移動分布、成長等を調査しており、平成26年度からは、新たに釜石市に整備した「水産技術センターさけ大規模実証試験施設」を活用し、健康な稚魚の生産技術を確立するための試験・研究を行っています。 秋サケの不漁要因については、近年の沿岸水温の上昇等の海洋環境の変化が稚魚の生残に影響を与えていると考えられていることから、生残率が高いとされる大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取り組んでいるほか、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発を進めています。 サケ資源回復に向けたこれらの取組に要する経費を令和6年度一般会計当初予算に計上しており、引き続き、国の事業を活用し、採卵用親魚の確保や海産親魚の利用に係る経費を支援するとともに、資源の早期回復を図るため、サケ稚魚減耗要因の解明に向けた調査・研究に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 31. 永続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について(大船渡) 三陸沿岸地域では、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 特にサケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいるほか、ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においても、貝毒発生による出荷自主規制の長期化や、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。 さらに、水揚量の減少により、漁業と密接に関係する水産加工業では原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係など幅広い業種に影響が及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として、資源管理施策の推進を図るとともに、短期的対策として、設備投資、加工原魚調達に係る支援など、施策を一層強化していくことが求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 (6) ホタテガイ、カキ、ホヤなどの貝毒に関する調査・研究の取組及び養殖漁業者の経営支援策について充実・強化を図ること。</p>	<p>県では、県水産技術センターにおいて、貝毒原因プランクトンの発生・消滅情報の提供を行うとともに、県漁連による貝柱の加工向け出荷に係る中腸腺の毒量基準の見直しを受けて、県漁連と連携の上、水産加工業者に対し、加工処理基準の遵守及び適切な加工処理を指導しています。 また、貝毒対策として、ホタテガイの毒化状況やプランクトンのモニタリング調査の実施に要する経費を令和6年度一般会計当初予算に計上しています。 さらに、自主規制により出荷額の減少が確定した場合は、漁業共済の共済金の支払い対象となることから、県漁業共済組合に対し、共済金の早期支払いを指導していくとともに、必要に応じ、漁業者に対し、融資制度の活用を促進していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 31. 持続的で適切な水産資源の管理と水産業の持続的発展について(大船渡) 三陸沿岸地域では、近年、海洋環境や漁場の変化のほか、周辺海域における外国漁船操業の活発化などの様々な要因により、漁業資源が減少傾向にあります。 特にサケ、サンマ、スルメイカなど、主要魚種の漁獲量が大きく落ち込んでいるほか、ホタテガイやカキ、ホヤなどの養殖漁業においても、貝毒発生による出荷自主規制の長期化や、原発事故を理由とした水産物の輸入規制の継続、漁業用燃油の高騰など、漁業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。 さらに、水揚量の減少により、漁業と密接に関係する水産加工業では原料不足や仕入価格の上昇を招いているほか、製氷や資材、運送関係など幅広い業種に影響が及んでおります。 このような状況を踏まえ、漁業及び水産加工業の経営安定化を図るためには、中長期的対策として、資源管理施策の推進を図るとともに、短期的対策として、設備投資、加工原魚調達に係る支援など、施策を一層強化していくことが求められております。 つきましては、国民の食生活と地域経済を支える水産業の持続的発展と関連産業の振興を図るため、次の施策を積極的に講ずるよう、特段の御配慮をお願いいたします。 (7) 水産加工業の経営安定化に資するため、魚種転換に係る加工設備などの整備支援や加工原魚調達に係る支援など施策の充実を図ること。</p>	<p>県では、加工用原料の確保に向け、県水産技術センターによる漁海況情報の提供や、資源が増加しているマイワシの操業可能性の検討、県外廻来船の誘致、サケ・マス海面養殖の事業化などを促進しています。 また、水揚量が増加しているマイワシ等を対象とした加工原料としての特性把握のほか、新たな販路・物流モデルの構築による販路開拓等の支援に要する経費を令和6年度一般会計当初予算に計上しています。 さらに、魚種転換に係る加工設備の整備を支援する国の制度の活用を促進しており、引き続き、加工用原料の安定確保に努めていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 32. 持続的操業可能な水産業について 近年、海洋環境の変化等による秋サケやサンマなどの主要魚種の不漁の影響をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大による水産物市給の変化、世界情勢を背景とした原油価格等の高騰など、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況です。このような中、当市では、地域水産業の中核的機能を担う漁業協同組合や魚市場の経営改善に努めながら、計画的な生産による水産業振興を図るため、魚類養殖事業に取り組んでおりますが、魚類養殖は初期投資に多額の費用を要し参入障壁が高いほか、魚粉の高騰等により、経費の大部分を占める養殖飼料代が高騰しており、事業存続が危ぶまれる状況です。加えて、養殖用種苗の生産や中間育成の体制は構築されておらず、安定的な生産サイクル・技術の確立が求められております。現在、国は東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の汚染水から放射性物質の大部分を除去した「ALPS 処理水」の海洋放出に伴い、令和4年度第2次補正予算において、新たな魚種や漁場開拓等に係る漁具等への支援など500億円の基金を造成し、風評影響を最大限抑制する取組みを展開しておりますが、支援内容は限定的であり、海洋放出の影響は甚大であると憂慮されます。つきましては、水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>(1) 漁業者や魚市場など水産関係事業者が将来に向け安心して事業継続できるよう、国の令和4年度第2次補正予算に計上された「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業」の対象を拡大するよう国に働きかけること。</p>	<p>県では、ALPS処理水の処分は、東日本大震災津波からの復興の取組、本県の自然環境や漁業をはじめとする産業に影響を及ぼすものであってはならないと考えており、国に対し、ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保、風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援について、国が責任を持って取り組むよう要望しています。</p> <p>特に、風評に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援については、被災県に配慮した優先的な予算措置や、基金の柔軟な運用等を要望しており、引き続き、国が責任を持って、万全な風評対策や水産業への力強い支援等を行うよう要望していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 32. 持続的操業可能な水産業について 近年、海洋環境の変化等による秋サケやサンマなどの主要魚種の不漁の影響をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大による水産物市給の変化、世界情勢を背景とした原油価格等の高騰など、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況です。このような中、当市では、地域水産業の中核的機能を担う漁業協同組合や魚市場の経営改善に努めながら、計画的な生産による水産業振興を図るため、魚類養殖事業に取り組んでおりますが、魚類養殖は初期投資に多額の費用を要し参入障壁が高いほか、魚粉の高騰等により、経費の大部分を占める養殖飼料代が高騰しており、事業存続が危ぶまれる状況です。加えて、養殖用種苗の生産や中間育成の体制は構築されておらず、安定的な生産サイクル・技術の確立が求められております。現在、国は東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の汚染水から放射性物質の大部分を除去した「ALPS 処理水」の海洋放出に伴い、令和4年度第2次補正予算において、新たな魚種や漁場開拓等に係る漁具等への支援など500億円の基金を造成し、風評影響を最大限抑制する取組みを展開しておりますが、支援内容は限定的であり、海洋放出の影響は甚大であると憂慮されます。つきましては、水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望いたします。 (2) 不漁下においても、漁業協同組合や魚市場が経営を維持できるよう、漁業協同組合等が行う経営基盤や組織体制の強化に関する取組みに対し、財政支援を講ずること。</p>	<p>漁業協同組合は、近年のサケ等の主要魚種の極端な不漁により、経営に大きな影響を受けていることから、漁業協同組合が、将来に渡って漁業・漁村の中核的組織としての役割を果たしていくことができるよう、「漁協経営基盤強化対策支援事業」を継続するとともに、事業統合や合併に取り組む漁業協同組合への利子助成等により実質無利子化を図るなど、経営基盤の強化に向けた支援を拡充するよう国に要望しています。</p>	農林水産部	団体指導課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 32. 持続的操業可能な水産業について 近年、海洋環境の変化等による秋サケやサンマなどの主要魚種の不漁の影響をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大による水産物市給の変化、世界情勢を背景とした原油価格等の高騰など、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況です。このような中、当市では、地域水産業の中核的機能を担う漁業協同組合や魚市場の経営改善に努めながら、計画的な生産による水産業振興を図るため、魚類養殖事業に取り組んでおりますが、魚類養殖は初期投資に多額の費用を要し参入障壁が高いほか、魚粉の高騰等により、経費の大部分を占める養殖飼料代が高騰しており、事業存続が危ぶまれる状況です。加えて、養殖用種苗の生産や中間育成の体制は構築されておらず、安定的な生産サイクル・技術の確立が求められております。現在、国は東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の汚染水から放射性物質の大部分を除去した「ALPS 処理水」の海洋放出に伴い、令和4年度第2次補正予算において、新たな魚種や漁場開拓等に係る漁具等への支援など500億円の基金を造成し、風評影響を最大限抑制する取組みを展開しておりますが、支援内容は限定的であり、海洋放出の影響は甚大であると憂慮されます。つきましては、水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望いたします。 (3) 計画的で安定的な生産が期待できる魚類養殖事業の施設・設備導入及び飼料代等への財政支援を行うこと。</p>	<p>サケ・マス類の海面養殖に必要となる共同利用施設の整備や、飼料費を含めた養殖に要する経費については、国の補助事業の対象とされており、県では、海面養殖の経営安定に向け、こうした国事業の活用を推進しています。 また、県独自に、内水面養殖業者と連携した養殖用種苗の安定供給を図るとともに、サケふ化場の有効活用による養殖用種苗の生産等を進めており、引き続き、関係団体と連携しながら、サケ・マス類の海面養殖の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 32. 持続的操業可能な水産業について 近年、海洋環境の変化等による秋サケやサンマなどの主要魚種の不漁の影響をはじめ、新型コロナウイルス感染拡大による水産物市給の変化、世界情勢を背景とした原油価格等の高騰など、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増している状況です。このような中、当市では、地域水産業の中核的機能を担う漁業協同組合や魚市場の経営改善に努めながら、計画的な生産による水産業振興を図るため、魚類養殖事業に取り組んでおりますが、魚類養殖は初期投資に多額の費用を要し参入障壁が高いほか、魚粉の高騰等により、経費の大部分を占める養殖飼料代が高騰しており、事業存続が危ぶまれる状況です。加えて、養殖用種苗の生産や中間育成の体制は構築されておらず、安定的な生産サイクル・技術の確立が求められております。現在、国は東日本大震災の影響による東京電力福島第一原子力発電所の汚染水から放射性物質の大部分を除去した「ALPS 処理水」の海洋放出に伴い、令和4年度第2次補正予算において、新たな魚種や漁場開拓等に係る漁具等への支援など500億円の基金を造成し、風評影響を最大限抑制する取組みを展開しておりますが、支援内容は限定的であり、海洋放出の影響は甚大であると憂慮されます。つきましては、水産業の持続的発展を図るため、下記の事項について要望いたします。 (4) クロマグロの放流数を含む漁獲実績数量等に基づき、漁獲可能量(TAC)制度における知事管理量の拡大に向け、国に働きかけること。</p>	<p>国際的な資源回復の取組が進められているクロマグロについては、国が毎年度、各都道府県に対し、小型魚と大型魚に分け、漁獲可能量を配分しています。県では、小型魚は、全量を定置漁業に配分し、大型魚は、定置漁業と小型漁船漁業での総量管理としていますが、令和5年は、大型魚の大量漁獲があったことから、小型魚の配分量の一部を大型魚に振り替えるほか、国に対し、大型魚の漁獲可能量の追加配分や配分方法の見直しなどを要望しています。今後も、クロマグロの来遊が見込まれることから、国に対し、漁獲可能量の拡大を要望するなど、関係機関・団体と連携しながら、取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 33. 秋サケの資源回復と海面魚類養殖の生産技術確立について(山田町) 秋サケ資源の回復と海面魚類養殖の生産技術確立が図られますよう、特段の御高配をお願いいたします。 本県の秋サケ漁は、ピーク時には7万トン(平成8年度)の漁獲量を超えるまでに発展いたしました。昨年度は446トンとこれまで経験したことのない危機的状況となっております。また、国内ではサケ・マス類の試験養殖に乗り出す動きが広がっており、本町漁協においても試験養殖を実施しておりますが、種苗確保や生産経費の縮減など安定生産に向けた課題もあることから、継続的な研究開発が必要となっております。 つきましては、秋サケ資源の回復と海面魚類養殖の生産技術確立に向け、引き続き調査・研究・指導に取り組まれますとともに、加えて「県産サーモン」の統一したブランド化が図られますよう特段の御高配をお願いいたします。</p>	<p>秋サケの回帰率低下の原因である稚魚放流後の減耗は、春期沿岸の高水温化などサケ稚魚の生育環境の悪化や北上回遊に適した期間が以前より短くなっていることが要因の一つと考えられています。 このため、県では、生残率が高いとされる大型で強靱な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取り組んでいるほか、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発、定置網で漁獲された親魚や県外からの移入卵の活用による種卵確保等に、漁業関係団体と連携しながら、引き続き、取り組んでいきます。 海面魚類養殖については、トラウトサーモン種苗の海水適応能力向上など、生産性向上のための技術開発に取り組んでいるところであり、引き続き、効率的な養殖技術の開発や種苗の安定供給体制の構築などを進めていきます。 「県産サーモン」の統一したブランド化については、現在、各地域でギンザケ、トラウトサーモン、サクラマスといった異なる魚種を対象に、餌を工夫したり名前を公募決定するなど、各地域の特色を生かしたブランド化に向けた独自の取組が行われています。 県では、こうした各地域の取組を尊重しながら、岩手の清浄な海域で育てられた高品質なサーモンであることを強く訴求するなど、「いわて県産サーモン」として全体の知名度向上を図るなどの取組を進めており、今後も、関係者の意見を聴きながら、本県におけるサケ・マス類海面養殖のより一層の振興を図っていきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 34. 水産業の元気再生への支援について(普代村) 近年、サケ、サンマ、スルメイカなどの水揚量が急激に減少しております。本村では、特に、サケを重要な水産資源としておりますが、大震災や近年の海洋環境の変化等の影響によるものとされ、減少に歯止めがかからない状況にあります。 サケの水揚量の減少は、漁家や漁協の経営を直撃しているだけでなく、水産加工業界などにも広範な影響が出ております。 また、養殖コンブとともに、本村の漁家経営の柱となっている養殖ワカメが、度々スイクダムシによる病虫害被害を受け、生産量が激減しております。 水産業に支えられてきた村の経済は、現在、サバなどの一部魚種の水揚げによる明るい兆しは見えるものの、引き続き厳しい状況にあり、水産業の元気再生が喫緊の課題となっておりますので、下記事項について特段のご高配を賜りたく要望いたします。 (1) サケの回帰率向上に向けた稚魚の強靱化など、あらゆる取り組みを強化すること。</p>	<p>県では、不漁原因の解明に向け、国の研究機関等と連携しながら、放流後のサケ稚魚の移動や成長等の調査研究を進めるほか、回帰率の向上に向け、「さけ、ます増殖緊急強化対策事業」により、放流稚魚の強靱化に寄与する改良餌の導入等を支援しています。 また、稚魚の生産に必要な種卵を確保するため、親魚の確保を支援するとともに、北海道等に種卵の供与への協力を要請するなど、サケ増殖団体と連携し、サケ資源の回復に向けて、全力で取り組んでいきます。 サケ資源の回復を図る事業に要する経費を令和6年度一般会計当初予算に計上しており、引き続き、サケ増殖団体と連携し、サケ資源の回復に向けて取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 34. 水産業の元気再生への支援について(普代村) 近年、サケ、サンマ、スルメイカなどの水揚量が急激に減少しております。本村では、特に、サケを重要な水産資源としておりますが、大震災や近年の海洋環境の変化等の影響によるものとされ、減少に歯止めがかからない状況にあります。 サケの水揚量の減少は、漁家や漁協の経営を直撃しているだけでなく、水産加工業界などにも広範な影響が出ております。 また、養殖コンブとともに、本村の漁家経営の柱となっている養殖ワカメが、度々スイクダムシによる病虫害被害を受け、生産量が激減しております。 水産業に支えられてきた村の経済は、現在、サバなどの一部魚種の水揚げによる明るい兆しは見えるものの、引き続き厳しい状況にあり、水産業の元気再生が喫緊の課題となっておりますので、下記事項について特段のご高配を賜りたく要望いたします。 (2) 養殖ワカメの生産量回復のため、スイクダムシ付着の被害発生状況に係る調査研究と被害防止対策への支援を行うこと。</p>	<p>養殖ワカメの品質に影響を及ぼすスイクダムシについて、現時点で、発生や付着を防ぐことは難しいところですが、県では、スイクダムシの発生・付着に関する予測技術の開発に取り組んでおり、養殖ワカメへのスイクダムシの付着が拡大する2～3週間前に、被害の発生予測が可能となったところです。 こうした予測技術を活用し、被害防止対策を支援するとともに、引き続き、スイクダムシの生態解明など、養殖ワカメの安定生産に向けた取組を進めていきます。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>水産振興課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 35. 水産業振興について(野田村) 自然環境の変化に起因すると考えられている近年の「サケ」の大不漁をはじめ、県内全域で発生した麻痺性貝毒やへい死は、村の特産物である「荒海ホタテ」の流通に多大な影響を及ぼすなど、東日本大震災から立ち上がった漁業関係者は、新たな課題に直面しております。「サケ」の資源回復と「荒海ホタテ」に代表される村の養殖品目の収穫の安定化は、早急に対策を講じる必要があるとともに、水産資源の維持・回復のための研究・対策は、漁業関係者の経営の安定化と意欲の増進につながるものであります。 不漁等の原因究明と対策及び漁業関係者の経営安定に資する施策を実施されるよう、検討するとともに国に対しても要請するよう要望いたします。</p>	<p>海洋環境の変化に伴い、サケをはじめとする主要魚種の漁獲量の減少や、ホタテガイの麻痺性貝毒による出荷自主規制やへい死により、漁業者及び漁協の経営は厳しい状況に置かれています。 県では、サケ資源の回復に向け、国の研究機関等と連携しながら、放流後のサケ稚魚の移動や成長等の調査研究による不漁要因の解明を進めるほか、海洋環境の変化への適応が期待される大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の放流を推進しています。 サケ増殖事業の持続化に向け、増殖団体では、「サケふ化場再編マスタープラン」に基づくふ化場機能の集約化に取り組んでおり、県としても、助言等により増殖団体と連携しながら、取組を推進していきます。 また、ホタテガイの安定生産に向けては、県水産技術センターと連携し、へい死要因の解明と対策の検討を進めるほか、貝毒については、国に対し、発生予測技術や毒量の低減技術に関する調査・研究を要望しています。 さらに、サケの不漁やホタテガイの減産による漁業関係者の経営安定に向け、国に対し、「被災海域における種苗放流支援事業」によるサケ稚魚生産に必要な親魚の確保や水揚減少分への補填に対する支援を継続するとともに、漁業経営の安定に不可欠な「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算の確保を要望しています。</p>	農林水産部	水産振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 36. 海業振興支援について(大槌町) 当町においては、主要魚種であるシロサケの不漁が続いているほか、磯焼けの進行に伴い磯根資源の水揚げが激減しており、水産業に深刻な影響を及ぼしております。 当町では新たな取り組みとして、岩手大槌サーモンのブランド化及び生産規模の拡大、藻場再生事業、ウニの畜養等を行っており、近年では観光施策や教育施策との連携も進めております。このような中、水産庁では豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かし、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すため、海業(うみぎょう)の取り組みを推進しており、当町では、「サーモン養殖事業」、「ウニ畜養事業」、「藻場再生事業」、「ダイビング等を活用した観光振興事業」及び「小中高生を対象にした海洋学習」において、漁場、漁港、漁村が一体となった地域活性化を実現するため、海業振興モデル地区の申請を行い、全国で12地区、東北では唯一の海業振興モデル地区の選定を受けました。魚類養殖及び磯焼け対策、ウニ畜養拠点として、吉里吉里漁港内の静穏水域及び吉里吉里フィッシャリーナ等を検討しております。しかしながら、当町内の漁港はすべて岩手県営であり、漁業協同組合等関係機関の要請に則した計画的な運用が前提となっているため、漁港管理者である岩手県のご支援、ご協力が必要となっております。つきましては、水産資源の回復に向けた取り組みを強化するとともに増養殖事業の推進をはじめ地域の漁業生産力を回復するための生産性の向上及び地域水産物の高度利用による付加価値の向上のため、技術的・財政的支援について、国及び県への働きかけを要望いたします。</p>	<p>県では、国に対し、サケふ化放流事業の再生に向けた支援や、磯根資源の回復に向けた藻場造成や種苗放流等への支援のほか、漁獲から流通・加工までの一貫した産地づくりに係る取組への支援などを要望しています。 また、水産資源の回復に向け、サケふ化場や関係団体との連携を強化し、親魚確保から稚魚買上までの一連の経費を支援するなど、高い回帰率が期待できる遊泳力の高い強靱なサケ稚魚の生産に取り組むほか、漁協に対してアワビ種苗の生産、購入、放流に要する経費補助を行うとともに、ブロック投入等により藻場を造成するハード対策とウニの間引きなどを行うソフト対策を一体的に進め、藻場の再生に取り組んでいます。 さらに、地域漁業の生産性の向上に向け、新たな養殖として期待されているアサリ養殖の事業化に向けた取組や、サケ・マス類の海面養殖用種苗の安定供給に向けた体制構築に取り組んでいます。 加えて、地域水産物の高度利用による付加価値向上に向けて、県産サーモンフェアの開催や水産加工品の開発支援、新たな販路・物流モデルの構築などに取り組んでいます。 なお、これらの取組を進めるため、令和6年度一般会計当初予算に必要な予算を計上しており、引き続き、水産資源の回復とともに、生産性の向上及び地域水産物の付加価値向上に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課 漁港漁村課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 37. 増養殖漁業の振興について(山田町) 増養殖漁業の技術開発、ウニ、アワビなど磯根資源の回復、造成が図られますよう、特段のご高配をお願いいたします。 近年、気候変動や海洋環境の変化が原因と見られる主要魚種の不漁など、漁業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。 このような中、養殖漁業や磯根資源造成など増養殖漁業への注目度が高まっており、各種技術開発や安定的な種苗確保対策が求められております。 つきましては、増養殖漁業技術開発に関する調査・研究・指導に取り組まれるとともに、一般社団法人岩手県栽培漁業協会をはじめとした種苗生産団体等や種苗を導入する漁協、漁業者に各種支援事業を実施するなど、種苗の安定的且つ安価な生産供給体制の構築が図られますよう、特段のご高配をお願いいたします。</p>	<p>磯根資源造成に係る技術開発の調査・研究・指導について、県では、磯焼け漁場の過剰なウニを間引きし、蓄養する取組を漁協と連携して進め、高価格で取引される年末にも、一定の品質で出荷が可能となったところであり、引き続き、研究開発を進めるとともに、現場への普及に取り組んでいきます。 また、養殖業に係る技術開発の調査・研究・指導については、ワカメ養殖生産量の増大に向けて、通常の種類に比べて早い時期から収穫が見込める半フリー種苗の普及拡大に取り組んでいます。さらに、ホタテガイに比べ高温耐性があり、出荷までの期間が短いアサリ養殖の事業化やサケ・マス類の海面養殖の生産拡大など、新たな養殖業の導入に向けた取組を進めています。 種苗の安定的な生産供給体制の構築について、県では、ホタテガイ養殖について、県内での種苗生産数が需要を満たせていないこと等から、令和3年度から田野畑村地先等において採苗試験を行っています。この種苗を使った山田町での成貝までの養殖試験で良好な結果が得られていることから、令和6年度から、採苗の事業化に向けて取り組んでいます。 加えて、安価な種苗の生産について、県では、国の被災海域における種苗放流支援事業を活用し、令和6年度においても、アワビ・ヒラメ種苗放流経費への補助を継続します。 今後も、漁業者、漁業関係団体に寄り添い、水産資源の回復支援に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <水産業> 38. 漁業協同組合の経営状況の改善に向けた行動計画の策定及び実施に向けた支援について(田野畑村) 海洋環境の変化により主要魚種の水揚げ量が激減し、漁協経営は大変厳しい状況となっております。 本村漁協においては令和元年度以降、販売事業の大幅な赤字が続いており、さらには新型コロナウイルス感染症の流行や燃料・資材高騰のあおりを受け、かつてない経営難となっております。この難局を乗り越えるためにも、東日本大震災災害復興計画の後継となる10カ年の改善計画の承認が待たれるところであり、早期の財政基盤の安定化が求められています。 漁協経営の黒字化に向けて、村でも一定の支援は行っておりますが、定置網収入の増加や秋サケ回帰への専門的な技術支援を講じていただくとともに、アワビの種苗放流についても資金面での支援を強く要望します。</p>	<p>定置網収入の増加について、県では、漁業関係団体とともに「不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボーン宣言」を令和4年3月に宣言し、増加している資源の有効利用として、イワシ、サワラ等の増加している暖水性魚種の新たな販路・物流モデルの構築による付加価値向上に取り組んでいます。 また、サケ回帰率向上を図るため、生残率が高いとされる大型で強靱な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取り組んでいるほか、高水温耐性を持つ稚魚の生産技術の開発、定置網で漁獲された親魚や県外からの移入卵の活用による種卵確保等に、沿岸市町村や漁業関係団体と連携しながら全力を挙げて取り組んでいます。 アワビ種苗放流に係る支援については、令和4年度から、漁協に対してアワビ種苗の生産、購入、放流に要する経費への補助を再開したところですが、引き続き、国に対し、アワビ等磯根資源の回復に向け、漁協が実施する種苗放流に対する支援の継続を要望していきます。</p>	農林水産部	水産振興課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <林業> 39. 林業の振興について(葛巻町) 町土の約9割を山林で占める当町は、これまで交付金・補助事業など国、岩手県のご支援をいただくとともに、町独自で再造林・除間伐に対する助成、ふるさとづくり寄附金条例を制定しての間伐等の促進など森林振興はもとより、地球温暖化防止など環境問題の観点からも造林や間伐等を積極的に取り組んで参りました。最近の林業を取り巻く情勢は、コロナ禍による物流の停滞やロシアのウクライナ侵攻による影響により木材価格が落ち込み、原木・製品の流通が停滞し、木材価格の変動が激しく見通しが立たない状況にあります。こうした中、新たに創設された森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備の促進、さらには森林資源の適切な管理を図るための新たな森林管理システムの導入など、今後の森林振興の推進が期待されます。一方で、林業労働者の高齢化や担い手の減少、木材生産コストの増加などによる林業経営意欲の減退がみられるなど、依然として生産現場では厳しい状況が続いております。当町としては、このような状況を踏まえ、100年先の山林経営を見据えて、豊かな森林資源を保全するために、施業の集約化並びに路網の整備、間伐の推進、木材生産の循環システムを確立する再造林の拡大、林業担い手の確保及び木材の利活用促進と需要拡大が喫緊の最重要課題であると考えております。つきましては、当町のまちづくりを支える林業振興を推進するため、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。</p> <p>(1) 伐採及び間伐、再造林、苗木の生産・供給を含めた総合的な再造林対策のため、伐採から植栽までの一貫作業を推進すること。</p>	<p>将来に向けて安定した森林資源を確保していくためには、造林コストの低減を図りながら、着実に再造林等の森林整備を進めていくことが重要と考えています。</p> <p>県では、植え付け効率が良く、春季から秋季まで植栽可能なコンテナ苗木の安定供給に向けた生産施設整備への支援、伐採から再造林までを連続して行う一貫作業システムや低密度植栽を普及し、低コストな再造林を促進するため、森林整備事業(公共)に加え、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業などの国庫補助事業(非公共)やいわての森林づくり県民税を活用し、森林所有者等による森林整備を支援しています。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <林業> 39. 林業の振興について(葛巻町) 町土の約9割を山林で占める当町は、これまで交付金・補助事業など国、岩手県のご支援をいただくとともに、町独自で再造林・除間伐に対する助成、ふるさとづくり寄附金条例を制定しての間伐等の促進など森林振興はもとより、地球温暖化防止など環境問題の観点からも造林や間伐等を積極的に取り組んで参りました。最近の林業を取り巻く情勢は、コロナ禍による物流の停滞やロシアのウクライナ侵攻による影響により木材価格が落ち込み、原木・製品の流通が停滞し、木材価格の変動が激しく見通しが立たない状況にあります。こうした中、新たに創設された森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備の促進、さらには森林資源の適切な管理を図るための新たな森林管理システムの導入など、今後の森林振興の推進が期待されます。一方で、林業労働者の高齢化や担い手の減少、木材生産コストの増加などによる林業経営意欲の減退がみられるなど、依然として生産現場では厳しい状況が続いております。当町としては、このような状況を踏まえ、100年先の山林経営を見据えて、豊かな森林資源を保全するために、施業の集約化並びに路網の整備、間伐の推進、木材生産の循環システムを確立する再造林の拡大、林業担い手の確保及び木材の利活用促進と需要拡大が喫緊の最重要課題であると考えております。つきましては、当町のまちづくりを支える林業振興を推進するため、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。 (2) 林業労働力の確保を図るため、新規就業者や林業経営の担い手の育成に向けた取り組みを推進すること。</p>	<p>県では、林業就業者の確保・育成に向けて「いわて林業アカデミー」を開講し、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、将来的に林業経営体の中核となり得る現場技術者を養成するとともに、(公財)岩手県林業労働対策基金が行う新規就業者の確保に向けた就職相談会の開催や森林施業に必要な技術研修、林業事業体の就業条件の改善や事業の合理化に向けた取組等を支援しています。 また、県では、地域の森林経営管理の主体となる意欲と能力のある林業経営体の育成に向け、経営セミナーの開催や経営体が抱える課題解決に向けた専門家派遣等の実施により、経営力・技術力の向上を支援しています。 今後も、これらの取組を継続し、林業就業者の安定的・継続的な確保・育成や林業経営体の育成・強化に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <林業> 39. 林業の振興について(葛巻町) 町土の約9割を山林で占める当町は、これまで交付金・補助事業など国、岩手県のご支援をいただくとともに、町独自で再造林・除間伐に対する助成、ふるさとづくり寄附金条例を制定しての間伐等の促進など森林振興はもとより、地球温暖化防止など環境問題の観点からも造林や間伐等を積極的に取り組んで参りました。最近の林業を取り巻く情勢は、コロナ禍による物流の停滞やロシアのウクライナ侵攻による影響により木材価格が落ち込み、原木・製品の流通が停滞し、木材価格の変動が激しく見通しが立たない状況にあります。こうした中、新たに創設された森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備の促進、さらには森林資源の適切な管理を図るための新たな森林管理システムの導入など、今後の森林振興の推進が期待されます。一方で、林業労働者の高齢化や担い手の減少、木材生産コストの増加などによる林業経営意欲の減退がみられるなど、依然として生産現場では厳しい状況が続いております。当町としては、このような状況を踏まえ、100年先の山林経営を見据えて、豊かな森林資源を保全するために、施業の集約化並びに路網の整備、間伐の推進、木材生産の循環システムを確立する再造林の拡大、林業担い手の確保及び木材の利活用促進と需要拡大が喫緊の最重要課題であると考えております。つきましては、当町のまちづくりを支える林業振興を推進するため、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。 (3) 下刈りや除伐等の森林整備事業の予算を増額した上で、長期的、安定的に確保すること。</p>	<p>再造林等により植栽した樹木の生育を促し、森林資源を造成していくためには、下刈りや除伐等の保育作業を適時適切に行っていくことが重要と考えています。 県では、下刈りや除伐等の保育作業を促進するため、森林整備事業などにより、森林所有者等による森林整備を支援しています。 また、国に対し、再造林や除伐等の計画的な森林整備や路網の整備の一層の促進が図られるよう、森林整備事業等に必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 今後も、持続可能な森林経営の実現に不可欠な森林整備を一層促進していくため、必要な予算を十分確保するよう努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <林業> 40. 持続可能な森林経営と地域林業の再生につながる森林整備への支援強化について(岩手町) 近年の木材価格の一時的な高騰により、急速な立木伐採が進んでおりますが、伐採後の再造林やその後の森林施業が行われず、人工林における木材生産力の回復や森林の持つ国土保全、二酸化炭素の吸収などの多面的機能の維持が困難となっております。森林所有者の支援を継続、拡充することで、伐採後の早期の再造林へと誘導するべきところであり、森林整備事業(公共)の十分な予算確保を要望します。 また、森林病虫害による松枯れ被害も確認されております。森林環境の保全に向けて、被害木の搬出破碎処理に加え、林内での伐倒くん蒸処理など被害状況に応じた適切な支援を要望します。</p>	<p>(1) 森林は、県土の保全や水源のかん養、木材の供給など、多面的機能を有しており、こうした機能を将来にわたり発揮させていくためには、健全で多様な森林の育成が重要と考えています。 このため、県では、国に対し、計画的な森林整備の促進や、路網の整備、再造林の一層の推進を図るため、森林整備事業(公共)について、必要な予算を十分に措置するよう要望しています。 また、伐採から再造林までを連続して行う一貫作業システムや低密度植栽を普及し、低コストな再造林を促進するため、森林整備事業(公共)に加え、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業などの国庫補助事業(非公共)やいわての森林づくり県民税を活用し、森林所有者等による森林整備を支援しています。 今後も、低炭素社会の実現や持続可能な森林経営に不可欠な再造林等の森林整備を一層促進していくため、必要な予算を十分に確保するよう努めていきます。</p> <p>(2) 県では、松くい虫被害の北上を阻止し、被害拡大を防止するため、林内から搬出が可能な被害木については、搬出破碎処理に係る経費を支援しています。また、搬出が困難な被害木については、国庫補助事業を活用し、伐倒及びくん蒸処理に係る経費を支援しています。引き続き、森林環境の保全に向け、被害状況に応じた適切な支援を進めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <林業> 41. ナラ枯れ対策に係る財政支援について(田野畑村) 本村においてもナラ枯れ被害が拡大しており、被害監視の徹底や病虫害駆除、被害木の適切処理などの業務量が年々増えています。 本村においても森林病虫害等防除事業費補助金を活用して被害拡大の防止に取り組んでいますが、実施には限界があり、十分な対策を講じることができません。 被害地域を拡大させないためにも、引き続き県のご指導を賜りながら関係市町村が一体となって防除対策を推し進める必要があります。ナラ枯れ対策に係る十分な予算の確保と、市町村に対する財政支援を一層充実・強化いただくよう要望します。</p>	<p>県では、沿岸北部を中心にナラ枯れ被害が拡大していることから、国に対し、森林病虫害等防除事業予算の十分な措置とともに、被害地周辺での予防を目的とした伐採を支援する事業の創設を要望した結果、令和6年度の新たな補助メニューとして創設されたところです。 このことを受けて、県では、令和6年度一般会計当初予算において、ナラ枯れ被害木と未被害木の一体的な伐採・搬出を支援し、被害を受けにくい若い森林への更新を促進するための経費を新たに計上したほか、ナラ枯れ駆除等に係る予算も増額するなど、被害防除の取組を強化しています。 今後も、被害の状況等に応じながら効果的に事業を組み合わせ、関係機関と連携し、ナラ枯れ被害防止対策に取り組んでいきます。</p>	農林水産部	森林整備課	A 提言の趣旨に沿って措置

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <林業> 42. 持続可能な森林資源保全と活用について(九戸村) 地球温暖化による異常気象や災害の頻発、担い手不足による農地や山林の荒廃など、地域の環境を適正保全し、地球資源の持続可能な活用など、まさに「sDGs」の取組が求められている中、地域が育んできた自然資源や歴史文化を後世に引き継いでいく地域づくりを進めるため、次の項目につきまして、県のご支援をお願いいたします。 (1) 木質バイオマス等再生可能エネルギーの普及について 2050年までにカーボンニュートラル(二酸化炭素排出ゼロ)を実現するためには、本村のような比較的環境負荷が少ない地域においても、目標達成が難しい高いハードルであります。国が定めた第5次エネルギー基本計画からは、再生可能エネルギーの主力電源化が明記され、木質バイオマス発電においては、燃料の安定供給と持続可能性が求められています。本村では、令和5年5月27日に木の駅をオープンし、村内の森林資源の有効活用につなげたいと考えておりますので、県のご指導ご助言をお願いしたいこと。</p>	<p>県では、第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を踏まえ、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入や持続可能な森林の整備を促進しています。引き続き、木質バイオマスの熱利用等の取組を促進するなど、森林資源の有効活用に向けた取組を支援していきます。</p>	環境生活部	環境生活企画室	B 実現に努力しているもの
	<p>県では、豊富な森林資源を木質バイオマスエネルギーとして利用を促進するため、「いわて木質バイオマスエネルギー利用展開指針」を策定し、フォーラムの開催による普及啓発や、「木質バイオマスコーディネーター」の派遣による木質バイオマスボイラー等の導入・保守に関する技術的な助言に取り組んでいます。引き続き、木質バイオマスの熱利用等の取組を促進するなど、森林資源の有効活用に向けた取組を支援していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>【農林水産 常任委員会関係】 <林業> 42. 持続可能な森林資源保全と活用について(九戸村) 地球温暖化による異常気象や災害の頻発、担い手不足による農地や山林の荒廃など、地域の環境を適正保全し、地球資源の持続可能な活用など、まさに「sDGs」の取組が求められている中、地域が育んできた自然資源や歴史文化を後世に引き継いでいく地域づくりを進めるため、次の項目につきまして、県のご支援をお願いいたします。</p> <p>(2) いわての森林づくり県民税の有効活用について 県では、県民共有の財産である森林を、県民みんなで守り育てる取り組みとして「いわての森林づくり県民税」を平成18年度に導入し、「環境重視の森林づくり」や「森林との共生」に向け、各種取組が推進されているものと思いますが、一方で、財源的に十分活用されていないとも伺っております。</p> <p>つきましては、本村が推進している自伐型林業における小規模作業道整備への助成など、ぜひ、県民税の用途の対象範囲を拡大していただき、森林資源の保全に向け、一層の有効活用がなされますようお願いしたいこと。</p>	<p>「いわての森林づくり県民税」を財源として実施している「いわて環境の森整備事業」では、混交林誘導伐などの事業と一体的に実施される森林作業道の開設等を支援しています。</p> <p>森林作業道の基準は、林業用機械やトラック等の安全通行の確保、防災のための必要最小限の施設の設置を図りつつ、効率的な森林作業道を開設することを目的に設定しているものです。</p> <p>用途の拡大については、県内各地域の課題を把握し、事業評価委員会等の意見を聴きながら、検討していきます。</p>	農林水産部	林業振興課	B 実現に努力しているもの